




森林経営管理制度に係る取組事例集

VOL.1

林野庁 森林利用課

令和3年3月



はじめに

平成31年4月に森林経営管理法が施行され早2年が経過しようとしています。この間、全国の市町村、都道府県及び森林・林業の関係機関の皆様におかれましては、森林経営管理制度の円滑な運用に向けご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

森林経営管理制度は、市町村が主体となって地域の森林の経営管理を進める新たな制度であり、各地域が試行錯誤しながらアイデアを持ち寄り取組を進めてくださっています。この事例集は、そのアイデアを全国の皆様に共有し、制度のさらなる活用に貢献すべく作成したものです。わずかながらではありますが、この事例集が皆様の取組のお役にたち、地域の森林の経営管理が推進されることを期待します。

令和3年3月

林野庁 森林利用課長 箕輪 富男

掲載市町の担当者から皆様へ

大館市林政課 杉山係長 “最初の一步”これがなかなか難しい。公務員は尚更難しいですね。思い描いたストーリーを実現させるにはどうしたら良いのか？から始まった私の森林経営管理物語が全国の仲間の“最初の一步”の一助になれば幸いです。

登米市農林振興課 千葉主幹兼係長 経営管理が行われていない森林資源を有効に活用するためにも制度を効果的に活用していこうと考えております。全国の自治体の取組を参考にいただき、国や県の支援も頂きながら、地域林業の活性化を進めてまいりましょう。

秩父市森づくり課 牧野首席主幹 新しい制度ですので、実際取り組んでみるといろいろな課題にぶつかります。全国の自治体や関係者の方々の経験や知見を結集して、一緒に本制度を進めていきたいと思います。

富士市林政課 渡邊主査 本市は、手入れ不足の私有林の森林整備を進めるため、経営管理実施権配分計画を作成し、意欲と能力のある林業経営者に再委託する方法を基本に、制度を活用しています。本市の取組が参考事例となれば幸いです。

恵那市林政課 原田課長補佐 荒廃した森林を少しでも減らすよう、まずは実施しやすい場所からモデル的に実施することをお勧めします。モデル的に意向準備から集積計画作成、森林整備まで実施することで一連の事務と所要時間が把握できるため、次回の実施範囲が決めやすいと思います。

郡上市林務課 河本主幹 郡上市では災害に強い森林づくりのために森林経営管理制度を活用しています。昨年度から手探りの連続ですが、これからもいろいろな市町村の方と情報交換をさせていただきながら当制度に取り組んでいきたいと考えています。

有田川町林務課 児玉主任 どれだけ準備しても、事業を進めていく中で多くの課題が出てきます。少しずつでも事業を動かし、出てきた課題をコツコツと解決していくことで、知らず知らずのうちに地域独自の森林経営管理制度ができあがっていくと思います。

安来市農林振興課 大塚係長 まずは制度を進めてみるというスタンスの中で取り組みました。多くの疑問や課題が出てきましたが、課題解決をしていきながら少しずつ前進できました。今後の制度推進に役立つモデルケースとなったと感じています。

那賀町林業振興課 橋本参事 那賀町は、徳島県南部の1市4町と徳島県、(公社)徳島森林づくり推進機構で協議会を設置し、連携して事業に取り組んでおります。各市町で共通する部分は効率的に実施し、各市町独自の取組も行っております。

美馬市農林課 谷西事務主任 森林経営管理制度の運用を始めて、高齢化や相続問題、山林の規模や条件など、管理・運営の悩みを抱える所有者の多さに驚いています。自然災害に対する備え、水源のかん養、林業の活性化など、積極的な制度利用の促進から改善していきたいです。

御船町農業振興課 高添主査 御船町は、全国の他の市町村に比べると森林面積は小さく、地籍調査の進捗率も0%と厳しい状況ですが、地域林政アドバイザーとして、元森林組合職員のノウハウを活かしつつ活動しています。林業事業体と森林所有者を繋ぐことで地域林業の活性化に繋がるよう日々知恵を絞っています。

鹿児島市生産流通課 山中主査 本市からは令和元年度に県が県森林組合連合会に委託して行ったモデル事業について紹介させていただきます。参考にしてください。ありがとうございます。

目次

第1章 地域編

1.秋田県大館市	1
2.宮城県登米市	3
3.埼玉県秩父市	5
4.静岡県富士市	7
5.岐阜県恵那市	9
6.岐阜県郡上市	11
7.和歌山県有田川町	13
8.島根県安来市	15
9.徳島県那賀町	17
10.徳島県美馬市・つるぎ町	19
11.熊本県御船町	21
12.鹿児島県鹿児島市	23

第2章 取組編

1.意向調査	25
2.集積計画・配分計画	27
3.事業発注	29

第3章 資料編

1.秋田県大館市	31
2.宮城県登米市	41
3.埼玉県秩父市	50
4.静岡県富士市	59
5.岐阜県恵那市	68
6.岐阜県郡上市	77
7.和歌山県有田川町	86
8.島根県安来市	96
9.徳島県那賀町	104
10.徳島県美馬市・つるぎ町	114
11.熊本県御船町	124
12.鹿児島県鹿児島市	131

付録（意向調査の傾向分析）	141
---------------	-----

索引	145
----	-----

掲載地域



第1章

地域編

第1章では、ヒアリング対象12地域の
取組体制や業務フローのポイントを紹介
する

1. 秋田県大館市

森林・林業の専門職員が不在の中、先行して市内部に森林経営管理制度に対応する人員を雇用・育成し、市が主体となった取組を推進。面的にまとまった意向調査の実施、集積計画の策定を通じ、林業経営の効率化、秋田スギブランドの振興を図る計画

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・意向調査票は林野庁「事務の手引」をベースとしつつ、設問を簡素化
- ・意向調査票とともに、パンフレットも同封するが、細かな点は説明会を開催し、フォローする

💡 アイデア

- ・事前に説明会や市の広報誌による周知を行うとともに、あらかじめ各種の所有者情報の突合せを行うことで、確実な意向調査の実施が可能

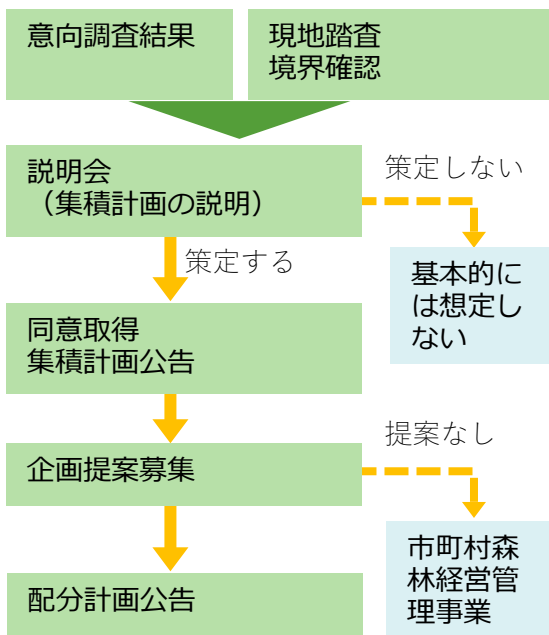
⚠️ 事前準備は委託し、調査自体は直営で

- ・対象森林の抽出、所有者情報の突合せを GIS で解析する事前準備を外部委託する一方、実際の意向調査業務（調査票の発送や集計）は市自らが実施

📌 Memo

- ・所有者探索は市の市民課の協力で実施（市外に転出・転籍した場合は追いかけて、ひとまずは、市で保有する情報の範囲で探索を実施）

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査後に改めて説明会を開催し、集積計画について理解を得た後、個別訪問をくり返しなが
ら、市自らによる同意取得を実施
- ・現地踏査も市が直営で実施（境界確認には専用
のGPS機能付きタブレットを導入）

💡 アイデア

- ・林業経営者が長期的な視点で計画的に施業を実施
できるように、存続期間を20年に統一
- ・再委託を希望する集積計画の数が多い企画提案に
高配点し、集約化を促進（まずは、より多くの森
林を再委託につなげることを検討）

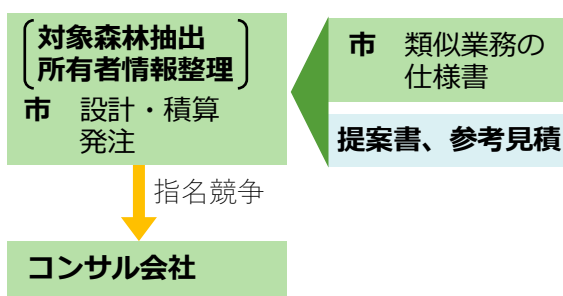
⚠️ 事前情報があるからこそ、安心して集積計画へ

- ・意向調査の事前準備で、GIS上で林業経営の適否
を検討しているため、ある程度、林業経営者への
再委託を念頭に置くことが可能になり、回答があ
った森林で安心して集積計画を策定できる。

i Memo

- ・意向調査の結果判明した所有森林（当初、意向調査の対象としていなかった天然林等）について
も集積計画に組み入れている。

4 事業発注（意向調査の準備）



👍 ポイント

- ・事業者から技術提案書を徴取し、市の類似業務の
仕様書も参考にしながら仕様書を作成
- ・併せて、参考見積も徴取し、積算に活用

💡 アイデア

- ・航空レーザ計測データを持ち合わせていないが、
国土院や国土交通省が公表するオープンデー
タを活用し、傾斜区分や樹冠疎密度等を解析

⚠️ 市全域ではなく、当分の間の計画を策定

- ・市内を20年で一巡する長期計画の下で、直近5
年分の意向調査対象森林のみを確定。その先の対
象森林については、その後の所有権移転、施業履
歴等も注視しながら改めて解析する計画

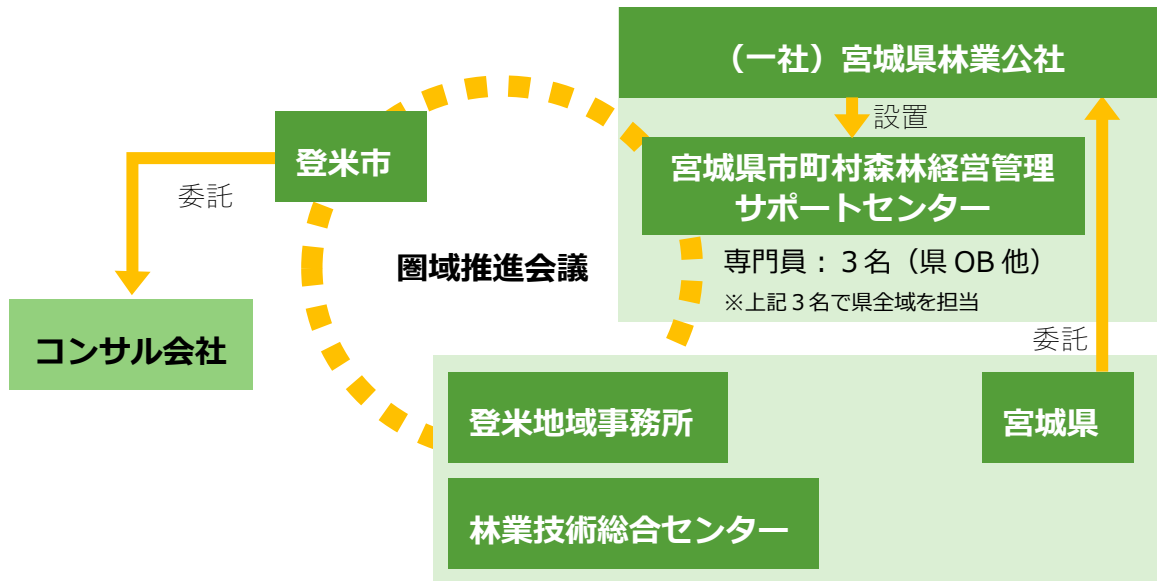
i Memo

- ・令和2年度は、県において航空レーザ計測を実施し、当該データの解析を市が行う予定

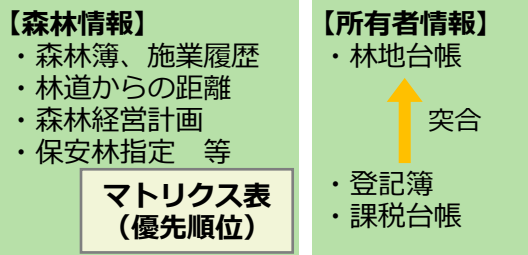
2. 宮城県登米市

登米市、宮城県（登米地域事務所、林業技術総合センター）、宮城県市町村森林経営管理サポートセンターで「圏域推進会議」を構成。県が策定したガイドラインを参考に、森林経営管理制度の対象森林や取組の優先順位を地域の関係者と協同で策定

1 取組の体制



2 意向調査



【意向調査】※業務委託
・調査票を郵送
・説明資料を同封（説明会なし）
・督促状の送付1回

【集計・分析】
・エクセル表に入力
・GISに取り込み図示化

👍 ポイント

- ・林地台帳の更新（所有者情報の整理）から意向調査結果の整理までを一括して外部委託
- ・意向調査時には説明会を開催せず、資料送付で対応。調査票の設問は周辺情報も含め、多めに設定

💡 アイデア

- ・管内を町単位で16地区に分け、意向調査の優先順位をマトリクス表として整理。地域の関係者と協同で策定

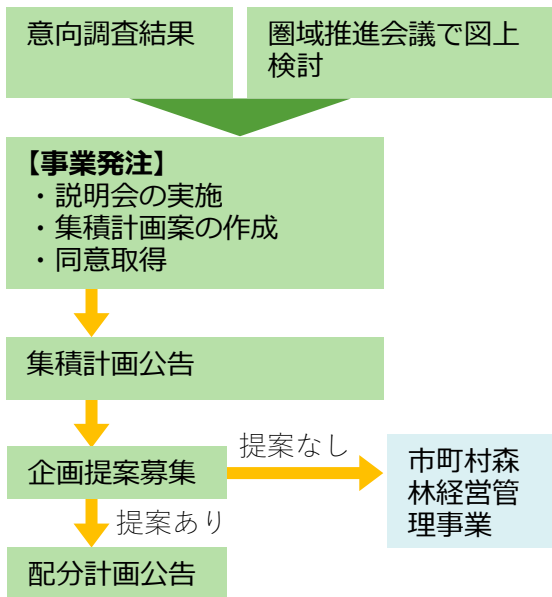
⚠️ GISによるデータの一元管理

- ・対象森林の抽出から意向調査対象リスト、意向調査の結果までを県下共通の森林GISで一元的に一元管理。関係者との情報の共有もスムーズに。

📌 Memo

- ・優先順位は、意向調査対象森林の割合、境界情報の精度、林道からの距離、森林経営計画の策定率、保安林の指定状況、獣害・病虫害の有無に加え、埋蔵文化財包蔵地の有無なども考慮

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査結果を踏まえ、圏域推進会議で検討した後、改めて業務委託し、集積計画の策定を行う。

💡 アイデア

- ・意向調査のタイミングに代え、集積計画の策定段階で説明会を開催。意向調査が無回答だった人も含め、幅広く説明会を案内する考え

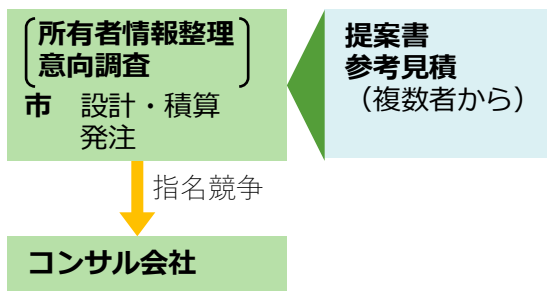
⚠️ 意向調査から集積計画の策定までを2箇年で

- ・意向調査結果をしっかりと整理し、調査を実施した翌年度にまとめて集積計画を策定
- ・前年度に確定した意向調査結果をもって次年度の予算を措置し、正確な事業発注を行えるよう心がけている。

📌 Memo

- ・登米市は森林経営計画の策定率が比較的高く、林業経営者への再委託の可能性が高いと想定
- ・上記については検討中の事項を含むので留意

4 事業発注（準備から意向調査）



👍 ポイント

- ・技術提案書・見積書を複数者から事前徴取し、それらを参考に仕様書作成、予定金額の積算を実施
- ・委託業務の内容は、圏域推進会議で協議しながら決定

💡 アイデア

- ・所有者情報の整理（各種情報との突合せ、林地台帳の更新）は市内全域を一斉に実施し、今後の取組の情報基盤を初年度にあらかじめ整理

⚠️ 契約に競争性を確保

- ・意向調査対象（面積や所有者規模）を明確にするとともに、必要となる資料を貸与するなどの対応をとることで、事業者が的確に応札額を算出できるようにし、競争入札の実施が可能となった。

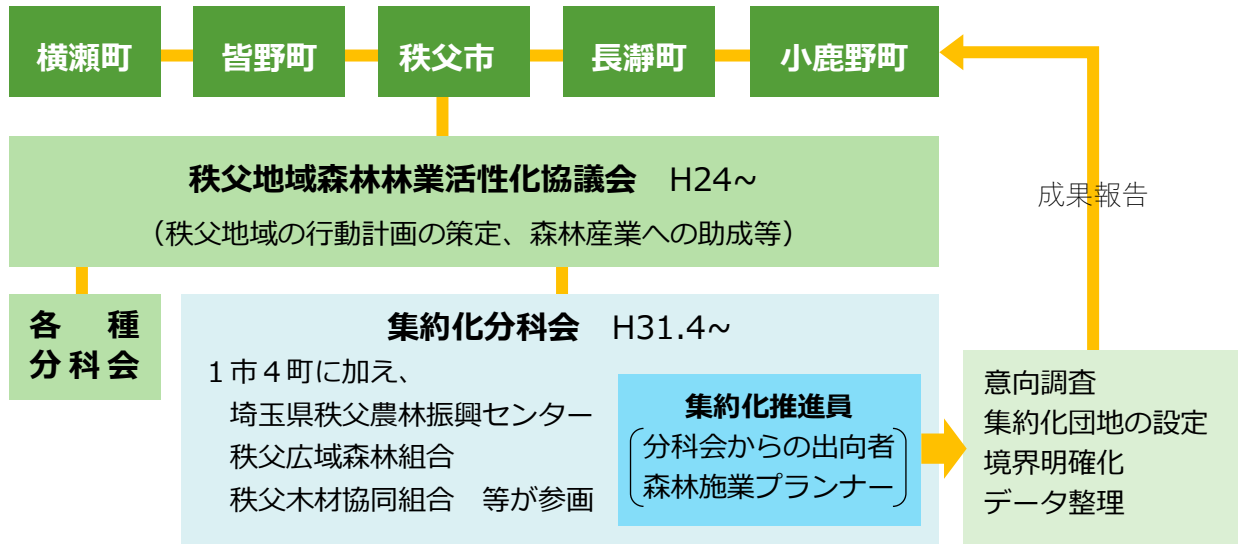
📌 Memo

- ・技術提案書をもとに仕様書を作成したが、適宜の打合せ・協議を設けるよう定めることで、方向性を揃えながら、委託業務を遂行（意向調査結果の集計方法について、特に注意しながら打合せを重ねた。）

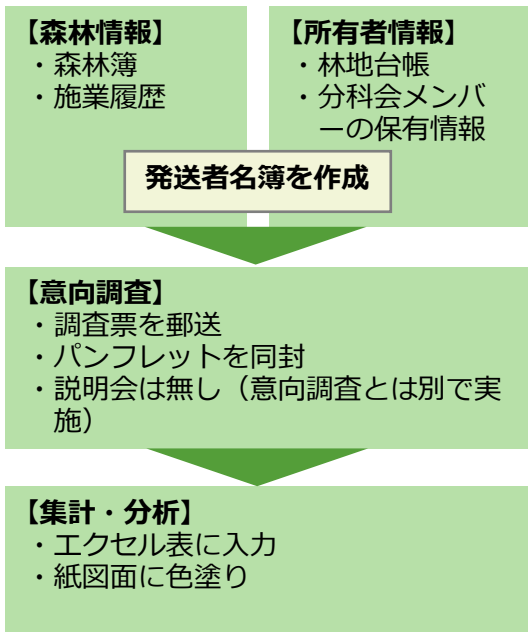
3. 埼玉県秩父市

秩父地域（1市4町）で設置した既存の協議会に、森林経営管理制度に対応する新たな組織を立ち上げ、専門員（森林施業プランナー）を配置。森林・林業の専門部局を擁する秩父市が地域の旗振り役としてリード

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・意向調査票は林野庁「事務の手引」をベースにし、パンフレットは市販のものを利用
- ・施業履歴の整理など、対象森林の選定は集約化推進員で対応

💡 アイデア

- ・後々の施業集約化（森林経営計画の策定等）を考え、森林計画区でまとめて意向調査を実施
- ・各市町1地区（計5地区）ずつ、意向調査を実施。秩父市では旧町村のバランスにも配慮

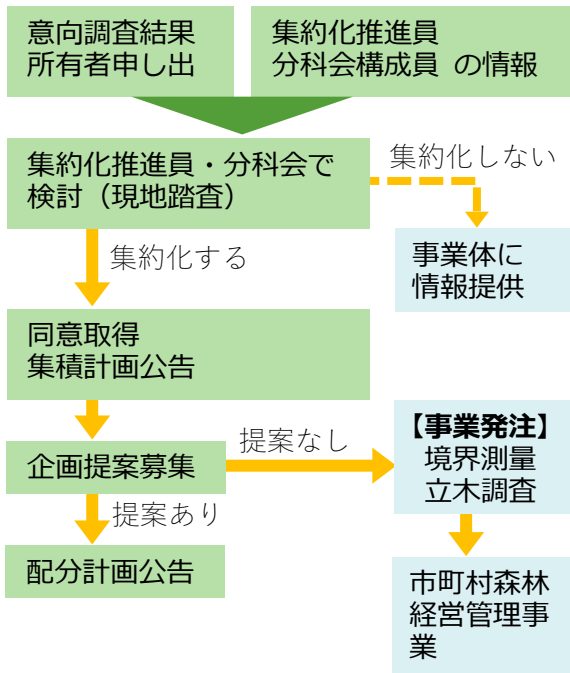
⚠️ 過年度の経験を踏まえ、意向調査票を工夫

- ・「何の情報をもとに自分宛に送られてきたのか」という問合せが多かったことから、「森林簿と林地台帳です」と調査票に明記。連絡をとりやすいようにメールアドレスの入力も追加で依頼

📌 Memo

- ・横瀬町と長瀬町は、森林経営管理制度のPRも兼ねて、市街地に近い地域から、皆野町は人工林資源の豊富な地域から取組を開始。進め方は協議会の場で市長・町長の了承を得ている。

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・集積計画を公告するまでに現地踏査はするが、境界測量や立木調査は市町管理の場合のみ実施
- ・全ての集積計画で一旦企画提案を求め、提案がないことをもって「林業経営に適さない」とし、市町で間伐事業を発注

💡 アイデア

- ・集積計画への同意取得は所有者に個別訪問（集約化推進員と市町職員で対応）

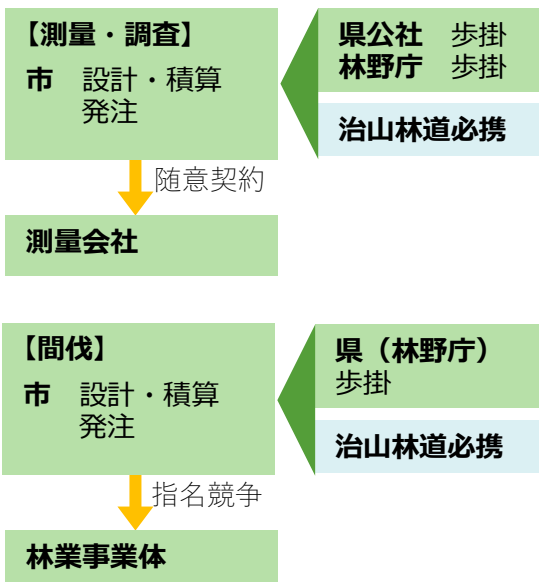
⚠️ 団地化を念頭に追加で個別協議

- ・常に団地化を考え、必要があれば積極的に意向調査対象外の森林（隣接する施業履歴有の森林等）についても同意取得し、集積計画を策定

i Memo

- ・分科会メンバー（集約化推進員、市町職員、県現地機関）で必ず現地踏査を実施し、団地化が可能か、どのような施業内容にするかを全員でライン合わせ。その結果をもって、所有者の同意取得を進める。

4 事業発注（現地調査・間伐）



👍 ポイント

- ・境界測量・立木調査の歩掛は、埼玉県農林公社の工程や林野庁の業務参考単価を使用。諸経費や班編制の考え方は、治山林道必携を参照
- ・間伐の歩掛（直接経費）は、森林整備事業の作業工程表を使用し、諸経費は治山林道必携を参照

💡 アイデア

- ・秩父市がフォーマットとなる書類を一式仕上げ、関係4町に共有することで事務を効率化

⚠️ 境界明確化を嫌がらない

- ・森林組合の仕事の経験もある測量会社に依頼。現地立ち会い、杭打ちも実施。地籍調査が終わってなくても、着実にやっていく考え

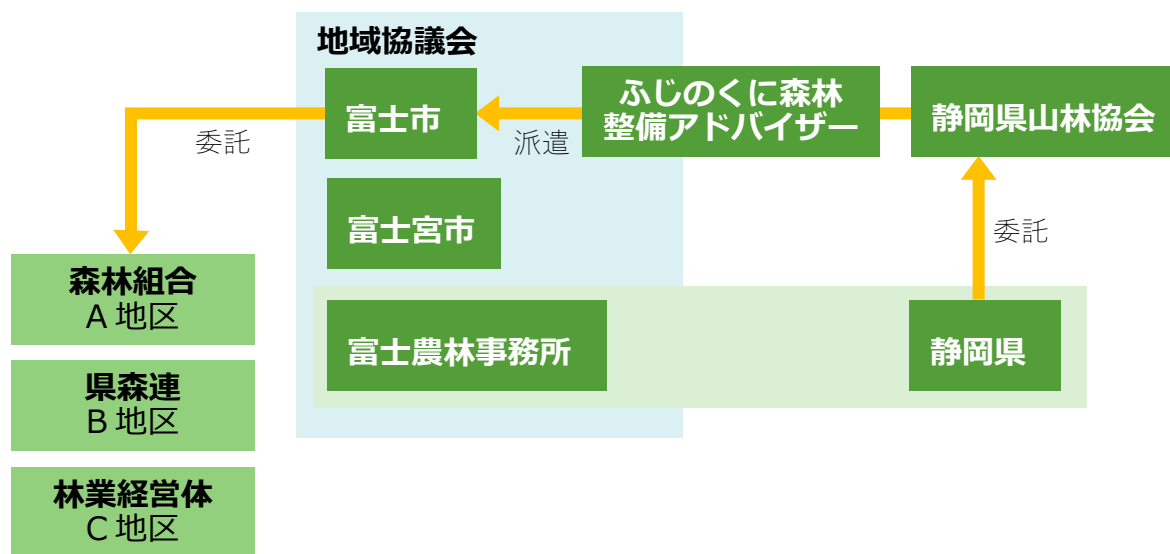
i Memo

- ・治山林道必携で参照した通知は「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」（いずれも、林野庁長官通知）

4. 静岡県富士市

県の農林事務所単位で設置された地域協議会での議論や県が運営する「ふじのくに森林整備アドバイザー」を活用しながら森林経営管理制度に取り組む。林業経営者への再委託を念頭に、地域で集約化施業に取り組む森林組合等に意向調査や現地踏査を委託し、効率性を確保

1 取組の体制



2 意向調査

【森林情報】

- ・森林簿
- ・森林経営計画
- ・施業履歴

【所有者情報】

- ・林地台帳
- ・登記簿
- ・課税台帳

【意向調査】※業務委託

- ・調査票を郵送
- ・パンフレットを同封
- ・地区説明会、個別相談会を開催

【集計・分析】

- ・エクセル表に入力
- ・紙図面に色塗り

👍 ポイント

- ・意向調査票はアンケートと称して、簡易（法定2事項のみ）にし、細かな点は説明会等でカバー
- ・森林情報の整理などは市が直営で実施し、意向調査の実施から業務委託

💡 アイデア

- ・意向調査の結果を踏まえ、市の方向性を判定通知としてお知らせするとともに、改めて申出書という形で集積計画作成に向けた意思を確認

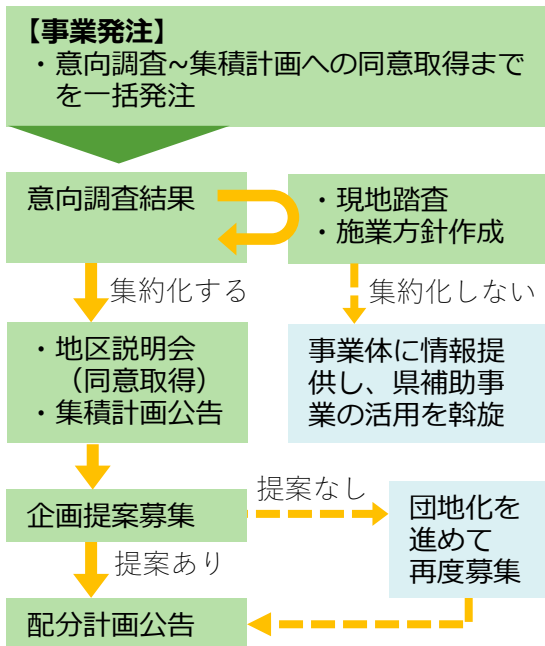
⚠️ 集約化施業に取り組む事業者に委託

- ・森林経営計画を策定するなど、地域で集約化施業に取り組む林業経営体に意向調査を委託し、既存の団地との連携など出口対策を念頭に取組を実施

i Memo

- ・地区説明会や個別相談会は、市と受託者のみならず、県や森林整備アドバイザーも参加するなど地域の関係者一体で対応

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査の実施と併せ、現地踏査や集積計画案の作成、同意取得に向けた地区説明会の開催などを林業経営体に業務委託（一括して発注）

💡 アイデア

- ・存続期間は森林経営計画一期分の5年+1年程度とし、存続期間満了後は、そのまま林業経営者に森林経営計画に基づく集約化施業の継続を依頼
- ・補助金の活用も含め所有者還元を考慮した集積計画の記載事項とし、これを企画審査基準で考慮

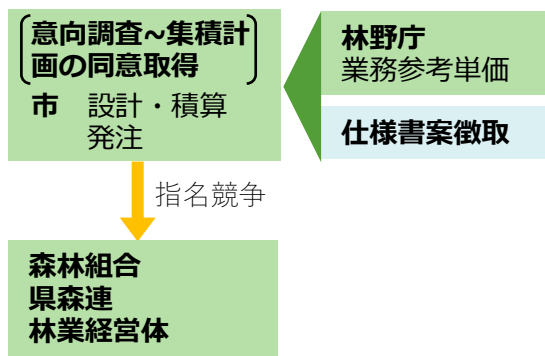
⚠️ 配分計画の策定を基本

- ・配分計画を策定し、林業経営者に再委託することを念頭に集積計画の策定可否を判断。当分の間は市町村森林経営管理事業を極力行わない方針

📌 Memo

- ・林業経営に適さない森林は、「森林づくり県民税」を財源とした「森の力再生事業」等を活用し、林業経営体による事業実施に向けて協力

4 事業発注（意向調査～同意取得）



👍 ポイント

- ・意向調査や現地踏査等の歩掛は、林野庁の業務参考単価を参考とし、現地の状況に合わせパーセント補正。諸経費は加算しない。

💡 アイデア

- ・受託できる業務の範囲やレベル感を把握するものとして、複数の事業体から仕様書案を徴取し、地域協議会で検討し、仕様書を作成

⚠️ 結果を踏まえ、設計単価を調整

- ・林野庁が提示した業務参考単価はヘクター当たり単価であり、所有規模が小さいときの手間や労力が反映されないことから、単価補正を追加で検討

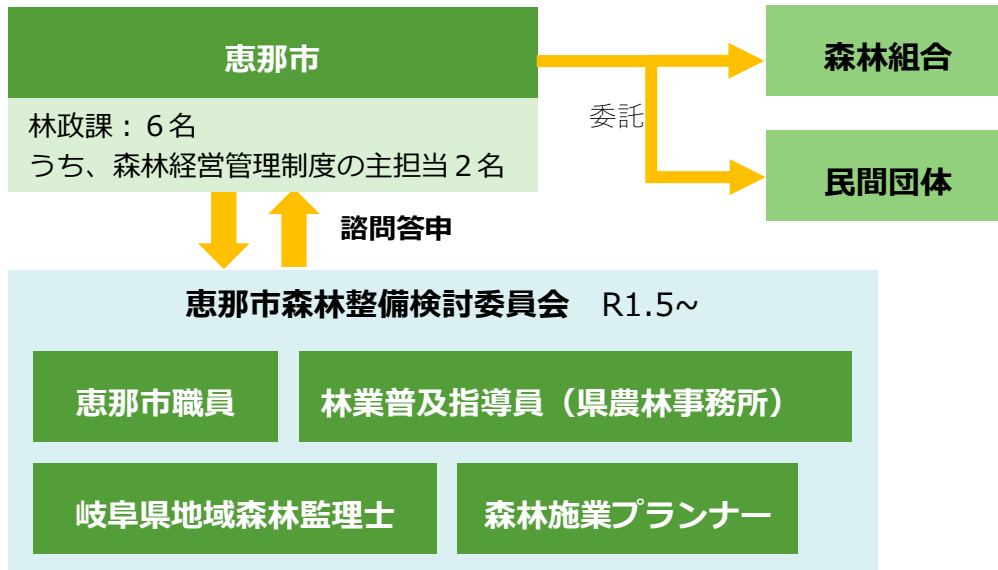
📌 Memo

- ・県が公表する法36条の民間事業者であること等を要件として指名競争入札を実施し、競争性を担保

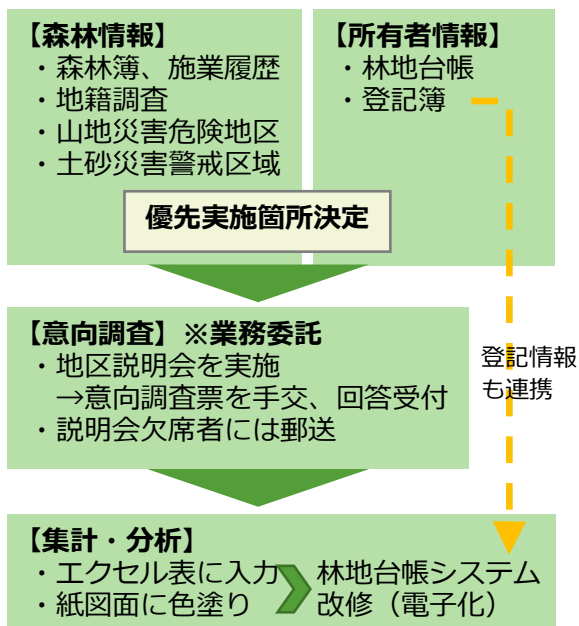
5. 岐阜県恵那市

林業の専門家による委員会（市長諮問機関）を設置し、森林経営管理制度の取組方針を検討。意向調査の優先順位を4段階に分け、最優先箇所からモデル的に取組を展開。意向調査業務等を森林組合や地元の民間団体に委託して制度に取り組む。

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・地区説明会を開催し、その場で意向調査票を手交
- ・意向調査票は林野庁の「事務の手引」をベースとしつつ、簡単に、文字を大きく構成

💡 アイデア

- ・優先実施箇所を委員会で事前に決定。モデル地区から順次取組を拡大
- ・生存する登記簿上の所有者に意向調査をするよう住民票、戸籍の附票を確認

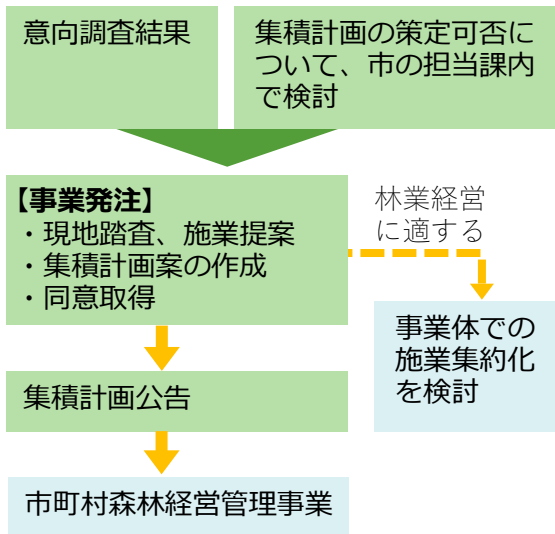
⚠️ 地元要望等も踏まえ、優先順位を決定

- ・地区住民の要望や山地災害リスクなども踏まえ、優先順位を決定

i Memo

- ・森林環境譲与税を活用して市町村森林経営管理事業を実施するため、税の趣旨を踏まえ、災害等の防止を図ることを念頭に山地災害リスクの高い箇所を優先的に実施

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・ 現地踏査、集積計画案の作成、所有者の同意取得について森林組合や民間団体に委託
- ・ 同意取得は個別訪問で対応（説明会はしない）

💡 アイデア

- ・ 切捨て間伐の実施を念頭に置き、所有者情報を把握し、境界を明らかにできた森林から順次、集積計画を策定し、速やかに森林整備に移行することとしている。必ずしも面積的なまとまりが確保されなくても集積計画の策定を進める考え

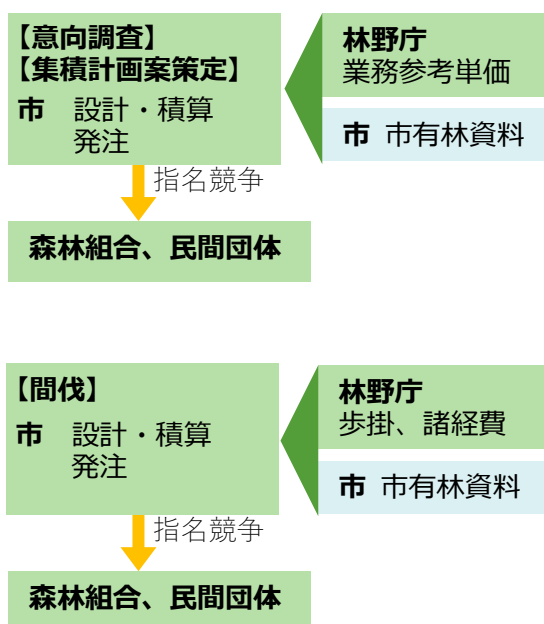
⚠️ 集積計画を作る前に現地を確認

- ・ 集積計画の内容の正確性に期し、所有者に施業内容を説明できることから、集積計画を策定する前に現地踏査を行う。

i Memo

- ・ 林業経営が成り立つ森林についても、モデル的に配分計画の策定、林業経営者への再委託まで進めてみることをしているが、基本的には、林業事業体への斡旋を行い、森林経営計画の作成を通じた施業集約化で対応することを考えている。

4 事業発注（意向調査～間伐）



👍 ポイント

- ・ 意向調査業務や集積計画案の策定業務は、林野庁の業務参考単価を参考にし、諸経費は加算しない。
- ・ 間伐事業については、現場の難易度や立木のサイズに応じて、歩掛をパーセント補正

💡 アイデア

- ・ 意向調査業務と現地踏査から集積計画案策定業務は別々に設計し発注（令和2年度は、元年度の取組結果を踏まえ、一括発注で対応）

⚠️ 市有林の仕様書、積算を準用

- ・ 市有林における事業発注資料を用いて、仕様書の作成や積算を実施

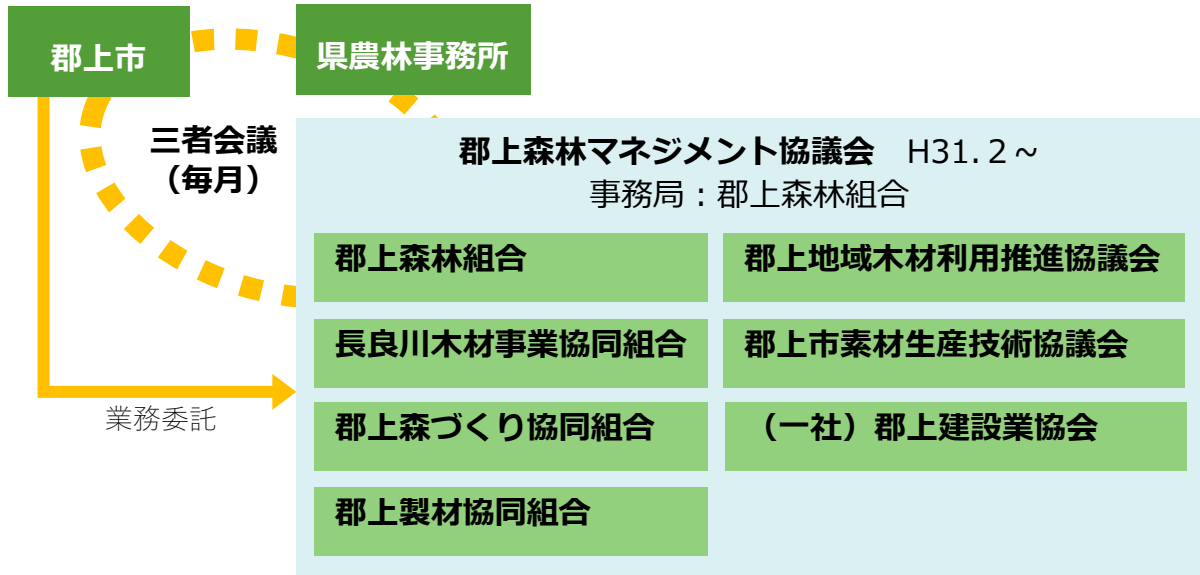
i Memo

- ・ 間伐の歩掛（直接経費）は森林整備事業の作業工程表を使用し、諸経費は森林整備保全事業設計積算要領（林野庁長官通知）を参照

6. 岐阜県郡上市

林業成長産業化地域構想に基づき川上・川中・川下の連携を進めるほか、森林経営管理制度の推進母体として、民間団体による協議会を設立。協議会と市、県の三者会議で連携を密にし、森林経営管理制度を推進

1 取組の体制



2 意向調査

【森林情報】

- ・森林簿、施業履歴
- ・市森計ゾーニング
(環境保全林)
- ・防災対策

【所有者情報】

- ・登記簿
- ・課税台帳
- ・住民情報

優先順位を策定

【意向調査】※業務委託

- ・地区座談会を実施
→意向調査票を手交、回答受付
- ・説明会欠席者には郵送

【協力依頼】

所有者に関する
情報提供

【所有者探索】

登記専門員
(市雇用)

【集計・分析】

- ・エクセルで集計

👍 ポイント

- ・地区座談会を開催し、その場で意向調査票を手交
- ・調査票はアンケートと称して、簡易なものとする
(質問項目は法定2事項のみ)。

💡 アイデア

- ・山地災害リスクや市森林整備計画のゾーニングを
意向調査の対象森林や優先順位に反映
- ・関係権利者の同意取得について、森林所有者に協
力を要請(相続手続を促す。)

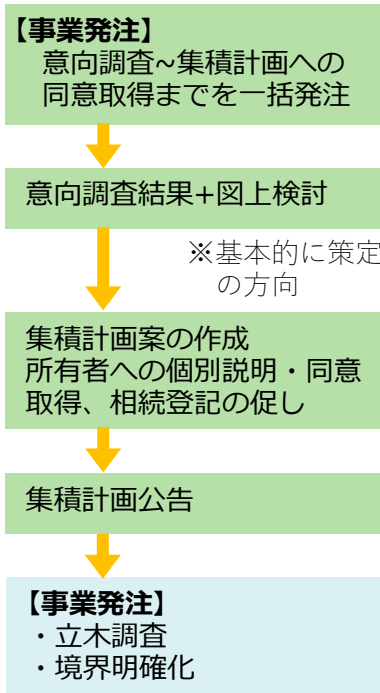
⚠️ 相続人の探索を同時進行で

- ・相続人を探索する専門員を会計年度任用職員とし
て雇用(※建設部所属)

i Memo

- ・意向調査の対象森林は、施業履歴のない環境保全林にゾーニングされた森林とし、実施の優先順位付けは、当該地区の山地災害危険地区や保安林の指定状況、過去の山地災害の発生状況を加味

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査の実施から集積計画案の作成、同意取得まで一括して事業発注
- ・集積計画を策定するまでの間は、図上からの概況把握や境界確認にとどめ、集積計画を策定した後に詳細の施業プランの検討や境界明確化を実施する方針

💡 アイデア

- ・意向調査の後、個別相談日を設け、公民館等で集積計画について説明（所有者の都合のいい時間に来てもらい、対応する）

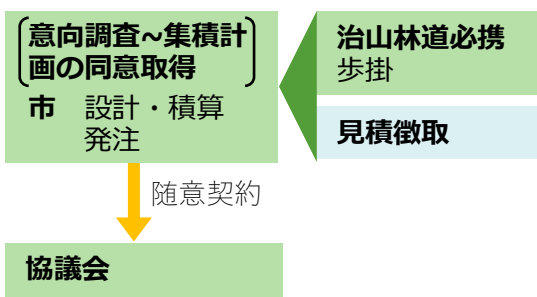
⚠️ 市町村による間伐の実施が基本

- ・環境保全林にゾーニングされた条件不利地において森林経営管理制度を運用し、市町村による切捨て間伐を実施していくことを前提としている。

📌 Memo

- ・民家等への倒木リスクがある場合は、間伐とセットで当該立木を除去する旨を集積計画に位置づけている。

4 事業発注（意向調査～集積計画）



👍 ポイント

- ・治山林道必携を参照し、類似する作業工程から積算。最終的には、見積書を徴取し、歩掛を調整

💡 アイデア

- ・市有林での事業発注で使う仕様書なども参考にしながら、必要となる作業を整理し、仕様書を作成

⚠️ まずはやってみる

- ・積算や仕様書の作成を手探りで進め、事業発注した結果、上手くいかないところもあったが、受託者を含め関係者で協議しながら、都度対応を調整

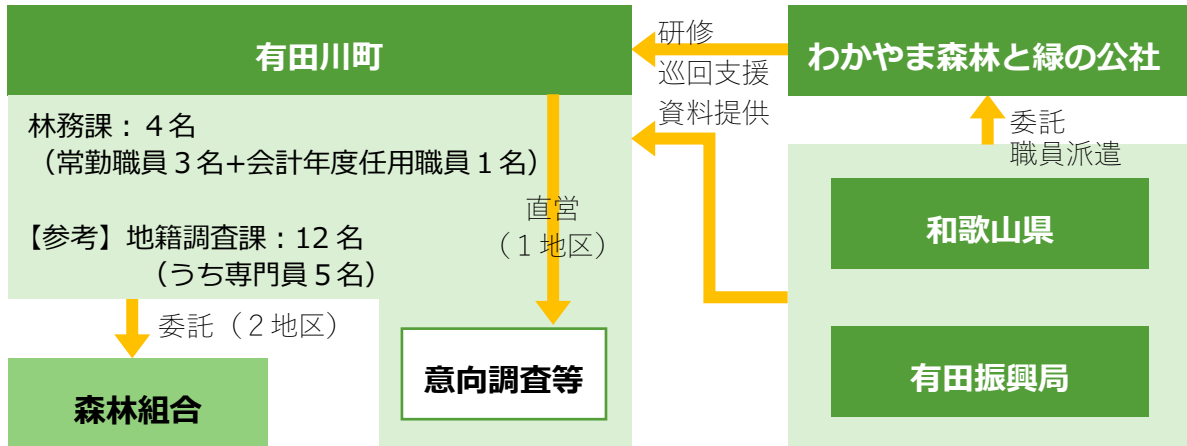
📌 Memo

- ・意向調査の実施から集積計画案の作成、同意取得まで一括して業務委託しているものの、森林所有者にアプローチするもの（座談会や同意取得の過程）は市が同席・同行し、所有者に不審がられないよう丁寧に対応

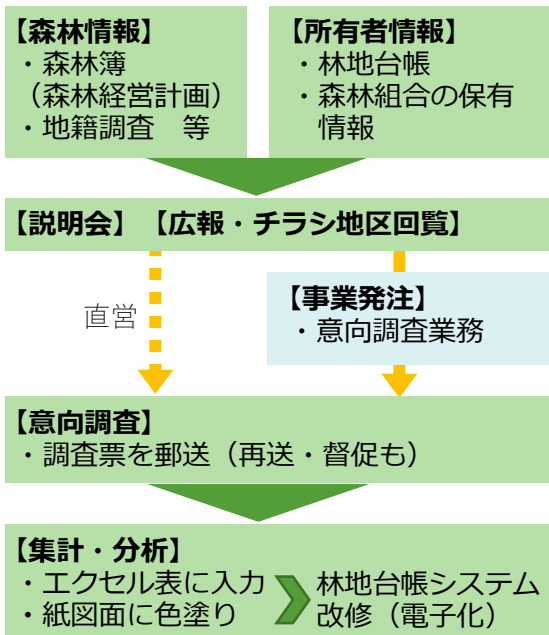
7. 和歌山県有田川町

協議会方式などの地域連携に依らず、県の支援組織の活用や森林組合への業務委託を通じて、森林経営管理制度に取り組む。意向調査業務等の一部は町の職員が自ら実行するなど、町組織内部にノウハウを集積（令和2年度からは林務課を新設し、定員も拡充）

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・意向調査票は「事務の手引」をベースとしつつ、存続期間や針広混交林化への考えを設問に追加
- ・広報やパンフレットの地区回覧で、事前に周知

💡 アイデア

- ・山村部は集約化施業に取り組む森林組合に委託し、地の利を生かす（エリア決めも森林組合に委託する）とともに、市街地周辺は町が直営で実施

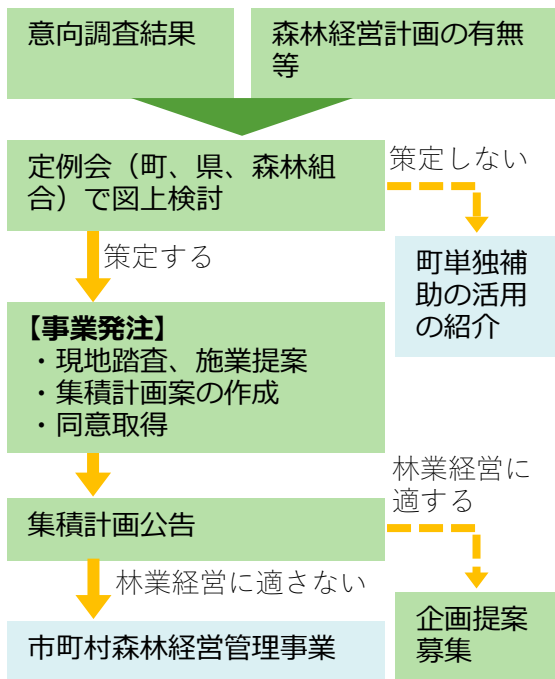
⚠️ 意向調査を実施する時期を工夫

- ・親族が帰省してくるお盆を狙って、意向調査を実施
- ・予算編成の時期を念頭に置きながら、意向調査結果を集計し、以降の事業に要する予算規模を的確に把握

i Memo

- ・意向調査結果をエクセルで集計しつつ、紙図面に色分けを行っていたが、業務の効率化や、今後の集積計画・配分計画の一元管理の必要性から、CSV 取り込み機能、地図作成機能等をもたせた林地台帳システムに改修

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・現地踏査、集積計画案の作成、所有者の同意取得について森林組合に委託（意向調査業務とは別途で事業発注）

💡 アイデア

- ・施業集約化の可能性や災害リスクも考慮した「方針書」に基づき、集積計画策定の優先順位を検討
- ・町で一体的に管理できない森林は集積計画を策定せず、森林環境譲与税を活用して創設した町の補助事業を活用し、切捨て間伐の実施を促進

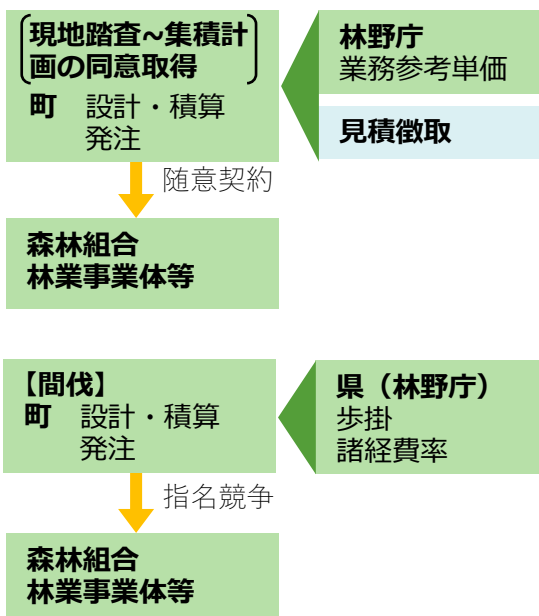
⚠️ 所有者への個別訪問は2回実施

- ・制度の説明や意向把握のための個別訪問を行った上で、現地踏査を行い、踏査結果を持って再度訪問し、集積計画の同意を取得（訪問を2回実施）

📌 Memo

- ・所有者からの同意取得の際には、説明用パンフレットを使い、集積計画の取扱いについて丁寧に説明（パンフレットは、町のオーダーに応え、わかやま森林と緑の公社が作成）

4 事業発注（現地踏査～間伐）



👍 ポイント

- ・現地踏査や集積計画案作成の歩掛は、林野庁の業務参考単価を準用（業務内容を踏まえ、調整）。諸経費は加算しない。
- ・間伐の歩掛（直接経費）は森林整備事業の作業工程表を使用（ただし、現地の実態に合わせ、%補正）。諸経費（率）も林野庁の以下の通知を準用

💡 アイデア

- ・地籍調査が完了した地区で取り組むため、集積計画を策定する前に境界明確化は不要

⚠️ 現地踏査と集積計画案策定を一体発注

- ・集積計画の内容の正確性を期すとともに、所有者にも施業内容を説明できることから、集積計画案の策定と現地踏査をセットで事業発注

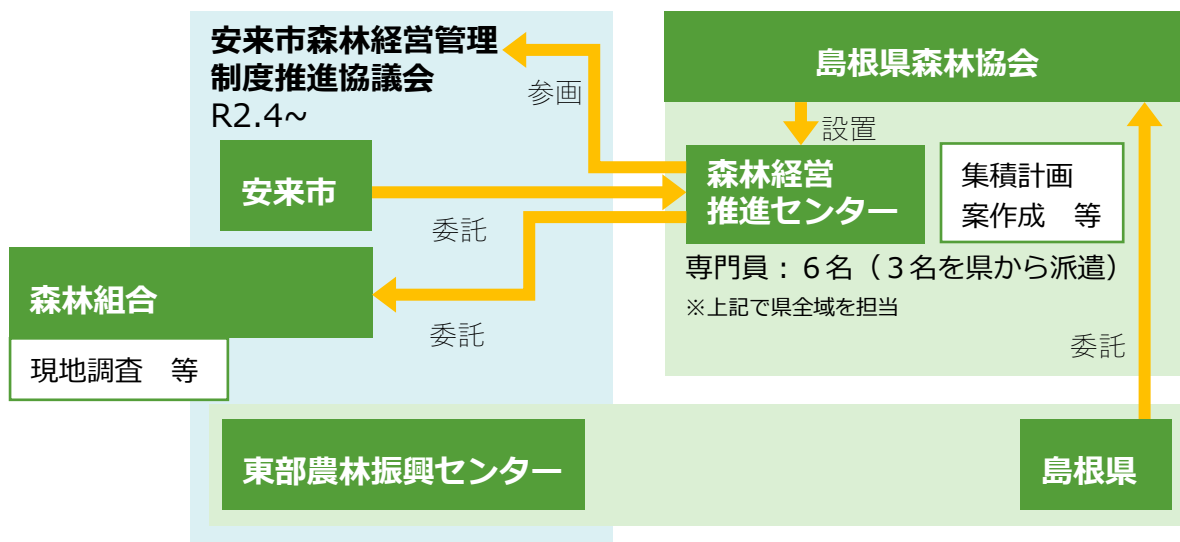
📌 Memo

- ・諸経費率は「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（林野庁整備課長通知）」を参照

8. 島根県安来市

市と県地域事務所、森林組合の3者で地域協議会を設置し、定例会を重ねながら地域の関係者と協同で制度に取り組む。また、県と市町が委託費を拠出し、市町村支援組織として森林経営推進センターを設置。協議会メンバーや推進センターへの業務委託等で各種事務に対応

1 取組の体制



2 意向調査

【森林情報】

- ・森林簿
- ・施業履歴

森林組合からの提案

【現地踏査・団地化検討】

- ・団地化可能かを、協議会であらかじめ検討

登記簿で所有者確認

【説明会・意向調査】

- ・説明会で意向調査票を手渡し、その場で回答

続けて

【集積計画への同意取得】

- ・同じく準備しておいた集積計画案への同意取得も同時進行で

👍 ポイント

- ・意向調査票は「事務の手引」をベースに作成

💡 アイデア

- ・現地踏査などにより集積計画の方向性まで検討した上で、説明会を開催し、所有者にアプローチ
- ・説明会で意向調査への回答を得た上で、そのまま、集積計画案への同意取得も実施（所有者とのやり取りを一度で済ますことができる。）

⚠️ 進め方の再検討（令和元年度のふりかえり）

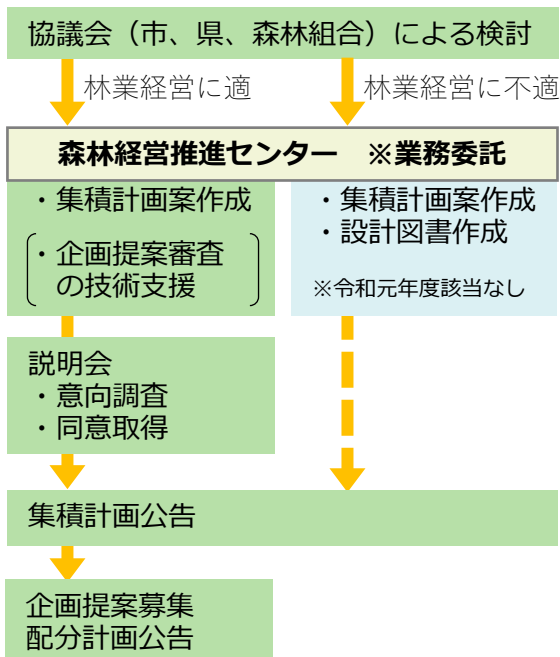
- ・令和元年度は、モデル団地の形成（現地検討等）を実施した後に意向調査を実施したが、今後は、回答結果の不確実性も踏まえ、事前に意向調査による回答を得てから、検討を深めるような手法も対応予定



Memo

- ・令和元年度は森林組合から10箇所の団地の提案を受け、現地検討を経て1つのモデル団地を形成

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・集積計画の策定可否は、現地調査を経ながら協議会で検討
- ・あらかじめ集積計画案も作成した上で、説明会での意向調査票の回収と併せ同意取得

💡 アイデア

- ・集積計画案の作成やその後の事務に必要な書類の作成等について、森林経営推進センターに業務委託

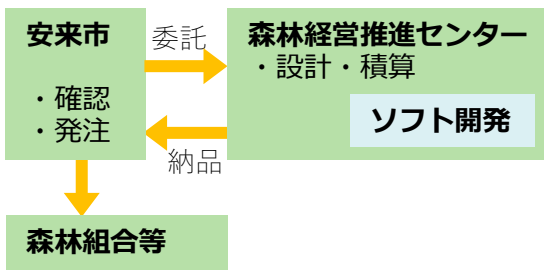
⚠️ 先に団地化を描くことで確実な再委託

- ・施業集約化が可能であるかどうかを、あらかじめ地域の関係者と現地調査したり、事業体に意見を求めることで林業経営者への再委託を確実に。

📌 Memo

- ・島根県では、当分の間は、林業経営に適した森林を中心に集積計画の策定を行い、林業経営者に再委託することを優先して森林経営管理制度に取り組む方針

4 事業発注（間伐）



👍 ポイント

- ・集積計画案の策定と合わせ、市町村森林経営管理事業の設計・積算についても、市町村のオーダーに合わせて森林経営推進センターで代行（予定）
- ・森林経営推進センターが作成した設計図書をもとに、最終的な発注・契約等の事務は市で行う。

💡 アイデア

- ・簡単な条件因子の選択により、伐採・造林・保育に要する経費や木材販売収入を計算し、林業経営の収支を計算するソフトを開発

⚠️ 収支を把握することで意向調査の実施が円滑に

- ・上記ソフトにより、一体の森林のおおよその収支を把握することができ、林業経営者に再委託する森林か、市町村が管理を行う森林かの目安も持ちながら事務を進めることができるメリットあり

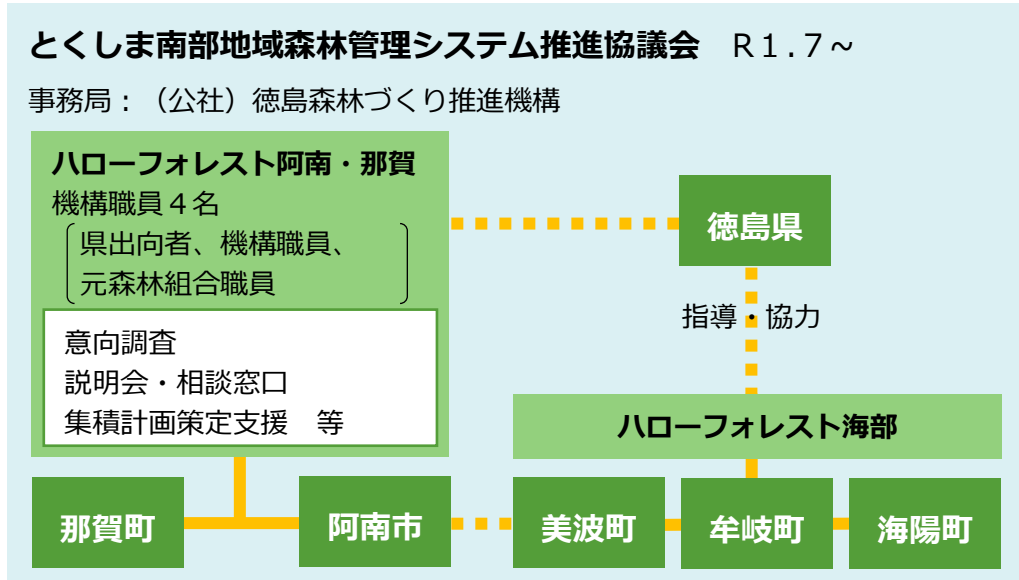
📌 Memo

- ・開発したソフトは、業務委託を受けている市町村と共有。段階的に、市町村でも活用できるように、森林経営推進センターが支援していく考え

9. 徳島県那賀町

県南部地域の1市4町、徳島県及び（公社）徳島森林づくり推進機構で森林経営管理制度に対応する新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める。協議会の事務局に既存の県単位機関（公社・徳島森林づくり推進機構）を据え、森林・林業の専門家を確保

1 取組の体制



2 意向調査

【森林情報】

- ・ 森林簿
- ・ 施業履歴
- ・ 境界情報

【所有者情報】

- ・ 林地台帳
- ・ 登記簿
- ・ 課税台帳

対象者リストを作成

【説明会・個別相談会】 ※複数回実施

【意向調査】

- ・ 調査票を郵送
- ・ パンフレット、説明会案内を同封

【集計・分析】

- ・ 意向調査支援システムに入力
- ・ GIS に連携させ地図化

👍 ポイント

- ・ ハローフォレストの専門員で意向調査を実施
- ・ 意向調査票やパンフレットは協議会で統一

💡 アイデア

- ・ 意向調査に先立ち、説明会を開催（町内開催に加え、不在村者向けとして県庁所在地でも開催）
- ・ 森林所有者一斉に行う事前調査と、具体的な意向を確認する詳細調査の2段階方式で意向調査を実施

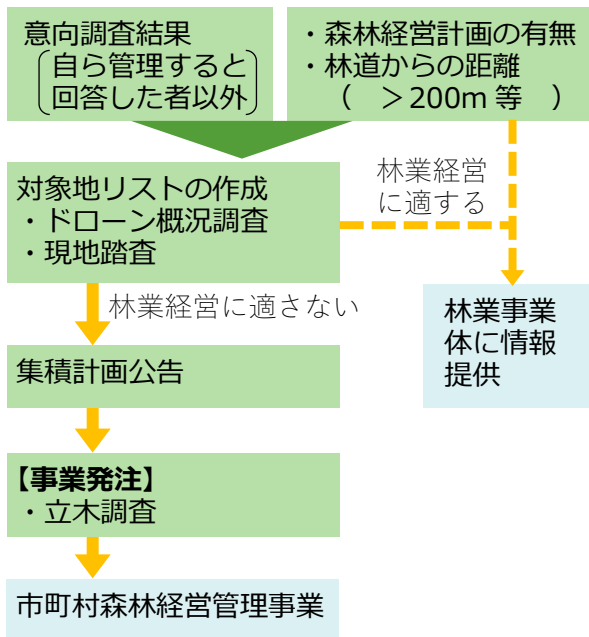
⚠️ 意向調査票をアレンジする

- ・ 意向調査票に QR コード、回答者 ID を付与し、WEB 方式での回答を可能にした。
- ・ 森林を手放したい、寄付したいという意向も併せて把握するよう設問を追加

📌 Memo

- ・ 町内を旧町村・地区単位で 18 ブロックに分け、筆数などをもとに事務量を均等化させながら、意向調査の実施順位を決定（毎年複数ブロックで実施し、5年を目処に町内を一巡させる計画）

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・ハローフォレストにて、林業経営の適否を勘案しつつ意向調査結果を整理し、集積計画の対象地リストを作成
- ・ドローン撮影で対象森林の概況を把握した上で、現地踏査を実施

💡 アイデア

- ・林業経営に適する森林については、林業事業者による集約化施業を基本としており、林業経営に適さない森林を中心に集積計画を策定

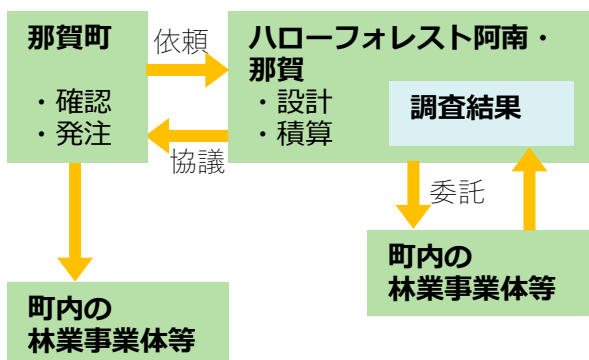
⚠️ 林業経営の適否の判断と存続期間の考慮

- ・林道からの距離等も勘案しつつ、林業経営の適否を判断。将来的には路網の延長等により林業経営が可能となる場合も想定されることから、ひとまず、10年以内に間伐を1回実施するという内容の集積計画とし、存続期間満了後の取り扱いは追って検討することとしている。

i Memo

- ・林業事業者に情報提供する場合はあらかじめ森林所有者にお知らせすることとしている。

4 事業発注 (立木調査～間伐)



👍 ポイント

- ・積算は環境林整備事業（国庫補助事業；所有者等との協定に基づく森林整備）の発注資料等を参考
- ・境界明確化業務の積算には地籍調査の歩掛も参考

💡 アイデア

- ・設計・積算をハローフォレストで実施し、町との協議を経て、町から事業発注。事業発注への対応もハローフォレストに一元化することで事務を効率化

⚠️ 現地調査は最小限に

- ・詳細の立木調査等（林業事業者への業務委託で対応）は間伐等の事業発注の前で行うこととし、集積計画策定の段階では行わない。

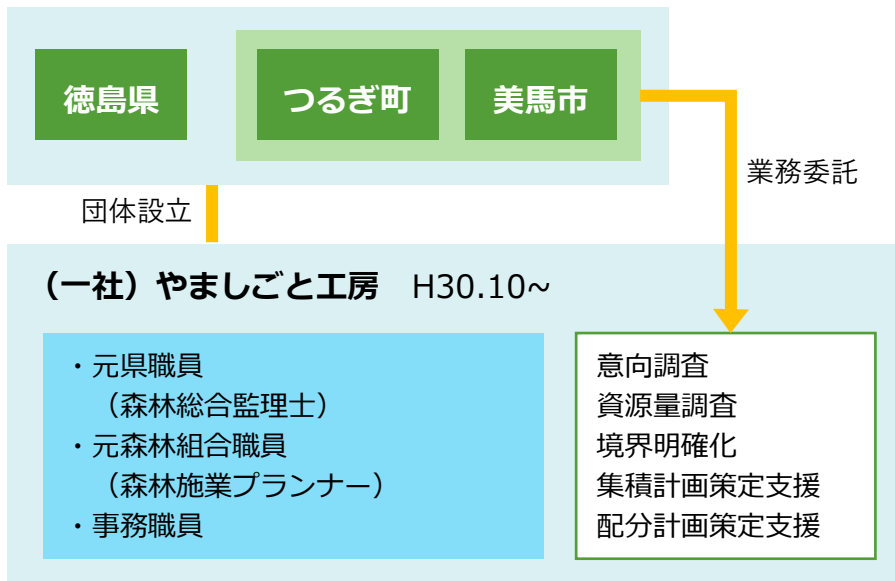
i Memo

- ・県が取得した航空レーザ計測データについて町で解析し、設計・積算にも活用する計画

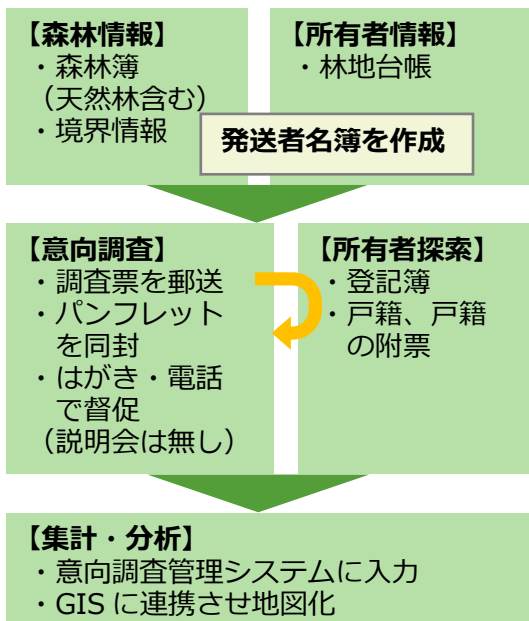
10. 徳島県美馬市・つるぎ町

徳島西部地域の美馬市、つるぎ町、徳島県を構成員とする団体「一般社団法人 やましごと工房」を設置し、森林経営管理制度に係る事務を一本化。元県職員（森林総合監理士）や元森林組合職員（森林施業プランナー）らが中心となることで、市町村のマンパワー不足をカバー

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・意向調査票の設問は、回答者・現所有者などの連絡先、相続の発生状況の把握について細かく設置
- ・パンフレットはQ&A付きのオリジナルを作成。意向調査のタイミングでは説明会を開催しない。

💡 アイデア

- ・森林簿の樹種が正しいとは限らないため、天然林も含め、意向調査の対象とする。
- ・意向調査票の作成、回答の進捗管理等を円滑にするため、独自システムを開発

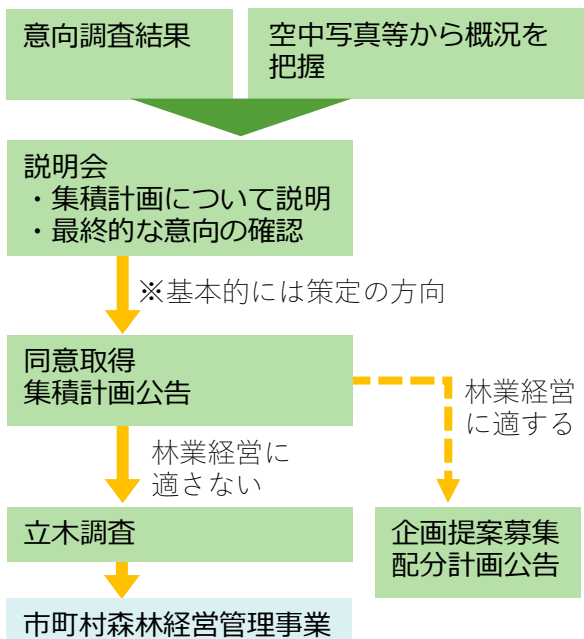
⚠️ 面的なまとまりを常に意識

- ・隣接する林班でまとめて意向調査を実施。回答の督促や宛名不在の所有者探索も同時進行で実施

📌 Memo

- ・意向調査管理システムは帳票をCSV出力することで、林地台帳やGISと連携可能
- ・所有者探索することで対象者の95%以上に調査票が到達。3回の督促を行い、回答率は約7割

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査の結果を踏まえ、説明会を開催し、最終的な意向を確認する（事務量も考慮しつつ、同意取得については郵送で済ますなどの対応も実施）。

💡 アイデア

- ・集積計画策定時には外業を最小限（空中写真も活用しつつ図上検討するのみ）とし、詳細の調査は市町村森林経営管理事業の事業発注の前に行う。
- ・市町に委託したいとの意向があったものについては基本的には集積計画の策定を進める。市町で管理するか、林業経営者に再委託するかは集積計画策定後に判断する。

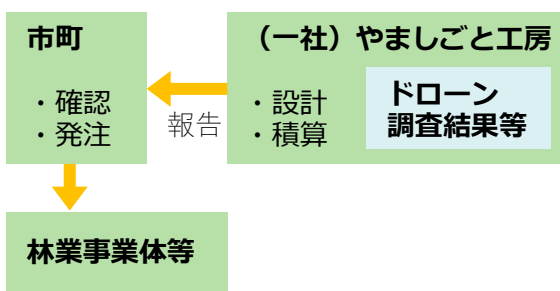
⚠️ 経営管理の必要がなくてもまとめて預かる

- ・所有者の意向も踏まえつつ、経営管理が直ちに必要のない森林についても、まとめて集積計画に組み込んで預かることとしている。

i Memo

- ・集積計画で定める内容をあらかじめ方針書としてまとめている。
- ・林業経営者が現地を熟慮の上で企画提案ができるよう、集積計画の公告から企画提案を提出してもらうまでの期間は長めに設定することを検討中

4 事業発注（現地調査～間伐等）



👍 ポイント

- ・(一社) やましごと工房が現地調査や市町村森林経営管理事業の設計・積算を実施し、最終的な事業発注は市町が実施

💡 アイデア

- ・ドローンも活用しつつ、外業を効率化
- ・市町が間伐等を実施する場合のみ現地調査を実施することとし、林業経営者に再委託する箇所については、林業経営者の見立てに応じて企画提案してもらうこととしている。

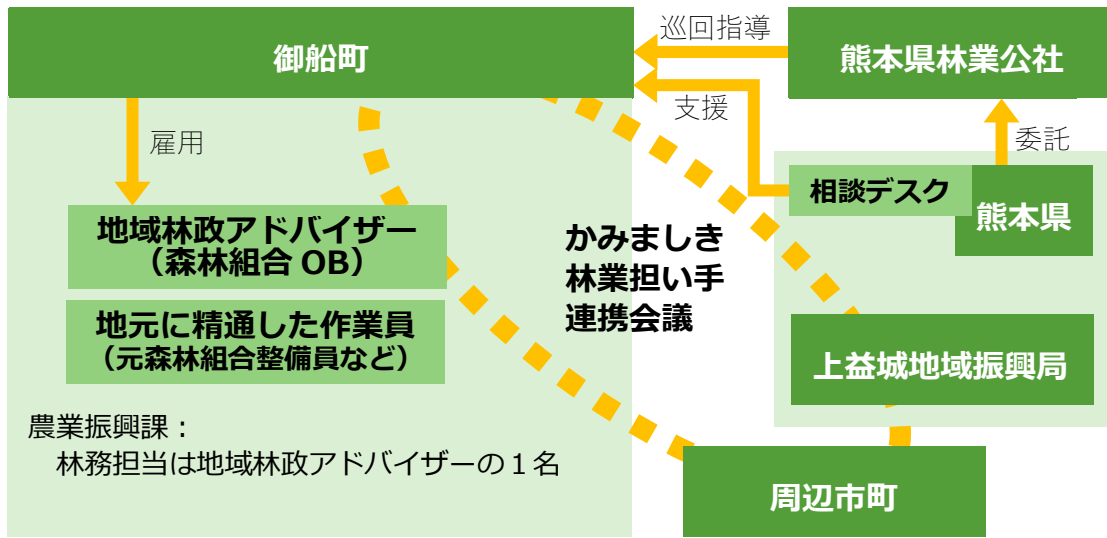
⚠️ 設計と施工の分離を徹底

- ・森林整備に係る設計関連の業務は(一社) やましごと工房が実施し、施工は林業事業者が実施というように設計と施工の分離を徹底

11. 熊本県御船町

森林組合 OB を地域林政アドバイザーとして雇用し、町が直営で意向調査や境界明確化活動を実施。町の林務部局の体制や地籍調査未了の状況を考慮し、経営管理権の設定は行わず、森林組合等への施業地の情報提供や、町単独補助事業の活用促進により経営管理を進めていく考え

1 取組の体制



2 意向調査

【森林情報】

- ・ 森林簿
- ・ アドバイザーの保有情報

【所有者情報】

- ・ アドバイザーの保有情報
- ・ 登記簿
- ・ 課税台帳

【意向調査】

- ・ 地区座談会を開催（その場で回答を回収）
- ・ 座談会欠席者には個別訪問
- ・ 不在村者には郵送

【集計・分析】

- ・ GIS に連携させ地図化

👍 ポイント

- ・ 意向調査票は林野庁「事務の手引」をベースにしつつ、後に控える境界明確化に向けて、境界の把握状況や現地立ち会いの可否について追加で質問

💡 アイデア

- ・ 地区座談会を開催し、その場で森林経営管理制度の説明をし、意向調査票の回答を回収する。
- ・ 境界明確化を進める上で、隣地所有者も把握しておく必要があることから、施業履歴の有無に限らず人工林について幅広く意向調査の対象とする。

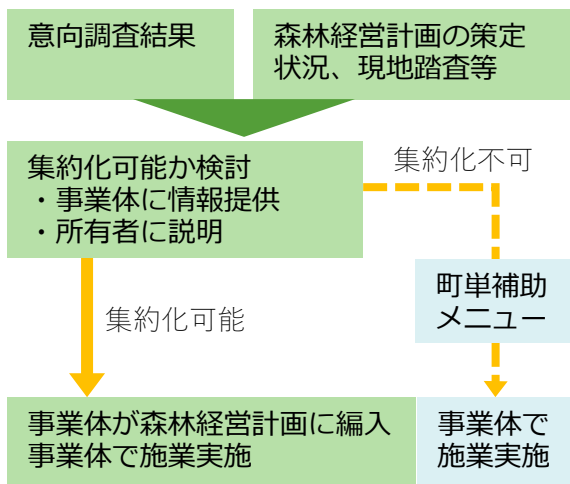
⚠️ 丁寧に着実にすることで回答率 100%

- ・ 地区座談会を欠席した者から着実に回答を得るため、後日の個別訪問を基本とし、それができない場合は電話による対応で、回答率向上を心がける。

📌 Memo

- ・ 意向調査結果や境界明確化に関する情報は町の統合型 GIS で管理し、森林簿や林地台帳と重ねながらの閲覧が可能

3 集積計画・配分計画



※集積計画・配分計画は策定しない

👍 ポイント

- ・意向調査結果を踏まえ、林業経営に適する森林は森林組合等の事業体に施業集約化を依頼し、林業経営に適さない森林は、町の単独補助メニューを活用し、施業を実施してもらうよう事業体へ依頼

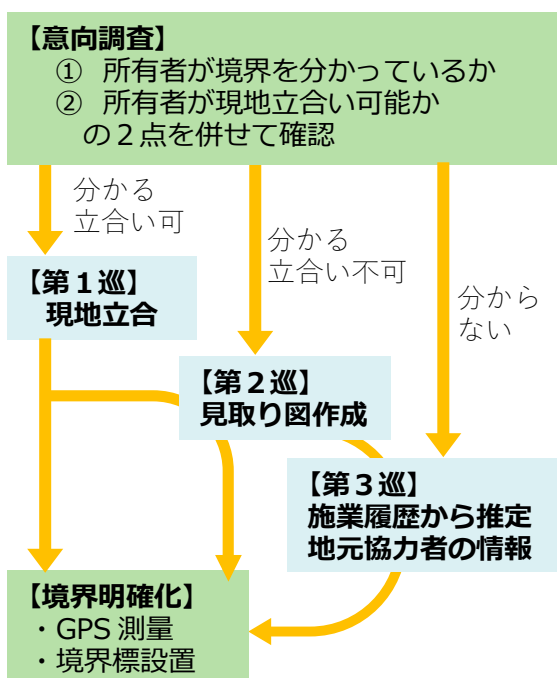
⚠️ 集積計画は作らないという選択肢

- ・森林経営管理法に基づいて意向調査は行うが、森林の経営管理自体は引き続き、従来の集約化施業等の民間の活動で実施
- ・町の執行体制や地籍調査未了の状況等を考慮すると、集積計画等を策定する事務が大変であり、意向調査や境界明確化を町で実施し、施業は事業体で実施してもらうという役割分担を構築

📌 Memo

- ・町単独補助メニューは森林環境譲与税を活用して新たに創設したもの。県の補助事業を参考にしながら補助対象や補助金額、条件等を記載した要綱を作成

4 境界明確化



👍 ポイント

- ・地元の森林に精通した作業員を雇用しつつ、地域林政アドバイザー本人が境界明確化を実施
- ・GPS測量とし、簡素化を図るとともに、GIS上でデータを集中管理（将来的に地籍調査等にも活用できるよう電子データで保管）

💡 アイデア

- ・意向調査の段階で、所有者が境界を把握しているか、境界確認で現地の立ち合いが可能かどうかを確認し、境界明確化の段取りを検討

⚠️ 明確化するのは立木の所有権界

- ・土地の境界（筆界）まで明らかにすることはせず、あくまで施業の実施のため、立木の所有権界を明らかにすることに留めている。

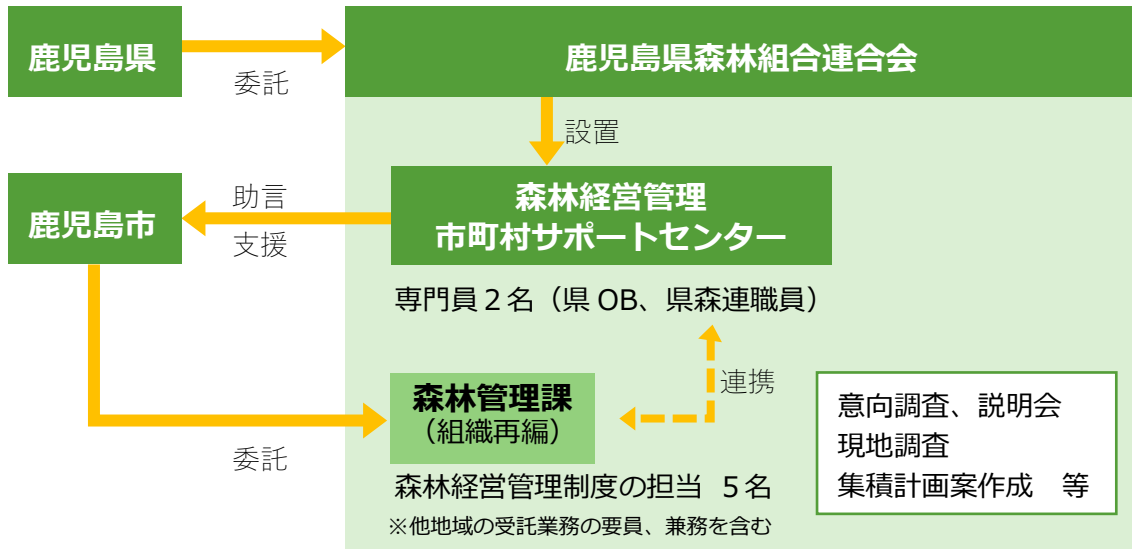
📌 Memo

- ・施業履歴等から境界が明確化されている地域は森林組合等に委ね、町はあえて境界が明確化されていない地域から意向調査、境界明確化活動を実施（場所による役割分担）

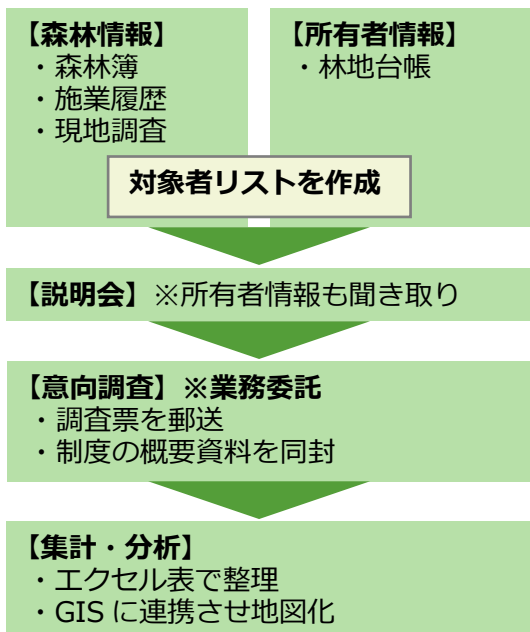
12. 鹿児島県鹿児島市

県が市町村支援組織として森林組合連合会内に立ち上げた「森林経営管理市町村サポートセンター」及び県地域振興局からの支援や同連合会への業務委託を通じ、森林経営管理制度を推進。同連合会では専属の人員の確保と森林組合系統との連携により、県内全域に対応

1 取組の体制



2 意向調査



👍 ポイント

- ・意向調査票は林野庁の「事務の手引」ベースとして、明示的に“共同（法定）相続人”がないかを確認し、所有者情報を丁寧に把握

💡 アイデア

- ・意向調査に先立ち、説明会の案内を送付することで、所有者の宛名の確度を確認。宛名不在となった者については、説明会で住民から聞き取り

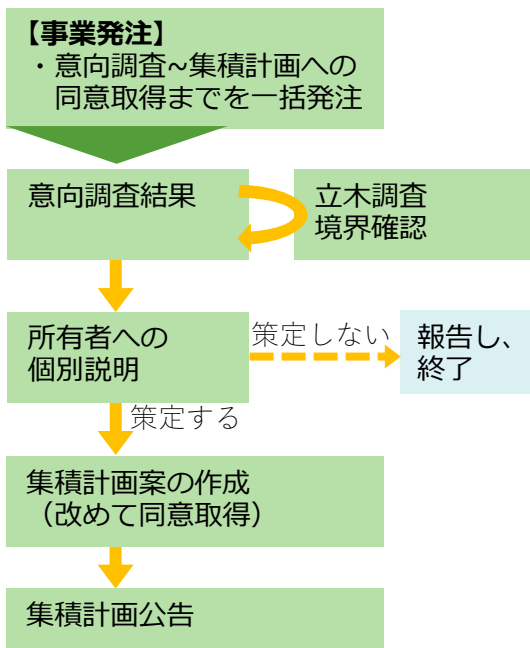
⚠️ 説明会の前に外業（ドローン空撮）を実施

- ・説明会で、所有森林の所在・状況をよく理解してもらうため、事前にドローンの空撮を行い、オルソ画像も作成（受託者にて作成）し、大判印刷して持ち込む。

📌 Memo

- ・ドローンや画像解析ソフト（後述する地上レーザ計測機器 OWL）は、森林組合連合会が所有。連合会からの依頼に応じ森林組合にも同行してもらいながら現地調査を実施

3 集積計画・配分計画



👍 ポイント

- ・意向調査の実施から、現地調査、集積計画案の作成、同意取得までを一括して事業発注
- ・基幹路網に接するところや路網はなくても面的にまとまりのあるところについては、林業経営者への再委託を念頭に集積計画を策定

💡 アイデア

- ・現地調査（事前に撮影したドローン画像）や立木調査の結果をカルテとして整理し、所有者に説明
- ・外業の結果、天然林や竹林となっている場合等は集積計画を策定しない旨を報告

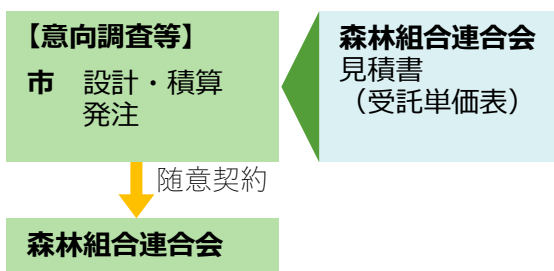
⚠️ 立木調査には地上レーザを活用

- ・人力による標準地調査に代え、地上レーザ計測機器（OWL）を活用

📌 Memo

- ・説明会や集積計画に対する同意取得など所有者にアプローチする業務については、市の職員も受託者に同行し対応

4 事業発注（事前準備～集積計画）



👍 ポイント

- ・森林組合連合会が提示した見積を参考にしつつ、県（地域振興局）と調整し積算
- ・業務内容（仕様書）は事務の手引の業務フローを細分化し作成

💡 アイデア

- ・県森連では、業務参考単価や治山林道必携等を活用しながら受託単価を策定（県とも調整の下で決定）

⚠️ 森林組合系統が連携した事業実施

- ・業務を受託するのは連合会だが、地域に精通する者として森林組合にも現地調査等には参画してもらい、系統で連携し取組を実施

📌 Memo

- ・見積書を提示した森林組合連合会によれば、今回の積算でうまくいく地区もあれば、苦戦している地区もあるとのこと、今後の実績を踏まえながら単価を随時見直していく予定

第2章

取組編

第2章では、12地域の取組傾向を分析し、各地域に共通する取組内容や、各地域の特徴的な取組内容を概説する

1. 意向調査

市町で新たな人員を確保できない場合も、森林組合等に外部委託することや、関係者で費用負担しながら協議会を設置するなどにより着実に意向調査に取り組んでいる。

1 取組の傾向

💡 事前準備/全体計画

- ・ GISによる対象森林の事前解析を実施した市町は3市（大館市、登米市、郡上市）であり、ほとんどの市町は森林簿ベースで森林経営計画の策定状況や施業履歴の有無を考慮し、対象森林を選定
- ・ 8市町では、意向調査の優先順位等を定めた全体計画を策定していたが、①上記のとおり高度な解析をしたものは少なく、②担当者らの考えをまとめた業務資料としての位置づけで作成されたものが多く、③市町全域ではなく目先数年分の計画のみを立てるなど、シンプルなものが多かった。

💡 対象森林の考え方

- ・ 私有人工林に限定した市町が8あり、施業履歴なしの森林に限定した市町が7あった。中には、地域をまとめて意向調査した方が望ましいとの考えで、施業履歴を考慮しない、天然林も含めて意向調査するという例（有田川町、那賀町、美馬市、御船町）もあった。
- ・ 旧町村単位など、地域バランスを考慮して実施順を決める市町が5、集約化団地に近いところから進めたり、林業経営者の意見も踏まえながら意向調査箇所を決める市町が3あった。
- ・ 地籍調査が完了している地区から意向調査に取り組んでいる市町が多いが、境界明確化がされていなくても、境界明確化をセットにしながら森林経営管理制度に取り組む市町が5あった。

💡 意向調査の進め方

- ・ 外部委託または協議会方式で意向調査に取り組む市町村がほとんどであり、新たに人員を確保するなどし、直営で実施した市町は3（大館市、安来市、御船町）に限られた。他方、直営と外部委託の両方に取り組む例（有田川町）もあった。
- ・ 意向調査の前後で説明会を開催する市町が8あり、意向調査後に回答の督促（電話、再送付、個別訪問等）を実施する市町が8あった。これらにより、回答率の全国平均の5割よりも高い数値となっている市町がほとんどであった。
- ・ 所有者不明、所在不明を課題として掲げている市町が多く、これらへの対応を行った市町が5あり、さらには令和2年度から課税台帳や戸籍、住民票の活用を新たに始めた市町や、未回答者を対象として追加調査を実施した例（鹿児島市）があった。

i Memo

- ・ 意向調査の調査項目については、「事務の手引」を参照して作成する例が多いが、回答者の負担を考えて、施行規則第3条に掲げる最低限の項目に絞る例（大館市、富士市、恵那市等）や売却の意向を合わせて尋ねる例（登米市、那賀町）、境界を把握しているか確認する例（御船町）などもあり、設問数も3から15問と幅があり、それぞれの考えが反映されていた。

2 参考資料

広報の例 | 秋田県大館市



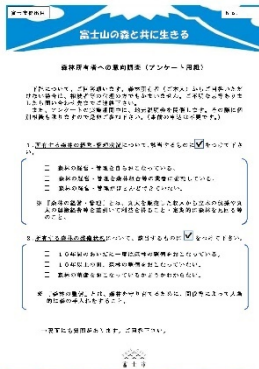
毎年度、森林経営管理制度の紹介と意向調査対象地区をお知らせ

パンフレットの例 | 徳島県那賀町



協議会で作成し、複数の市町村で活用

意向調査票の例 | 静岡県富士市



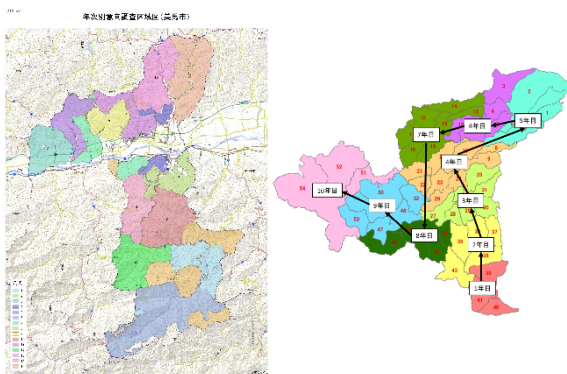
親しみやすいテイスト、最低限の設問にし、回答しやすいものへと工夫

添付資料の例 | 宮城県登米市



所有森林の位置を認識していない所有者もいることから、図面を添付

全体計画の例 | 徳島県美馬市、熊本県御船町



全体計画は、複数林班や大字単位で順位付けしている例が多かった。

説明会の例 | 鹿児島県鹿児島市



説明会の段階で、概況の調査を実施しておき、所有者の理解を進める方法もある。

i Memo

- ・意向調査の対象となる森林が多数に及ぶ場合は、表形式の別紙を用意して回答いただくという方法もある。附属ディスクにさまざまな参考資料があるので、ご参照いただきたい。

2. 集積計画・配分計画

林業経営の効率化の観点を重視する市町がある一方、森林管理の適正化の観点で制度を運用する市町もあるなど、同じ制度であるにもかかわらず、多様な運用方針がみられた。

1 進め方の傾向

🔦 事前準備（現地踏査や同意取得等）

- ・集積計画を策定する前に現地踏査を行う市町は9市町あり、概況を把握するだけの場合もあるが、半数の市町（5市町）は標準地調査を行い、施業内容の検討や所有者への説明資料を整理
- ・地籍調査が完了していない地域で集積計画の策定に取り組む市町では、境界明確化も準備作業として実施。GNSS測量とする、施業界の確認に留めるという簡素化で対応する例もあった。
- ・所有者への説明、同意取得にあっては、一連の業務を外部委託している場合であっても市町が説明に同行するなど、市町の職員が関与しているところが多かった（7市町）。

🔦 策定の要件/タイミング/計画の内容

- ・意向調査の回答を得たところについて、基本的には全て集積計画の策定に進めるとした市町と、条件を整理しながら、優先順位を付けて集積計画を作っていくとする市町が半々であった。集落単位で丁寧に合意形成を図っている場合や、事前準備で林業経営の適否なども考慮していた場合など、方向性をイメージしていた市町ほど、まとめて集積計画を策定している傾向
- ・意向調査を実施した当年度中に集積計画を策定するとした市町と、調査の翌年度に集積計画を策定するとした市町が半々であった。地域ごとのまとまりを意識して公告する傾向
- ・外部委託しながら集積計画案の作成やその準備を進める市町は予算計上の時期も考慮しつつ、2箇年で順に対応する例や、意向調査の外部委託を年度はじめに行い、集積計画関係の事業は秋以降に別途発注する例があるなど、事業発注の時期にも留意
- ・存続期間は5～20年程度と幅はみられたものの、10年間で間伐1回とする例が5市町あるなど、主伐・再造林は想定せず、間伐主体で運用する市町が多かった（8市町）。
- ・集積計画の記載事項について、最もオリジナルの記載が検討されたところは、D欄＝別添2（甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）であった。所有者への還元額を増やそうとする規律や林業経営者の負担感に配慮した規律を意識した工夫が多かった。

🔦 配分計画の策定（林業経営者への再委託）

- ・策定した集積計画について、まずは林業経営者に企画提案を求めるとするなど、林業経営者への再委託も市町村森林経営管理事業も並行して取り組むとしている市町が多い（6市町）が、市町村森林経営管理事業で間伐を実施することを前提に運用する例（恵那市、郡上市、那賀町）や林業経営者への再委託を基本とする例（富士市、安来市）もあるなど運用方針は多様であった。
- ・再委託に係る選定委員会の運営にあっては、自らの市と県の出先機関の参画は各市町に共通し、国有林部局を加える例（大館市）や、公社や関係団体を加える例（秩父市、有田川町）、近隣市を加える例（富士市）、市の他課を加える例（鹿児島市）など、委員の選定に工夫がみられた。
- ・審査基準としては、まとめて再委託を受けてくれる事業者を優遇する例（大館市）や、現地踏査を踏まえた経営管理の方針や事業スケジュールを詳細に描ける事業者を優遇する例（富士市）など、オリジナル加点項目を設ける例もあった。

2 参考資料

集積計画対象森林の例① | 埼玉県秩父市



赤網掛け部分しか経営管理を委託する旨の回答がなかったが、個別の合意形成、追加の意向調査を経て、一団の森林で集積計画を策定

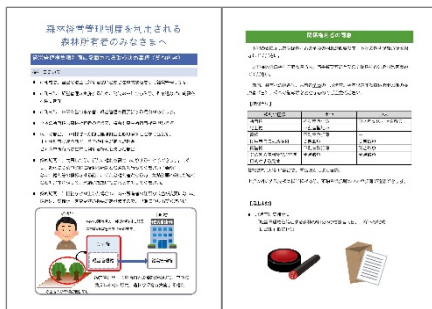
注：上の地図は本資料のため位置の概略を示したものであり、実際の経営管理権の範囲を示すものではありません。

集積計画対象森林の例② | 岐阜県郡上市



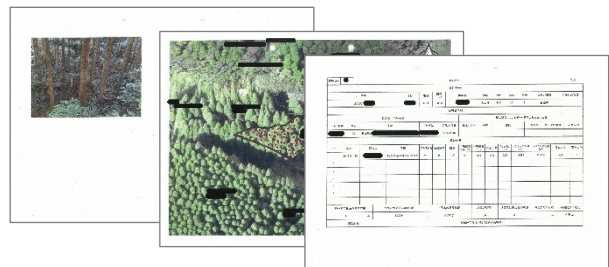
山地災害防止の観点から住家の上部に位置する森林において優先的に森林整備を行うべく、集積計画を策定

所有者との合意形成 | 和歌山県有田川町



支援組織が作成した説明資料を活用しながら、個別訪問し、所有者の同意取得を進めている。書面を充実させることで不足なく説明することが可能

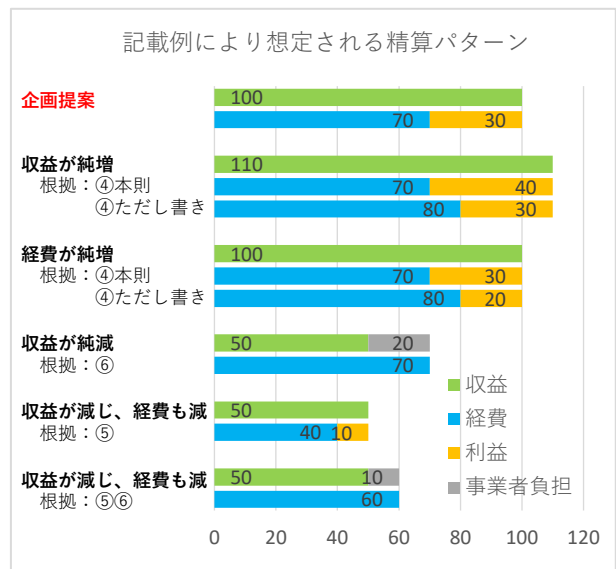
現地踏査の進め方 | 鹿児島県鹿児島市



カルテ方式で所有者情報や森林資源情報などを整理し、集積計画策定に向けた説明資料とする。現地を踏まえた提案をすることで、説得力を増し、所有者の理解を深めることが可能

集積計画の記載例 | 事例を踏まえた林野庁の提案（経費の算定を見積額だけでなく、実費も可能としつつ、所有者・林業経営者お互いのリスクを可能な限り減らす書き方）

- ① 甲に支払われるべき金銭の額は、木材販売による収益の額から、間伐に係る経費、木材販売に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
- ② 木材販売による収益の額は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
- ③ 乙が算定する間伐に係る経費及び木材販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。
- ④ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記の経費の見積額を上回る場合については、見積額を用いて算出することとし、見積額と実費の差額は経営管理実施権者が負担するものとする。ただし、□□の場合にあっては、見積額の●%以内かつ利益の限度において所有者に負担を求めることができるものとし、その額は乙が算定する。
- ⑤ 他方、経費の実費が上記の経費の見積額以下となる場合については、実費を用いて算出することとする。
- ⑥ なお、木材販売による収益の額が上記の収益の見積額を下回る場合において、当該収益の額が上記の経費の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。



3. 事業発注

手元にある類似業務の歩掛で積算したり、事業者側から見積書を徴取し積算するなど、使える情報を駆使している状況。相場を得た単価であるかどうかは経過をみていく必要がある。

1 進め方の傾向

💡 意向調査の事前準備

- ・ GISによる対象森林の解析（大館市）や各種台帳との所有者情報の突合作業（登米市）などは、技術的な見地が含まれ、その相場感もつかみにくいことから、コンサルタント会社からの技術提案書や参考見積を徴取した上で、それに基づき業務発注

💡 意向調査の実施／集積計画の策定等

- ・ 意向調査の実施や集積計画の策定を業務委託した7市町のうち、4市町は林野庁が提示した業務参考単価を使用。秩父市を除き、諸経費は加算しておらず、直接経費の補正程度で発注したとのこと。業務参考はヘクタール当たりの単価であるため、一筆の大きさ（＝面積あたりの所有者数）によって業務量が大きくことなることから、補正の必要性があったという市町（富士市）がある一方、補正しなくても対応できたという市町（有田川町）があった。
- ・ 直接経費の補正の仕方としては、%補正する例（富士市）や業務内容を照らし合わせて工程を削除する例（有田川町）、人件費単価を掛け合わす際に一手間加える例（秩父市）などがあった。
- ・ 他方で、治山林道必携に掲載された類似の工程から独自に積算したという例（郡上市）もあった。鹿児島市の場合も治山林道必携の工程や業務参考単価が県森連の見積もりに反映されているとのことなので、各市町とも、今在る歩掛で試しにやってみるという傾向にある。
- ・ 仕様書の作成にあっては、公有林での事業発注経験がある市町では当該事業の仕様書の条項を参考にしながら独自に作成するという例（恵那市、郡上市）や、県から類似の仕様書の提供を受け作成した例（有田川町）、複数の業者から徴取した仕様書案・技術提案書を基に作成した例（登米市、富士市）があるなど、それぞれ対応を工夫していた。
- ・ 立木調査や所有者の境界立会など、業務参考単価や治山林道必携に掲載されていない工程については、県公社の工程や地籍調査の工程を参考にする例（秩父市、那賀町）があった。

💡 市町村森林経営管理事業

- ・ 公有林での事業発注に使用している歩掛や仕様書を使うという方向性で全市町が共通。現地の難易度や立木の大きさなどを考慮し、直接経費を%補正するという考えが基本。公有林での発注経験がない市町（有田川町）では、県から資料の提供を受けて作成
- ・ 直接経費には、林野庁（または県）が示す森林整備事業の作業工程※が使われており、オリジナルの歩掛が使われていることはなかった。
- ・ 諸経費には、森林整備事業の数値※を使うとする市町と、治山林道必携に掲載された森林整備保全事業設計積算要領の数値を使うとする市町で分かれた。

📌 Memo

※ 「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」を参照

2 参考資料

業務参考単価の補正の例① | 埼玉県秩父市

境界測量	編成	人日/10ha
2.25 人日	主任技師	0.3
	技師	9.2
	技師補	17.4
	助手	8.2
	計	35.1
2.25 人日を 35.1 に占める割合で分配		
	主任技師	0.02
	技師	0.59
	技師補	1.11
	助手	0.53

Point 業務参考の歩掛が作業員のレベルや編成を考慮したものでないことから、治山林道必携の類似の歩掛から分配し、それぞれに相応の単価を掛け、正確性を期した。

業務参考単価の補正の例② | 和歌山県有田川町

作業内容	有田川町	林野庁
施業履歴整理	0.04	—
踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.11	0.33
計画対象箇所の林分調査、施業方法の検討	0.80	0.80
経営管理権集積計画（案）の作成と同意取得	0.33	0.33
事務手続	0.06	0.06

Point 業務参考単価では、意向調査時に施業履歴整理をみているが、有田川町では、意向調査時ではなく、集積計画案作成時に施業履歴を整理することとし、当該工程を追加。路網の検討は、机上検討のみとしたので、現地踏査・合意形成は不要との考えで、参考歩掛の3分の1のみを計上

業務参考として示した歩掛

作業内容	人日/ha
1. 意向調査	
施業履歴整理	0.04
森林所有者への事前説明	0.04
森林情報収集（植生状況の抽出作業）	0.16
意向確認	0.10
事務手続	0.06
2. 境界	
境界の確認（隣接者の確認、日程調整等の準備を含む）	0.80
不在村森林所有者加算	0.70
境界測量	2.25
3. 集積計画	
踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33
計画対象箇所の林分調査、施業方法の検討	0.80
経営管理権集積計画（案）の作成と同意取得	0.33
不在村森林所有者加算	0.70
事務手続	0.06

治山林道必携に掲載された参考になる歩掛等

作業内容	人日	単位	出典
路線測量の現地踏査	1.6	km	A
現地測量 ※内業込み ※TS 測量の場合	3.5	ha	A
保安林整備の計画策定 ※予備調査（内業） ※100ha 未満	1.7	地区	A
保安林整備の計画策定 ※現地踏査 ※100ha 未満	3.4	地区	A
保安林整備の計画策定 ※立木（毎木）調査	4.5	ha	A

※TS：トータルステーション

間接経費等	%	摘要	出典
測量作業の諸経費	91.20	直接経費 50万円以下	A
森林整備の共通仮設費	5.40	直接工事費 600万円以下	B
森林整備の現場管理費	42.43	直接工事費 700万円以下	B
森林整備の一般管理費	22.72	工事原価 500万円以下	B

※詳細その他の事項は出典元を参照すること。

i Memo

- A 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領
- B 森林整備保全事業設計積算要領

第3章

資料編

第3章では、第1章及び第2章を作成するにあたって実施したヒアリング内容を掲載する。各地域の取組の詳細はこちらを参照いただきたい。

1. 秋田県大館市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

2. 宮城県登米市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

3. 埼玉県秩父市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

4. 静岡県富士市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

5. 岐阜県恵那市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

6. 岐阜県郡上市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

7. 和歌山県有田川町

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

8. 島根県安来市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

9. 徳島県那賀町

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

10. 徳島県美馬市・つるぎ町

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

11. 熊本県御船町

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

12. 鹿児島県鹿児島市

- ③意向調査
- ④集積計画
- ⑤事業発注

1. 秋田県大館市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・森林環境譲与税も活用しつつ、市内部において森林経営管理制度に対応する人員を確保し、市が主体となった取組で森林経営管理制度を推進。市に森林・林業に関する専門員が不在の中、先行して人員を確保し、育成することを通じ、市内部に森林経営管理制度に関するノウハウを蓄積する考え
- ・将来的には、森林経営管理制度の運用を含む森林・林業施策を推進する専門組織として、森林整備公社の設立も視野に、体制の整備や先行した意向調査、集積計画策定等の取組を実施
- ・管内の私有人工林約1万2千haについて、20年間で一巡させる長期計画の下で、毎年600haずつ意向調査を実施するほか、市有林や既存の集約化団地との連携を進めるべく、面的なまとまりを意識した集積計画の策定を進めるなど、林業経営の効率化（収益の確保）を念頭に置いている。

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託	コンサルタント会社
説明会・広報活動	○		
意向調査	○		
経営管理権集積計画	○		
立木調査・現地踏査	○		
境界明確化	○	一部委託	
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業	○	委託、請負	

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H29.4～	林業成長産業化モデル地域に採択
～H30.3	GIS解析による集約化団地の選定等の事前準備 ※林業成長産業化モデル事業における業務委託
H30.5	森林経営管理法成立
H31.1	意向調査対象森林の抽出、所有者リストの作成（5箇年分） ※森林整備地域活動支援交付金を活用した業務委託
H31.4	森林経営管理法施行
R1.6	市民向け説明会の開催（市内12地区）
R1.7	市広報誌で森林経営管理制度、意向調査の実施について周知
R1.8	意向調査（第1回）

R1.9～	現地踏査、境界確認、同意取得
R1.12～	経営管理権集積計画の公告（第1回意向調査分）
R2.5	市広報誌で意向調査の実施について周知
R2.5	意向調査（第2回）
R2.6～	現地踏査、境界確認、同意取得
R2.9～	経営管理権集積計画の公告（第2回意向調査分）
R3.1～2	経営管理実施権の設定に係る企画提案募集（R1.12～集積計画分）
～R3.3	市町村森林経営管理事業の発注、経営管理実施権配分計画の公告を予定

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	70,092ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	22,497ha	
うち、人工林	12,179ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	12,179ha	私有人工林の全て
森林経営管理制度に関する予算規模	8,871 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	7,371 千円	・意向調査等に係る事務費 ・嘱託職員の雇用やスキルアップに要する研修費用
森林経営管理制度を主に担当する職員数	6名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業の専門部署 （有害鳥獣は所掌し、地籍や自然公園・緑地は所掌しない。） <p>※令和2年度より、農林課から林政課に分掌、拡充</p>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 14名（うち常勤 14名、非常勤 0名） うち、会計年度任用職員 5名 うち、地域林政アドバイザー 1名 <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 3名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 2名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名 ・国・県等からの出向者 0名 <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【参考】森林経営管理制度を担当する会計年度任用職員の経歴 Aさん：H25～市の臨時職員、H26～農林課勤務 ※地域林政アドバイザー</p>

	<p>Bさん：元森林組合職員、 H31～農林課勤務 Cさん：元 JA 職員、 H31～農林課勤務 Dさん：H14～市の臨時職員、H28～農林課勤務</p>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>秋田県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁組織内に秋田県森林経営管理支援センターを設置するとともに、県北・県央・県南の3箇所（複数振興局を単位）に専門員（支援員）を配置し、市町村支援にあたるほか、市町村職員等を対象として研修、現地検討会を実施 <p>県北秋田地域振興局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森づくり推進課内に、森林環境譲与税・森林経営管理制度推進対策チームを設置し、市町村等の取組を支援（北秋田地域振興局に県北の支援員が在籍） ・県振興局、市町村、森林組合を会員とする「新たな森林管理システム推進連絡会」を設置し、管内市町村取組状況のフォローや意見交換を実施（振興局が事務局を務める。）
他市町村との連携状況	<p>北秋田市、上小阿仁村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県振興局が主催する「新たな森林管理システム推進連絡会」の構成メンバーとして参画 ・林業成長産業化モデル地域（大館北秋田地域）の協議会を構成 ・森林経営管理法の施行以前から、森林経営管理制度の事前準備等を協議会で議論したり、現在も林業経営者への再委託に向けた演習、現地検討会等を実施
民間団体の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 17者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 18者 ・市有林における事業発注 5件、257ha/年（令和2年度） <p>森林組合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の大館北秋田森林組合に限らず、公表されている上記の民間事業者の一部も森林経営管理制度に対しては手探りの状況 ・人手不足も相まって、特段、森林経営管理制度関連の業務を受注する等の関係にはない。
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に係る連携は特になし <p>※市、大館北秋田地域林業成長産業化協議会及び米代東部森林管理署の3者で森林共同施業団地を設定しており、当該団地を核とした森林施業の集約化も検討（令和元年度の意向調査エリアは当該団地に隣接しているので、共同による森林経営計画の策定も視野）</p>

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年12月13日 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント会社 <p>→意向調査対象森林の抽出、所有者リストの作成</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・施業履歴（過去10年分）、森林経営計画の有無 ・レーザ計測データの活用有無 有・<input type="radio"/> <p>→令和2年度に県が航空レーザ計測を実施し、当該データを市が解析する予定なので、今後は活用する見込み</p> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳（林地台帳作成時に固定資産課税台帳を突合済み） →対象森林の選定後、GIS上で所有者情報を名寄せし、対象者リストを作成 ・所有者情報の精度 約5%は宛名不在（令和元年度の地域） ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>・無 →登記簿、戸籍、住民票ともに活用するが、事前準備の段階ではなく、意向調査後に宛名不在となった者の探索に活用 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・62%
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの説明会（座談会）を市内12地区の公民館で開催 ※令和2年度も同様に説明会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌で周知（令和元年7月号、令和2年5月号） ・令和2年度にあっては、制度の周知に加え、意向調査の対象となる地区を示す地図も添えて、意向調査に備えた。 ・地元の新聞社に情報提供し、取組状況を紹介してもらっている。 <p>※令和3年度も同様に、対象地区の地図を添えて市広報誌に特集記事を掲載予定</p>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の私有人工林約1万2千haについて、20年間で一巡させる長期計画の下で、当面5年間の意向調査対象森林については選定済み <p>※内部資料として整理したものであり、市の取組方針として公表するという性格のものではない。</p>
関係者の支援内容	<p>県北秋田地域振興局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法の施行に先立って、意向調査の準備を進めるよう、補助事業活用の指南や事業発注に対する助言などを実施

対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<p>[対象森林]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な対象は私有人工林 ・森林経営計画が策定されている森林や施業履歴（10年以内の履歴有）は対象外 ・地籍調査済の森林を優先 <p>※意向調査時は天然林や広葉樹林を対象外としているが、「市に委託」と回答した所有者が天然林や広葉樹林も所有している場合は、合わせて経営管理の委託を受ける場合がある。</p> <p>[地区の優先順位の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の基準に基づいてGIS上で解析し、筆ごとに林業経営の適否を数値化するとともに、所有者情報（共有林かどうか、林地台帳上と課税台帳上の所有者が合致するか等）を評価。この基準値が相対的に高い地域から優先的に意向調査を実施 <p>【抽出基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種（スギ、アカマツ、ヒノキ、ストロブマツであるかどうか） ・土地の傾斜（35度未満かどうか） ・道路からの距離（森林簿の「道路距離」が100m以内にある小班または国土数値情報の道路データで生成した200mバッファ区域にかかる小班かどうか） ・齢級（8齢級以上かどうか） <p>※この基準に合致する森林が多い地区から意向調査を実施するものであって、実際に意向調査の対象とする森林は、上記【対象森林】に記載の条件とおり、施業履歴のない私有人工林全般であることに注意</p>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・共有林であっても、意向調査の対象とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の抽出条件（各種GISデータ）は、林業成長産業化モデル事業内の委託事業で作成したもの。これを改めて意向調査対象森林の抽出条件として活用
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」をベースとし、調査票と回答用紙は一体として構成 ・A4判2ページ <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全5問 ・森林経営管理制度の概要パンフレット →大館市が独自に作成 ・返信用封筒 <p>[配布方法の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会や広報誌で周知を実施してから意向調査を実施
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送

	<p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳上の所有者と固定資産課税台帳上の所有者情報を突き合わせ、所有者を特定し、特定できた者に限り発送 →少しでも不一致があった場合は架電も含めて、所有者を確認。市が保有する情報を用いて可能な範囲で探索（他市町村への戸籍等の公用請求は行わず、大館市の市民課等の協力の範囲で対応） <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、連絡先）、回答者の所有森林ではない場合は当該森林の所有者の連絡先（所在・地番、所有者名、連絡先）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者を探索 →市民課に協力してもらい、住民票、戸籍、除籍、戸籍の附票を活用
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・直営で実施
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者毎に「意向調査カード」に入力して紙ベースで整理 →所有者の連絡先、所有森林の所在地・面積・樹種・林齢・施業履歴、戸籍・登記・課税情報、意向調査結果、所有者との対応記録等をカルテ形式で記入
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は2地区、計419haを対象とし、所有者を特定できた105名、234haに意向調査を実施（5名体制で約2か月要した。） →所有者探索が残っている森林は令和2年度も探索を継続
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の意向調査票は「事務の手引」をそのまま使用したが、設問の重複感を減らし、極力簡単なものとなるよう設問を工夫（管理状況と間伐の実施状況の設問を一つにする等） →令和2年度の調査票は1問減らし、全4問とした。 ・意向調査を実施してみた結果、森林を手放したいという意向を示す所有者が多いことから、林業事業者とも連携した対応も検討中。そこで、意向調査票に森林を手放したいかの意向も併せて聞き取る様式に変更し、所有者のニーズに応じて、「秋田県意欲と能力のある林業経営者」を紹介する仕組みを考えているところ。
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 105名、234ha ・宛名不在 5% ・回答率 86%/92%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 58%/39%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・電話対応 2～3件以上/日（意向調査時期） ・来客対応 2～3件/日（意向調査時期） <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答がなかった所有者には「電話での催促」→「調査票の再送」→「地元の協力を得て催促」する形で段階的に催促
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・市が直営で現地踏査を実施（立木調査は実施せず、所有者に説明するための概況だけを現地で確認） →併せて、現地立会い又は図上で所有者に境界を確認してもらう。 ・所有者向けの相談会を意向調査を実施した2地区で各1回開催 →欠席者には市職員が個別訪問 ・集積計画に関する説明や同意取得で1戸あたり平均2～3回は訪問した。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査対象森林については、原則として全ての森林で集積計画を策定することを基本とする（意向調査を実施したが、集積計画を策定しないという判断は極力しない）。 →意向調査対象森林を抽出する過程で、林業経営の適否を加味しているため、林業経営者に再委託する可能性を念頭に置いている。ただし、再委託が困難であった場合も市町村森林経営管理事業で対応することとし、基本的には集積計画としてまとめていく考え ・意向調査の過程で、地域森林計画対象森林（5条森林）以外の森林を所有し、市町村に管理を委託したいとの意向を示したものが現れた際は、県に相談し、5条森林への編入を進め、まとめて集積計画を策定し、委託を受ける考え
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・同意取得が取れたものから順次、集積計画を公告していくが、林業経営者への再委託や市町村森林経営管理事業は、同一年度内に策定した集積計画一式をまとめて、翌年度に再委託又は市町村森林経営管理事業の発注をする。 ・そのため、意向調査の実施から集積計画の公告までを同一年度内に実施するスケジュールを基本とする。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は31件、66haで集積計画を策定 ・集積計画案を作成し同意取得を得るまでのスピード感は、2人体制で個別訪問しながら、3～5名/月程度
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・申出の実績はない →意向調査対象エリア内からの申出であれば、合わせて集積計画の策定に進める予定
他の仕組みの活用	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を実施してみた結果、森林を手放したいという意向を示す所有者が多いことから、林業事業者とも連携した対応も検討中 →意向調査票に森林を手放したいかの意向も併せて聞き取る様式に変更し、所有者のニーズに応じて、「秋田県意欲と能力のある林業経営者」を紹介する仕組みを考えている。
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は20年とし、意向調査の実施サイクルと合わせる。 →長期かつ大面積に及ぶ集積計画を束ねることで、林業経営者への再委託の可能性を高める効果を期待

	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」の記載を概ね採用しつつ、林業経営者への再委託を実施する際は、主伐も認め、市町村森林経営管理事業を実施する場合は、間伐2回実施を基本とする。 ・巡視は年2回以上とする。 →市の現場巡回の一環で、直営で実施（一部は委託を予定）
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林経営管理事業を実施した場合においても、所有者に還元すべき収益が確保できた場合は、経費を控除した後の利益について所有者に支払うこととし、所有者還元を可能な限り実現することとしている。 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採等に係る経費は、「事務の手引」をベースに見積額から算出
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査対象森林のうち、約半数において、林地台帳上の所有者と固定資産課税台帳上の所有者が不一致 ・不一致だった森林について、所有者の探索・特定作業を進めたところ、全員の所在が判明 <p><過年度の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有者不明森林 76筆 41名について、全員判明 ・所有者不明森林 50筆 18名について、全員判明
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の分かる森林を優先して集積計画の策定を行うため、特例措置の活用は考えていないが、所有者の探索は行っていく。

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・市直営で実施のため、該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・市有林の事業発注で使っている資料を参考に作成する予定
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	・該当無し
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業者の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県意欲と能力のある林業経営者として17者が大館市で経営管理実施権の設定を希望
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画を策定した森林については、林業経営者に再委託できないか、一旦全てに企画提案を求めることにしている。

	<p>→企画提案が無かった場合に、市町村森林経営管理事業の発注（市による管理）に方向性を転換</p> <p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」に基づき、選定委員会を設置し、民間事業者からの企画提案を「審査方法及び基準」に基づいて選定 ・選定委員会の委員は、市（部長、課長の2名）、国有林（森林管理署の森林技術指導官）、県北秋田地域振興局（森づくり推進課の課長）の4名 <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審査方法及び基準」には、オリジナルの高配点事項として「経営管理実施権の設定を希望する経営管理権集積計画の数」を盛り込んでおり、策定済みの集積計画をまとめて再委託を受けてくれる民間事業者を有利にしている。
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を実施した箇所については、集積計画を策定し、配分計画の策定へと進めることが基本。ただし、集積計画を策定した後に当該森林の近くにおいて、林業事業者が施業集約化を進めた場合で、所有者が林業事業体に直接委託することを望んだ場合は集積計画を取消し、林業事業体に任せることも考えている。
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金を最大限活用させるため、基本的には林業経営者自らが森林経営計画を策定することを想定しているが、それが難しい場合は、大館市（市有林）の森林経営計画との共同申請・認定で計画に編入させる配慮も検討

6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施状況や集積計画の策定状況は林地台帳システムで対応 ・林地台帳システムと連携したタブレット端末（GPS 機能付きの防水タイプ）を導入し、境界明確化や所有者への説明に利用 →令和2年度の森林環境譲与税で導入
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県が航空レーザ計測を実施した後、当該データの解析を市が実施し活用していく予定 <p>※航空レーザ計測データの取得について事業実施主体は県ではあるが、当該事業の費用の一部を市町村が負担。当該事業に参画する各市町村が森林面積等に応じて費用を分担し、データ取得に係る費用負担を減じるとともに、広域かつ効率的なデータ取得を実現</p>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査等に要する事務費及び会計年度任用職員の雇用、スキルアップ等に要する研修費用に充当 <p>[森林整備地域活動支援交付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査対象森林の抽出、所有者リストの策定に係る業務委託（平成30年度のみ）

	<p>[林業成長産業化モデル事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税の譲与以降は棲み分けており、森林経営管理制度の推進には活用していない。
--	---

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有森林を市に寄付したい・売却したい <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座談会での質疑の内容をQ & A集として整理し、課内で共有
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度を全て市の直営で実施することは大変ではあるものの、森林所有者との丁寧なやり取りを実施するためには、直営が望ましい。市民課に協力してもらいながら所有者探索をできるのも直営で実施しているからと認識。専門員の雇用を継続し、外部委託に頼らない方法で制度を推進していきたいとの考え

2. 宮城県登米市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・登米市、宮城県（登米地域事務所、県林業技術総合センター）、宮城県市町村森林経営管理サポートセンターで構成する「圏域推進会議」を定期的に開催し、森林経営管理制度の取組を推進
- ・宮城県が取組の標準例として定めた「森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライン」に基づき、森林経営管理制度の対象森林の選定や優先順位の決定を、地域の関係者（圏域推進会議）と協同で実施
- ・管内を概ね10年で意向調査する計画であり、林業経営者への再委託（経営管理実施権の設定）を主眼に置きつつも、再委託が難しい場合も市町村で管理を実施するなど、制度を満遍なく活用していく考え
- ・3か年で一巡（1年目：意向調査、2年目：集積計画の策定、3年目：配分計画の策定等）とするスケジュールとしており、意向調査等は民間企業に、森林整備は森林組合等をお願いするという役割分担の下で取り組むスタイル

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託 (連携)	コンサルタント会社 (圏域推進会議)
説明会・広報活動		委託	コンサルタント会社
意向調査		委託	コンサルタント会社
経営管理権集積計画	○	委託	コンサルタント会社
立木調査・現地踏査 ※森林簿で対応	—		
境界明確化 ※地籍調査がほぼ完了	—		
相続人調査 ※未実施	—		
市町村森林経営管理事業	○	請負	森林組合

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.6	圏域推進会議（年間取組内容、取組の方向性の確定）
R1.7	圏域推進会議（森林組合情報の収集、意向調査の対象森林の地区割の決定）
R1.9	圏域推進会議（マトリクス表による取組の優先順位の決定）
R1.12	意向調査の事前準備（林地台帳の精緻化）、意向調査業務を外部委託
R1.12～R2.3	林地台帳の精緻化（所有者情報の整理）
R2.1	圏域推進会議（意向調査委託先との調整・検討）

R2.4～6	意向調査（第1回目）
R2.7～9	意向調査結果の集計、圏域推進会議（集積計画対象の検討）
R2.8～12	意向調査（第2回目）
R2.12～R3.3	経営管理権集積計画への所有者の同意取得
R3.3	経営管理権集積計画の公告予定（第1回意向調査分）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	22,130ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	15,276ha	
うち、人工林	10,062ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	4,523ha	令和元年度の対象面積は249ha、翌年度以降は概ね400ha ずつを想定
森林経営管理制度に関する予算規模	5,281 千円	(令和元年度)
うち、森林環境譲与税の充当額	5,281 千円	・所有者情報の整理等の林地台帳の精緻化及び意向調査業務の委託事業
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2 名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村と合同の部署 (有害鳥獣、緑地・自然公園も所掌、地籍調査は所掌しない。)
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 4 名(うち常勤 4 名、非常勤 0 名) ※令和 2 年度より、1 名増 <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 2 名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0 名 ・有資格者(森林総合監理士、技術士等) 0 名 ・国・県等からの出向者 0 名 ※主担当は、林務部局に配置され現在 5 年目 <p>[外部人材の登用状況(上記担当職員数には含まない)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし ※地域林政アドバイザーの雇用を検討したが、地域に精通した適任者がおらず断念
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>宮城県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村業務のサポートや市町村職員向けの研修会を実施するため、宮城県市町村森林経営管理サポートセンターを設置し、その運営を(一社)宮城県林業公社に委託

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から地域林政アドバイザー認定研修会を開催し、市町村を支援する人材を養成 <p>県登米地域事務所・林業技術総合センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域推進会議のメンバーとして、意向調査の対象森林の抽出や意向調査の優先順位付け等について助言
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
民間団体の現状	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 8 者 市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 8 者※ ※上記の 8 者とは構成が異なる 市有林における事業発注 13 件、175ha（令和元年度） ※例年も同程度 <p>(一社) 宮城県林業公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 県からの委託を受け、宮城県市町村森林経営管理サポートセンターを運営 →県 OB を採用しながら、3 名体制で県内全域を対応 <p>森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 登米市は合併前の旧町域ごとに 3 つの森林組合がある。 いずれも意向調査の実施には関与していないが、圏域推進会議に参加してもらいつつ、意見はもらっている。 森林組合が主体的に関わるのは、森林整備（経営管理実施権の設定、市町村森林経営管理事業の請負）の段階 →最終的な森林整備の段階で関与する可能性のある森林組合には、その事前段階にある集積計画の策定までの業務に関与させない方針
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年 6 月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域推進会議 →意向調査対象森林の抽出、優先順位付け、実施方法等について助言
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県下共通の森林 GIS で森林簿（施業履歴、森林経営計画の有無を含む）、林道からの距離などを参照（対象森林の考え方は後述） レーザ計測データの活用有無 有・無 →県において、航空レーザ計測データの取得・解析が予定されているが、当面の間は登米市に関係なし

	<p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地台帳 ・ 登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 →林地台帳上の所有者情報に登記簿、課税台帳、土地所有者届出の情報を突合し、特定できたものにつき、林地台帳の所有者情報を更新 ※意向調査とセットで業務委託（意向調査票の発送に先立ち、市内全域で実施） <p>・ 所有者情報の精度 約1割は宛名不在 →地籍調査がほぼ完了しており、その際の地籍簿等を活用</p> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ完了（林地以外を含め99%が完了）
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施しない →意向調査に先立ち、対象地区で説明会を実施する方向も検討したが、集積計画策定時に丁寧に説明することとし、意向調査の段階では、説明資料を同封するに留めることとした。 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は広報誌への掲載を予定
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の「森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライン（以下、県ガイドライン）」に基づき、圏域推進会議において森林経営管理制度の対象森林の選定や優先順位の決定を行い、マトリクス表（後述）として整理 →市民や議会への説明を念頭にあらかじめ整理（必要に応じて市長にも説明する予定）
関係者の支援内容	<p>圏域推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記のとおり <p>宮城県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ガイドラインの提示、県下共通の森林GISで用いるパッチファイル（対象森林を抽出する検索条件ファイル）の提供
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ガイドラインの以下①の条件に基づき、対象森林を抽出した後、以下②の項目について点数化し、マトリクス表として整理 →2年に1度程度の頻度で見直し予定 ・ 市内を町単位で16地区に分け、マトリクス表に基づき優先順位を決定。毎年2地区を目安として、概ね10年間で意向調査を一巡する計画 <p>①対象森林の抽出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私有人工林 ・ 森林経営計画が策定されていない森林 ・ 5 齢級～標準伐期齢の森林＝10年以上間伐履歴なし ・ 標準伐期齢以上の森林＝15年以上間伐履歴なし

	<p>※私有人工林の約半数において森林経営計画の策定等が行われているため、森林経営管理制度の対象森林は私有人工林の約半数</p> <p>②優先順位の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の小班数に占める意向調査対象小班の割合 ・境界情報の精度 ・林道から 200m 以内にある小班の割合 ・森林経営計画の策定率 ・保安林の指定状況 ・獣害・病虫害の有無（森林組合からの情報提供） <p>※令和元年度にあつては、境界が明確であり、森林経営計画の策定面積が高い地区をモデルとして意向調査に取り組む。 ※今後は、天然林・広葉樹林も必要に応じて、対象に加えることも検討中</p>
社会的条件	<p>②優先順位の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地の有無 ・農業振興地域（農用地区域）に属する地区かどうか <p>→いずれも埋蔵文化財の保護や農地転用等の手続きに時間を要することから優先度を低めに設定（一部の地域では、埋蔵文化財が多い、地目農地のまま5条森林に指定されている場合もある等に対応）</p>
その他	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ガイドラインに基づき、圏域推進会議において森林経営管理制度の対象森林の選定や、優先順位の決定を行い、マトリクス表として整理
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域推進会議で議論した内容を踏まえ、受託者で作成 ・所有森林の経営管理の状況や見通しに加え、森林経営管理制度の認知度や経営管理を委託するとした場合に希望する委託期間の考え方なども尋ねる。 ・所有者の意向は、市に委託したい、自ら管理するの選択肢に加え、売却や寄附の意向も併せて確認 ・A 4 版 4 ページ <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全 15 問 ・森林経営管理法及び森林環境譲与税の概要説明資料（受託者が作成） ・位置図（空中写真）
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査に先立ち、林地台帳上の所有者情報に登記簿、課税台帳、土地所有者届出の情報を突合せ、特定できたものにつき、林地台帳の所有者情報を更新し、対象者をリスト化

	<p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（氏名、住所、森林所有者との続柄、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス）を記入 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の他部署（住民課等）に確認し、分かる範囲で再発送
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント会社に委託 →事前準備としての林地台帳の更新から対象者のリスト化、意向調査の実施、回答の集計までまとめて発注 <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査票の集計は受託者で実施し、所有者からの問合せは市が対応
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセル（CSV形式）で整理した上で、森林GISで連携できるようにし、GIS上で図示化
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・集計作業に約1か月（発送から回答、集計までおよそ3～4か月あれば対応可能） <p>※現段階では、意向調査を実施した翌年度に集積計画を策定することを想定している（ただし、意向調査から集積計画までを単年度で完了できるものかは、今後やってみて判断する）。</p>
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の業務発注は前年に蓄積したノウハウを活かして同様の形で発注（意向調査の段階で説明会を開催しない、コンサルタントに委託するという方向性も継続）
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 177名、249ha ・宛名不在 7% ・回答率 71%/73%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 29%/17%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・電話対応 2件/週 ・来客対応 2件/週 <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答がなかった方にはハガキで一度回答を督促（委託業務内で対応） →督促前の回収率は5割程度であったが、督促により回答が2割ほど増えた。 <p>【参考】 寄附・売却の回答結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附や売却を希望する回答は、市町村に経営管理を委託したいという回答の倍程度あった。 ・寄付の申し出があった場合には森林の状態（周辺の状態、作業道の設置の可否等）を現地確認することとしているが、受け入れ実績はほとんどない ・売却希望の場合は、森林組合等に相談してみるよう助言することとしている。
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設問項目等について、圏域推進会議（受託者や管内の森林組合も交えて）で議論

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査がほぼ完了しているため、境界明確化は不要 ・森林簿の数字を基にするため、立木調査等の現地調査も省略 ・市に委託したいと回答した所有者を対象に、説明会を開催 →令和2年度は「市に委託したい」と回答した所有者だけでなく、未回答者や売却希望者も対象として説明会を開催する考え ・所有者への同意取得は、市が直接実施 →令和2年度は、所有者の同意取得も委託で実施
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市に委託したい旨の回答があったところについては、基本的に集積計画の策定を考える。 ※森林経営計画の策定率も高く、比較的小面積の集積計画であっても林業経営者への再委託が可能である場合も多いと想定
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を実施した翌年度にまとめて集積計画を策定することとする。 <p>〔前年度に確定した意向調査結果の数値を基に予算措置し、翌年度、委託事業で集積計画の策定を進める計画〕</p>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続中
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし（集積・集約化の過程で必要であれば検討する。）
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の対象森林にあっては、原則として集積計画の策定に進めることとし、事業者等への斡旋は考えていない。
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐主体としつつも、所有者に明確な意向がなければ、主伐・再造林も選択肢に含めて長期的に預かることも想定（概ね15～20年で検討中）
契約関係	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・〃
特例措置と財産権の保障との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に事業者から徴取した参考見積・技術提案書（2者分）を参考に、業務内容（仕様書）や予定価格を決定
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積と予算を比較し、委託事業の工数等を計算
当該業務に要した時間や工数	
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書自体は特段の不備はなかったと認識 ・仕様書に定めている発注者と受注者の打合せの場において、詳細を詰めていくこととしている。

	※令和元年度にあつては、意向調査結果を分析しやすくするよう、集計方法を工夫することについて打合せを密に行った。
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有林の事業発注でも使っている資料（県の標準工程を積算したもの）を活用する予定（特段、森林経営管理制度に対応して、歩掛の調整を行う等は考えていない。） <p>※県では、設計書や仕様書の標準例を作成し、市町村に提供する作業を実施中</p>
積算の方法	//
当該業務に要した時間や工数	・未実施
取組結果、改善点	//
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県意欲と能力のある林業経営者のうち、8者が登米市内で経営管理実施権の設定を希望（令和2年6月現在） <p>【再掲】</p> <p>森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登米市は合併前の旧町域ごとに3つの森林組合がある。 ・いずれも意向調査の実施には関与していないが、圏域推進会議に参加してもらいつつ、意見はもらっている。 ・森林組合が主体的に関わるのは、森林整備（経営管理実施権の設定、市町村森林経営管理事業の請負）の段階 →最終的な森林整備の段階で関与する可能性のある森林組合には、その事前段階にある集積計画の策定までの業務に関与させない方針
経営管理実施権の設定	・集積計画を策定した森林は原則として一旦は経営管理実施権の設定が可能かどうか企画提案を求めることとする。
経営管理実施権の設定を行わない方法	・想定しない
森林経営計画の作成に関する考え方	・市有林や森林組合有林を中心として FSC 認証による持続的な森林経営を推進しているところであり、集積計画の対象森林についても、既存の森林経営計画へ編入を行うよう指導

6 業務ツール

GIS 等機器の活用	・ ArcGIS をベースとした県と共通の GIS を使用
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの提示、県下共通の森林 GIS で用いるパッチファイル（対象森林を抽出する検索条件ファイル）の提供
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査等の委託費 →森林環境譲与税以外の財源の活用予定はない。

7 その他

森林所有者への対応	[よくある問合せ] ・ 寄付したい、売却したい（売却先を紹介してほしい） ・ 所有者が自分に変わったが、現地に行ったこともなく、森林の所在が分からないので教えてほしい [対応マニュアル] ・ 作成していない
市町村が抱える課題への対応方策	・ 職員が3年程度で異動するため、切れ目なく業務を推進するために地域林政アドバイザー等の専門員の確保を検討

3. 埼玉県秩父市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・ 1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）が連携して設置した秩父地域森林林業活性化協議会内に集約化推進室を新設。森林・林業の専門部局を擁する秩父市が地域の旗振り役となり、集約化推進室の集約化推進員2名と共同で事業を推進
- ・ 森林経営管理法が施行される前年から事前準備に着手（今後の全体計画をあらかじめ策定）
- ・ 9箇年で意向調査を一巡することとし、同一年度中に意向調査から集積計画の策定まで上げていく計画
- ・ 林業経営に適した森林を経営管理実施権の設定を希望する民間事業者に委託するとともに、林業経営に適さない森林の経営管理は、地元の民間事業者や自伐林家等も活用しながら市で整備していく考え

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	(集約化推進員)
説明会・広報活動	○		
意向調査	○	(連携)	(集約化推進員)
経営管理権集積計画	○	(連携)	(集約化推進員)
立木調査・現地踏査		委託	測量会社
境界明確化		委託	測量会社
相続人調査 ※未実施	—		
市町村森林経営管理事業		請負	林業事業者

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H24	秩父地域森林林業活性化協議会を設置
H30.5	森林経営管理法成立
H30.11～	意向調査対象者リストを整備（集約化推進室の設立準備と並行）
H31.1	秩父地域コンパクト林業推進協議会を設立
H31.4	森林経営管理法施行
H31.4	協議会内に集約化分科会、集約化推進室を設置
H31.4～	意向調査（第1回）
H31.4～	集積計画案の所有者説明（→申出を受領）
R1.6	経営管理権集積計画の公告（申出を活用）
～R1.7	意向調査結果の集計

～R2.1	現地踏査、森林所有者への同意取得（約半年）
R1.12	経営管理実施権設定に係る企画審査（申出の活用分）
R1.12	市町村森林経営管理事業の発注（申出の活用分）
R2.1～3	意向調査（第2回）の準備作業
R2.2	経営管理権集積計画を公告（第1回分）
R2.2	経営管理実施権配分計画の公告（申し出の活用分）
R2.5～	意向調査（第2回）
R2.6	経営管理実施権設定に係る企画審査（第1回分）
R2.6	意向調査結果の集計
R2.9	経営管理実施権配分計画の公告（第1回分）
R3.1	経営管理権集積計画を公告予定（第2回分）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	50,058ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	22,358ha	
うち、人工林	10,706ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 7,000ha	私有人工林の3分の2について手入れが行き届いていないと想定
森林経営管理制度に関する予算規模	7,279 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	7,279 千円	・協議会運営費、意向調査経費 ・市町村森林経営管理事業（間伐）及びその事前準備（境界測量、現地調査）経費
森林経営管理制度を主に担当する職員数	4 名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・森林・林業の専門部署 （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林務担当職員 6名（うち常勤6名、非常勤0名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に林務経験のある職員 1名（課長） 大学・高校等で森林関係を専攻した職員 4名 有資格者（森林総合監理士、技術士等） 1名 国・県等からの出向者 1名 （平成24年度～4代目（県から）） <p>※令和元年度から林務専門職で新卒採用を開始 （2名採用、森づくり課配属）</p>

	<p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域林政アドバイザー 1名 （過去の職歴：元埼玉県職員→退職後森林組合へ） ・地域おこし協力隊員 2名 （市有林で自伐型林業を実践） <p>※令和2年度は会計年度任用職員制度となり、市全体の方針で、地域林政アドバイザーを採用できなくなった。</p>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父農林振興センターが秩父地域森林林業活性化協議会の構成員として参画 ・集積計画策定時の団地化検討の際、集約化推進員とともに現地踏査に同行 ・平成24年度より、県の林業専門職員が秩父市に出向
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町が連携して、秩父地域森林林業活性化協議会を発足。新たな森林産業への助成、木の駅プロジェクト等に取り組む。
民間団体の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父地域森林林業活性化協議会内に、1市4町と秩父広域森林組合、林業事業体、秩父木材協同組合で集約化分科会を新設。その窓口として、集約化推進室を秩父市役所内に設置し、森林経営管理制度に取り組む。室員である集約化推進員は、分科会の加盟団体から出向させた森林施業プランナー2名（週2日のみ集約化推進員として勤務し、残りは出向元で勤務） →集約化推進員の人件費は1市4町の森林環境譲与税を活用 ・秩父地域の小規模団地の森林整備を目的に、主に自伐型林業者で構成する「秩父地域コンパクト林業推進協議会」を設立。同協議会は秩父地域森林林業活性化協議会の集約化分科会の構成員として参画。規模の大きな集約化団地の隙間を埋める形で、規模の小さな森林（30～50ha程度）の担い手として育成 ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 4者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 約6者 ・市有林における事業発注 1～2件、5～10ha/年
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉森林管理事務所が秩父地域森林林業活性化協議会の構成員として参画

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約化推進員
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿

	<ul style="list-style-type: none"> ・施業履歴（過去 10 年間分、埼玉県から提供） →今後も定期的に反映させていく考え ・レーザ計測データの活用有無 有・無 →今のところ、県も市も取得の予定はなし <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 →所有者情報の精度 約 2 割は宛名不在 ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 →相続人の事前調査はしない ・協議会メンバー（森林組合や林業事業体）が保有する所有者情報も活用 ・課税台帳の突合せは今後実施する考え →林地台帳との連携方法を考え、令和 3 年度の意向調査に間に合うよう検討中 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市 2%（平成 31 年 4 月 1 日現在） ・小鹿野町 約 5% ・横瀬町・皆野町・長瀬町 0% <p>※秩父市の一支所では実施しているが、ほとんど休止中</p>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市では、地域林政アドバイザーによる森林経営管理制度の説明会を 4 回開催（平成 30 年度）。令和元年度は実施しなかった。 ・小鹿野町では令和元年度に 1 回実施（意向調査の結果、問合せが多数あったことを受けて実施） <p>※広範囲で広報すると、意向調査対象地域以外のところから問合せ（クレーム等）を受ける懸念があるとのこと。</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に 1 市 4 町全てにおいて、広報誌で制度を周知
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父地域の森林計画の 46 区域について、毎年 5 区域ずつ意向調査を実施し、計 9 箇年で全域を実施とする全体計画を策定（協議会において報告し、各市町長が了承済み）
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の支援内容は上記のとおり <p>（ ※協議会形式を取ることで、協議会メンバー（県、他町、民間団体）が保有する情報もうまく活用しながら意向調査を実施できる。 ※埼玉県からの出向者を迎えることで、県や関係者とのパイプもあり、スピードよく仕事を進めることができた。 ）</p>
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<p>1 市 4 町（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林整備計画で定める森林法施行規則第 33 条第 1 号ロに基づく区域（森林経営計画の区域計画が作成可能な区域）を基本単位とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 10 年間に施業履歴のない私有人工林（森林簿ベース） →天然林は意向調査の結果、団地化に必要な段階で個別に協議し集積する考え →施業履歴は県から提供。集約化推進員が定期的に反映させ、対象森林のリストを更新する計画 <p>皆野町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林資源が豊富なところから着手
社会的条件	<p>秩父市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は地籍調査実施済の箇所を対象 →小鹿野町も同様 ・令和2年度以降は市街地から「近いところ」から順に実施 ・ただし、秩父市役所の支所単位のバランスにも配慮 <p>横瀬町・長瀬町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺から着手（町民への森林整備のPR効果を期待）
その他	
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約化推進室で作成し、市町と調整 ・林野庁「事務の手引」をベース ・回答用紙を別紙とし、別紙に対象森林をリスト化。「これまでの森林整備の履歴、今後の管理・経営の意向」について、それぞれ数字を選択形式で記入する方式 ・A4判3ページ <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全4問 ・返信用封筒 ・森林経営管理法制度の紹介パンフレット（編集・販売：全国林業改良普及協会） ・埼玉県に登録されている林業事業体一覧（令和2年度～、秩父市のみ）
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送（市町の封筒を使用） <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿、林地台帳を基に確定 ・事前に発送者名簿としてまとめる。 →エクセルファイルにまとめ、封筒に直接、宛名を印刷 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）を記入 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追いかけて、一旦仕分け整理（発送者名簿に発送日、戻って来た日を記録）し、団地化が必要が出てきた段階で活用

実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と集約化推進室の連名で実施するが、発送・集計事務は集約化推進員が対応 <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者からの問合せ対応は市町が担当
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化推進員が紙図面に色塗りして図示化 ・集約化推進員がエクセルで回答内容を集計 <p>→紙での整理が大変なので、令和2年度からは QGIS を導入（試用品中）</p>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、1市4町で2,142ha、1,065名を対象 →集約化推進員2名（週2勤務）で回答の整理に約1ヶ月半要した。 →集積計画策定までを考えると、今後もこれくらいの規模で実施
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査票に連絡先としてメールアドレスも書いてもらうことにした。（令和2年度～、秩父市） ・林地台帳上の所有者に送付している旨の注意書きを強調
その他	<p>[過年度の実績]</p> <p>秩父市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 43名、148ha ・宛名不在 約2割 ・回答率 64%/71%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 53%/48%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・電話対応 1～2件/日（回答期間中） ・来客対応 1～2件/日（回答期間中） <p>長瀬町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話・来客対応はいずれも1件/週程度（回答期間中） <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答を得られていない場合も、団地化の検討段階で別途交渉
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化推進員と市町職員が森林所有者を個別訪問し、集積計画について説明し、同意取得（遠方の居住者には郵送で対応） ・現地踏査（集約化推進員の見立て等）に基づいて集積計画を策定することとし、事前に立木調査は実施しない。 ・境界明確化も集積計画の策定前には実施しない。 →集積計画の策定後、市町村森林経営管理事業を実施することとなった場合は、業務委託により立木調査や境界明確化を実施

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化推進員らと現地踏査し、団地化できるかどうかを判断 →基本は、意向調査結果のみで林班の2分の1の面積をカバーできるか（森林経営計画を立てられるか）も考慮 ・団地化するにあたり、意向調査の対象とならなかった森林についても別途調整し、一体として集積計画を策定できるよう交渉
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を実施した年度内に合意形成を図り、集積計画の策定まで仕上げる段取りで進める。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は3件、16.54haで集積計画を策定 ・現地踏査～所有者の同意取得（個別訪問）に約半年要した。
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月の集積計画は、申し出を活用
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画や配分計画を立てずに、林業事業体に斡旋する方法も考えたいが、意向調査票の情報の取り扱い（所有者の同意がなければ個人情報を提供できないこと）が課題 →今後、意向調査票の様式の見直しも検討
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は間伐2回を想定して15年で統一（林野庁「事務の手引」を参考にしたが、15年は長いと感じ、今後は要検討） ・存続期間満了後は、当該森林について森林所有者と林業経営者の間で関係性が構築されていることを念頭に、継続して経営管理権を設定しないことを想定 ・地域的に長伐期施業を基本と考えており、経営管理実施権を設定する場合にあっても、間伐が基本と考えている。 ・シカの被害が多く、造林・保育経費を留保させておく林業経営者の負担も考えると、主伐・再造林は現実的ではない。
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に木材を販売して得られた収益の額（実費）による精算とする。 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採等に係る経費について、見積額又は実行経費から算出することとし、実行経費が見積額を下回った際には、その差額について所有者還元することを明示している。
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<p>長瀬町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地化（作業道の設置）を想定し、共有者不明森林の特例措置の活用を検討 ※長瀬町の担当者は建設部局の勤務経験があり、所有者探索についても経験あり
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・共有林であっても、団地化を念頭に意向調査の対象とし、原則として共有者全員の同意を取り付ける（よほど不明者が多い状態になれば、合意形成に進める）考え

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を事業発注していないので、該当なし

積算の方法	//
当該業務に要した時間や工数	//
取組結果、改善点	//
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員（埼玉県からの出向者）が県から類似業務の資料を取り寄せつつ、積算資料を構築 <p>[立木調査・境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同上
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接経費にあつては、森林整備事業の標準工程「造林、保育及び間伐事業標準工程表（林野庁整備課長通知）」を使用 間接経費にあつては、治山林道必携に掲載の「森林整備保全事業設計積算要領（林野庁長官通知）」を使用 <p>[立木調査・境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 境界明確化の直接経費にあつては林野庁が示した業務参考単価、間接経費にあつては治山林道必携に掲載の「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（林野庁長官通知）」を使用 立木調査については、埼玉県農林公社に依頼し、公社が使用する歩掛を入手
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> 立木調査・境界明確化の事業の起案から業務発注まで約2か月、間伐の事業の起案から公告まで約1か月
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県意欲と能力のある林業経営体のうち、秩父地域（1市4町）で経営管理実施権の設定を希望する事業者 4者
経営管理実施権の設定	<p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林野庁「事務の手引」に基づき、選定委員会を設置し、民間事業者からの企画提案を選定要領・審査基準に基づいて選定 選定委員会は秩父地域森林林業活性化協議会幹事会の委員（市町（課長級）、県秩父農林振興センター（副所長）、埼玉県農林公社、秩父木材協同組合）で構成 事務局は各市町（秩父市の場合は、秩父市森づくり課） <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準は「事務の手引」の配点をそのまま使用 審査基準の所有者還元の配点が高いように感じ、もう少し、山づくりの方向性などを重視した方がよいように感じたとのこと ただし、定性的な基準であると採点が難しくなるので、どのように工夫していくかが今後の検討課題 提案書の様式に、森林施業以外に要する経費（管理、境界明確化）を入れることや、作業道を図示した図面の添付を求めするなど改善することとしている。

経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査結果等を踏まえ、集約化推進員と集約化分科会で森林経営管理制度で対応しないと判断した場合には、事業体に情報を提供していきたい。 ・現在のところ、意向調査の結果を断った例は無く、今後団地化の可能性が出てくるまで意向調査結果を保存しておく考え
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査結果だけでなく、その周辺での追加の合意形成を図り団地化を進めているところ。配分計画を策定する場合は、補助金の活用が必要であり、原則として森林経営計画を立てる考え

6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査結果や集積計画の一覧を図示するため、QGISの導入を検討（QGISを試用中） ※林地台帳システムは閲覧機能が中心であり、地図レイヤを追加する機能なし
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市4町に譲与される森林環境譲与税を集約化推進室の運営費に充当 ・市町村森林経営管理事業、境界明確化、立木調査等についても全額、森林環境譲与税を充当

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <p>秩父市・長瀬町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の所在が分からない ・意向調査の添付書類に記載された山林以外に所有する森林の有無を知りたい <p>長瀬町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地ごと買ってほしい ・寄付として受け取ってほしい <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成していないが、口頭で回答ラインを共有
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父市に近接する横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町には林業専門部署がなく、林務担当職員は他業務との兼務だったため、一町単独での森林経営管理制度の運用が困難な状況にあり、秩父地域森林林業活性化協議会（事務局：秩父市 環境部 森づくり課）を設置

4. 静岡県富士市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・静岡県が提供する「ふじのくに森林整備アドバイザー」の活用や県の出先機関（富士農林事務所）と連携（「森林環境譲与税等に係る地域協議会」を運営）し、森林経営管理制度を推進
- ・最終的には、林業経営者への再委託（経営管理実施権の設定）を念頭に、既存の集約化団地（森林経営計画策定済みの森林等）の周辺で優先的に意向調査を実施し、集約化団地に組み込んでいくなど、林業経営の効率化の観点から森林の経営管理を促進する考え
- ・森林経営計画の策定状況などを勘案しながら、地の利を活かせる事業者に意向調査や現地踏査を委託することで、経営管理実施権の設定の確実性を確保するとともに、集積計画の存続期間満了後に備え、森林所有者と林業経営者の関係性の構築を促進

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	(地域協議会)
説明会・広報活動	○	委託 (連携)	森林組合、森林組合連合会、 林業経営体 (県富士農林事務所)
意向調査		委託	森林組合、森林組合連合会、 林業経営体
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合、森林組合連合会、 林業経営体
立木調査・現地踏査	○	委託 (連携)	森林組合、森林組合連合会、 林業経営体 (県富士農林事務所)
境界明確化		委託	森林組合、森林組合連合会、 林業経営体
相続人調査 ※未実施	—		
市町村森林経営管理事業 ※未実施	—		

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
H31.4	意向調査から集積計画案の作成、同意取得までを外部委託（一括発注）
R1.6～9	意向調査（第1回）
R1.7	地区説明会の開催
R1.10	現地踏査（立木調査、路網線形の検討）

R1.10	経営管理権集積計画案の作成
R1.11	説明会の開催（所有者の同意取得）
R1.12	経営管理権集積計画の公告
R2.2	企画提案の募集、経営管理実施権配分計画案の作成
R2.3	経営管理実施権配分計画の公告
R2.5	意向調査から集積計画案の作成、同意取得までを外部委託（一括発注）
R2.8	意向調査（第2回）
R2.9	地区説明会

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	11,945ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	7,823ha	
うち、人工林	6,703ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 4,000ha	
森林経営管理制度に関する予算規模	13,061 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	13,061 千円	意向調査や所有者の同意取得、境界明確化の業務委託
森林経営管理制度を主に担当する職員数	4 名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業の専門部署 （有害鳥獣や地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 10 名（うち常勤 9 名、非常勤 1 名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 0 名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0 名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名 ・国・県等からの出向者 1 名 （平成 30 年度～2 代目） <p>※富士市職員 1 名も静岡県庁に出向するなど、人事交流</p> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに森林整備アドバイザー →月に 1 回程度活用（地域協議会や現地踏査での助言、説明会の運営支援など）
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに森林整備アドバイザー制度を運営し、市町村に技術者派遣（県が静岡県山林協会に業務委託。県が費用負担し、市町村は負担なしで活用可能。派遣回数の上限もない。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院等が過去に取得した航空レーザ計測データを解析し、C S 立体図、傾斜区分図、樹高区分図等をオープンソース化（ふじのくにオープンデータカタログとしてインターネット公表） <p>県富士農林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会に参画し、取組方針の策定等への助言や、地区説明会や集積計画策定予定地の現地踏査に同行する等を実施 →地域協議会は富士市、富士宮市、県富士農林事務所の三者協働で運営 ・経営管理実施権設定に係る民間事業者選定委員会の委員長、委員を務める。
他市町村との連携状況	<p>富士宮市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の構成員として参画 ・経営管理実施権設定に係る民間事業者選定委員会の委員を相互に務める。
民間団体の現状	<p>静岡県森林組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度や森林環境譲与税の創設を踏まえ、平成 30 年度に環境税推進室を新設し、順次増員（令和 2 年度から 5 名体制で運営） ・富士市をはじめとする県内市町村の意向調査、意向調査の事前準備（計画の策定等）、現地調査等の業務を受託 <p>森林組合・林業経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の体制下ではあるが、富士市管内で集約化施業に取り組む地元の森林組合、林業経営体が意向調査等の森林経営管理制度関連の業務を受託 ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 3 者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 4 者 ・市有林における事業発注 7 件、51ha（令和元年度） ※例年同規模で実施
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年頃 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税等に係る地域協議会（県富士農林事務所、富士宮市、県本庁や森林整備アドバイザー等も適宜参画） →森林環境譲与税・森林経営管理制度に関する市の基本方針書の策定、意向調査対象森林の選定や優先順位付け等
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿（森林経営計画の策定状況、施業履歴を含む）

	<p>→施業履歴のない森林を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーザ計測データの活用有無 有・無 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 →林地台帳作成時に登記簿、課税台帳の情報を活用 ・所有者情報の精度 約1割は宛名不在 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0%
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査対象地区を対象に、意向調査とセットで地区説明会、個別相談会を開催（意向調査票の送付後に説明会を開催する流れ） →意向調査業務と一括して業務委託（説明会には市や県も同席） <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報誌は未活用 ・説明会の様子は報道機関に情報提供し、地元紙で紹介してもらいつつ、取組について周知
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林環境譲与税による森林整備の基本方針」として、当面3年間の森林環境譲与税の用途の考え方や、森林経営管理制度を対象とする森林の考え方、集積・集約化する面積目標などを決定 →地域協議会で議論し策定（市長までは見せていない）
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前記のとおり、地域協議会で議論しながら準備を実施
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当面（令和元年～3年）にあっては、林業経営が可能かどうかを第一とする。 ①森林経営計画策定済みの森林に近接した人工林 ②路網の有無、路網新設の可否 ③森林資源が充実しているか 等
社会的条件	
その他	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の議論を経て、「森林環境譲与税による森林整備の基本方針」として、対象森林や優先順位を決定
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問事項を法定2事項に限定し、アンケート調査と称するなど、簡素化を重視 <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全3問（経営管理の現状と見通しを尋ねるのみ） ・地区説明会の案内（送付状を兼ねる） ・パンフレット（林野庁作成） ・森林経営管理制度を活用する際の注意事項

<p>発送方法</p>	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税台帳も参照し、現に所有している者に送付 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）を記入 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未対応 →ただし、宛名不在であったことについて、林地台帳に反映
<p>実施体制</p>	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合等へ業務委託 →調査票の送付、地区説明会の開催、回答の集計、図示化 <p>※県が公表する民間事業者である等の要件を満たした業者に対して、指名競争入札で契約の相手方を決定</p> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は地区説明会・個別相談会への出席、所有者からの問合せに対応 ・ 県も地区説明会・個別相談会へ出席
<p>集計方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者が、エクセル表に集計し、紙図面で図示化 →GIS や林地台帳システムへの反映は未実施
<p>取組結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査の事前準備（約1か月）、意向調査票の発送～説明会の開催、回答の提出（約1か月）、回収後～意向調査のとりまとめ（約1か月）
<p>改善方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に不備もなかったので、令和2年度も同様に進行
<p>その他</p>	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者数 155名、75ha ・ 宛名不在 約1割 ・ 回答率 67%/81%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・ 経営管理の委託を希望する割合 95%/90%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・ 電話対応 10件/週（説明会の案内時期のみ） ・ 来客対応 3件/週（説明会の案内時期のみ） <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査と地区説明会をセットで実施 ・ 設問数を絞り込むとともに、親しみが持てるように、調査票の冒頭に富士山をあしらったイラスト（市職員が作成）を配置
<p>関係者の支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査の内容について、森林組合連合会が相談に応じ、関係者で調整

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<p>[事前通知]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査結果を踏まえ、市で委託を受けるかどうかの判定通知を書面にて回答（併せて、所有者本人確認のための証明書類の提出等を求める。） <p>[現地踏査等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査により集約化が可能であるかを調査し、標準地調査や境界確認を経て集積計画案を検討 →森林組合や林業経営体等に業務委託 ※境界確認で所有者の立ち会いは求めず、図上において、施業実施範囲の合意形成のみ実施（簡素化を図った。） <p>[説明会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積計画策定の対象者向けに説明会を開催し、同意取得
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権を設定し、林業経営者に再委託できることを要件として、集積計画の策定可否を判断 →再委託の可否については、受託者の判断によるところが大きいが、地域協議会での議論や森林整備アドバイザーの助言も参考 <p>（他方、林業経営に適さない森林は、基本的には集積計画の対象森林とはせず、県の補助事業「森の力再生事業」等の活用を促進するなどの助言を行う。）</p>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査実施後1年以内を目処に集積計画の策定有無について所有者に回答することとしている。 →令和元年度は、年内に集積計画の公告まで実施 ・意向調査後に市の意向（上記の判定結果）を案内し、あらためて所有者から集積計画策定についての申出書を提出してもらい、集積計画の作成を進めることとしている。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は91件、52.4haの集積計画を策定 ・意向調査後1ヶ月を目処に申出書の受理まで行い、2ヶ月程度で現地踏査と集積計画案の作成、1ヶ月程度で所有者への説明・同意取得を進め、集積計画を年内に公告
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（今後、申出の提出があった場合も、意向調査を計画的に実施していることについて理解いただき、順番を待ってもらおう考え）
他の仕組みの活用	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営に適さない森林は、集積計画の対象森林とはせず、県の補助事業「森の力再生事業」等の活用を促進するなどの助言を行う。
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用間伐（搬出間伐）を経営管理の内容とした経営管理実施権の設定を基本とし、主伐の実施を想定した経営管理実施権の設定は考えていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は森林経営計画の一計画期間である5年プラス1年程度を基本とする。 <p style="text-align: center;">〔 存続期間満了後は、経営管理実施権の設定を受けていた林業経営者が引き続き所有者と経営受委託契約を交わし、森林経営計画に基づいて経営を行っていく考え 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者への利益還元に配慮するため、実際の木材販売収益が経営管理実施権を設定した際の見積額を超える場合は、その額を算定根拠として、利益を算出
契約関係	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画を策定し、補助金を活用できるよう、森林経営計画の策定に対する所有者への協力義務を明記 ・市町村が測量を実施し、境界（施業界）を明確化する努力規定を追加 ・所有者は森林施業の実施に支障がない範囲で当該森林を利用できる旨の記載を追加し、経営管理権（経営管理実施権）の設定により、所有権の一定の制限があることを明示
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では活用を想定していない
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業体から仕様書案を徴取し、それを参考に地域協議会で議論して仕様書を作成
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁の業務参考単価を参考に「森林経営管理業務委託標準積算基準書」としてまとめ、業務毎の歩掛を設定 ・歩掛調整として、難易度に基づくパーセント補正を盛り込む ・諸経費は考慮しない。
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期間として約3か月要した。 ※初回だったためと感じており、今後はもう少し速やかに準備できると考えている。
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁の業務参考単価はヘクタールあたりの歩掛であり、所有者1人当たりの所有面積が小さく、筆数が多い地域では手間のかかり具合が異なることから、令和2年度は受託業者の取組結果も踏まえ、面積あたりの所有者数に応じて補正を行うこととした。
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>[現地踏査、境界確認、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理意向調査と同様
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃

取組結果、改善点	//
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県が公表する民間事業者のうち、3者が経営管理実施権の設定を希望（令和2年7月現在）
経営管理実施権の設定	<p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林野庁「事務の手引」に基づき、選定委員会を設置し、民間事業者からの企画提案を「審査方法及び基準」に基づいて選定 選定委員会は地域協議会のメンバーで構成し、県富士農林事務所（所長と課長の2名）、富士市（部長と課長の2名）、富士宮市（課長1名）とする。 <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「審査方法及び基準」には、重点項目として高配点のオリジナル項目が設けられており、現地踏査の結果も踏まえながら、経営管理の方針や5箇年の事業計画などを提案させることとしている。また、所有者還元の観点から、正確な見積書を提出させるため、木材販売収入を、製材用・合板用・チップ用ごとに販売単価、販売材積を計算させることとしている。 <p>※審査基準については、市と県（富士農林事務所）で作成。令和2年度も現行のままに対応することとしている。（改良はなし）</p>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> 意向調査を実施した箇所は配分計画を策定し、林業経営者へ再委託する（市が仲介することとしている）ため、経営管理実施権を設定しない方法（例えば、林業経営体が直接、森林経営計画への編入を行う等）は考えていない。 <p>※意向調査等を通じて管内の森林の経営管理の状況を市が把握するとともに、市が仲介役となり森林所有者の信頼のもとで経営管理を進めていけるとの観点から、市が経営管理権を取得した上で林業経営者につないでいく現在の進め方を基本とした。</p>
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権の設定にあたり、森林経営計画の策定は必須と考えており、森林所有者にも協力するよう依頼するとともに、企画提案の審査基準としても採用

6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> GISは静岡県のシステムを活用
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> 意向調査から集積計画策定までの業務委託費に充当

	<p>[県単独補助事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営者への再委託を見込めない森林については、森林環境譲与税ではなく、県の独自課税による補助メニュー「森の力再生事業」の活用を検討
--	--

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存続期間が満了した後はどうなるのか ・委託する際に費用負担はあるのか <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ対応マニュアルを作成し、対応
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を活用し、人材育成メニューの創設を検討

5. 岐阜県恵那市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・市内の森林整備の進め方の検討を目的に、林業の専門家による委員会（市長諮問機関）を設置し、森林経営管理制度の取組方針を検討。意向調査や集積計画案の策定業務などは森林組合や民間団体に外部委託することで市職員の業務量をカバー
- ・意向調査の実施順位は山地災害リスク等も組み込みつつ、管内の私有人工林を4段階に分類した上で、最も森林整備の必要性が高い「第1ステップ」に該当する森林の中から、所有者情報が明確かつ境界が明確な森林をモデル団地として設定し、モデル的な取組を進めている。
→4段階（第1～第4ステップの内容は後述）
- ・当面は市町村森林経営管理事業において、市による切捨て間伐主体で取組を進めつつ、将来的には針広混交林を目指す方針

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託 (連携)	コンサルタント会社、 (恵那市森林整備検討委員会)
説明会・広報活動	○	委託	森林組合、民間団体
意向調査	○	委託	森林組合、民間団体
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合、民間団体
立木調査・現地踏査		委託	森林組合、民間団体
境界明確化		委託	森林組合、民間団体
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	森林組合、民間団体

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.5～	恵那市森林整備検討委員会の設置（令和元年度は4回開催） 第1回（R1.5）：制度概要の説明、優先順位の検討、モデル地区の設定 第2回（R1.6）：委託事業の進め方、意向調査様式の検討
R1.8～9	説明会の開催（計3地区） 意向調査（第1回）
R1.10～12	現地踏査、経営管理権集積計画案の作成（第1回分）
R.2.1	経営管理権集積計画への所有者の同意取得
R2.2	経営管理権集積計画の公告（第1回分）
R2.2～3	モデル地区の隣接地を対象に追加で意向調査（第2回）を実施
R2.3	市町村森林経営管理事業（保育間伐）の発注
R2.8	意向調査（第3回）

R2.9	現地踏査、経営管理権集積計画案の作成（第2回分、第3回分の一部）
R2.10	経営管理権集積計画への所有者の同意取得
	経営管理権集積計画の公告（第2回分、第3回分の一部）
R2.12～R3.3	市町村森林経営管理事業の発注予定

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	38,663ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	30,127ha	
うち、人工林	19,066ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	10,460ha	森林経営計画未策定、過去10年間間伐未実施の森林（この全てを制度の対象とするものではない）
森林経営管理制度に関する予算規模	14,659千円	(令和元年度)
うち、森林環境譲与税の充当額	14,659千円	・意向調査の事前準備（林地台帳システムにレイヤ追加、登記簿情報との突合等） ・意向調査や現地踏査、境界明確化に係る業務委託 ・市町村森林経営管理事業（保育間伐）24.62ha
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・森林・林業の専門部署 (有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。)
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員6名（うち常勤6名、非常勤0名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 0名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名 ・国・県等からの出向者 0名 <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は外部委託で対応しているが、地域の森林に詳しく、意向調査から集積計画までを取りまとめできる適当な人材が見つければ、活用を検討

外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立森林文化アカデミーが、市町村担当者を対象とした実務研修を開催（年5回） →恵那市は、森林経営管理制度を主に担当する職員2名が全5回ともに参加 <p>岐阜県恵那農林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 恵那市森林整備検討委員会のメンバーとして参画し、意向調査の取組方針の作成、意向調査の実施手法、業務委託の積算・選定等に対する助言・指導
他市町村との連携状況	<p>中津川市</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度に関する意見交換を実施 →恵那市が中津川市と同様の林地台帳システムの導入を検討したことを契機に、平成29年度より実施。森林経営管理制度の進捗状況、課題等について年数回の意見交換を実施
民間団体の現状	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 7者 市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 4者 市有林における事業発注 7件、62ha（令和元年度） ※例年同規模で実施
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 恵那市森林整備検討委員会（恵那市、岐阜県恵那農林事務所、恵那市内の森林施業プランナー、恵那市内の岐阜県地域森林監理士で構成）
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林簿・施業履歴の整理を行い、林地台帳システムを改修（未整備人工林等の情報を追加） レーザ計測データの活用有無 有・無 →県が令和2年度事業で恵那市管内のレーザ計測データの解析を実施する予定なので、今後は活用する見込み <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林地台帳 登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 →林地台帳上の所有者と登記簿、課税台帳上の所有者を突合せ、所有者リストを作成（外部委託） <p>※課税台帳について、免税点以下の山林や保安林については、所有者情報の更新が行われておらず、現所有者を把握するものとして役に立たなかったとのこと</p>

	<p>【参考】所有者情報の精度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳上の所有者が不明である割合 12% (57名中7名) →住民票と戸籍の附票から死亡している旨を市が確認 ・宛先不明である割合 2% (50名中1名) <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・46% (森林以外も含めた市内全体の割合)
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の対象者向けに地区別で説明会を実施 <p>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、説明会は開催せず、資料の郵送で対応</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要を市の広報誌に掲載
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の優先順位等を恵那市森林整備検討委員会で検討し、関係者で共有 <p>○意向調査の優先基準 (7項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林である ・森林の手入れが遅れている (10年以上施業なし) ・山地災害危険地区、土砂災害特別警戒区域に指定されている ・地籍調査終了など境界が明確化された森林 ・環境保全林など森林経営計画が策定できない森林 ・地域からの要望により、まとまりがあり集約可能な森林 (地域の自治会長等が取りまとめて要望する形を想定) ・恵那市森林整備検討委員会が意向調査を必要と認める森林 <p>○モデル地区以外の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の取組を参考にモデル地区周辺から順次進める。
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会については上記の通り ・県が意向調査の説明会の運営支援 (説明会に同席)
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・私有人工林かつ、森林経営計画が策定されておらず、10年以上間伐の施業履歴がない森林 ・山地災害危険地区・土砂災害警戒区域、国土調査済を優先
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要望がある地区を優先 ・林地台帳、登記簿、課税台帳の突合せ作業から所有者リストを作成し、生存する登記簿上所有者を優先する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査済かつ山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域に指定された地域をモデル地区として設定し、先行的に意向調査を実施 (モデル地区に限らず、基本的には災害防止の観点を考慮していく考え) →令和2年度以降にあっては、経営管理実施権の設定を念頭に置いたモデル地区での取組も検討 ・意向調査の対象森林は次の4段階に分けて順次取り組む。 <第1ステップ> 国土調査済かつ山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒

	<p><第2ステップ> 国土調査済かつ山地災害危険地区</p> <p><第3ステップ> 国土調査済かつ地元要望の高い地域 市森林整備計画において、環境保全林にゾーニングされた地域</p> <p><第4ステップ> 対象森林全域へ</p>
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」をベースに、設問数を絞り込み、文字を大きくするなど回答者へ配慮 ・A4版2ページ ・回答用紙は別紙とし、対象森林を回答用紙内に一覧として記載 <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全4問 ・返信用封筒 ・パンフレット（林野庁の参考例） ・恵那市の管理方針に関する説明資料 ・位置図
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区説明会の参加者には手渡し ・欠席者には後日郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前準備で作成した所有者リスト（生存する登記簿上所有者） <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差し戻しがあった森林（令和元年度は1通）は集積計画対象森林から除外し、保留
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託（森林組合、地元の森林関係の民間団体） ・発送、回収（電話、再送による回答の督促を含む）及び集計を委託 <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料は恵那市で作成し、貸与 ・地区説明会には、恵那市が同席し、説明等を自ら実施 ・県も同席し、必要に応じて補足説明
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルで集計、紙図面に色分けし整理 →林地台帳システムへの取り込み機能を令和2年度に付与する予定

取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査票の発送～回収まで概ね2か月 →提出がない人に電話や個別訪問で回答を督促するのに、約2か月要した。
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催時に意向調査票を配布し、その場で回収することとするが、郵送で後日返送してもらう場合の回答締切は、説明会終了後概ね2週間とし、スケジュールを短縮
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 63名、81ha ・宛名不在 2% ・回答率 90%/93% (回答数÷送付数、人ベース/面積ベース) ・経営管理の委託を希望する割合 96%/99% (希望数÷回答数、人ベース/面積ベース) ・電話対応 5件 (調査票発出後1か月程度) ・来客対応 1件 (調査票発出後1か月程度) <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区説明会を開催し、その場で回答してもらう方式を採用 ・欠席者に対しては調査票を郵送し、受託者において回答の督促も行う契約とする。
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査票の内容について、検討委員会において議論

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者への説明、現地踏査・施業計画の作成、集積計画への同意取得等を業務委託（森林組合、民間団体） ・施業計画を作成するにあたり立木調査（標準地調査）は実施するが、境界は地籍調査の境界標を確認する程度であり、改めて現地立会いを求めたりはしない。 ・所有者への同意取得は個別訪問で対応（説明会等の催しものはしない。）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・切捨て間伐を念頭に置いているため、所有者情報を把握できた、境界を明らかにできた森林から順次、集積計画を策定し、速やかに森林整備に移行することとし、必ずしも面積的なまとまりが確保されることを要しない
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の回答結果の有効期限は1年間 →意向調査の実施～集積計画の作成までを1年間で実施
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は26件、24.62haの集積計画を策定 ・現地踏査、境界確認、集積計画の作成に約半年（現地踏査や境界確認には、早くても約3～4か月）は要する。 ・受託者から集積計画案の提出後、案の庁内承認までに約1か月 ・承認後、所有者の同意の取付け、集積計画の公告までに約1か月 <p>※地籍調査完了地区であっても、杭の確認、樹種や林齢の確認、間伐事業地から除外する広葉樹林の面積の算出のための現場確</p>

	認を行ったため、令和元年度は、約3~4か月ほど時間を要した。
申出の活用	・該当なし →個人からの1筆単位での申出は断る可能性もあるが、面的なまとまりを確保できるのであれば、申出も活用する。
他の仕組みの活用	・市では切捨て間伐の実施を念頭において集積計画の策定を行っていくこととしている。林業経営が成り立つ森林についてもモデル的に集積計画を策定し、林業経営者への再委託の実施にも取り組むが、基本的には、林業事業体における施業集約化、国や県の補助事業の活用につなげていきたいとの考え
計画の内容	
経営管理の内容	・切捨て間伐を主体とする。 ・存続期間は10年間とする。 →岐阜県の環境保全林整備事業（県の森林環境税を活用した事業）の協定期間を参考とした。
契約関係	
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・実績なし
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・市有林の業務発注資料を参考として作成 ※意向調査の業務委託と集積計画案作成の業務委託は別の事業として発注 →令和元年度は、事業の規模感（所要日数・工数等）の予想が立たなかったため、意向調査と集積計画は分割して発注したが、令和元年度の取組結果も踏まえ、令和2年度は意向調査と集積計画を一括して発注（規模感の見込みが立ったので、一括発注しても工数を概算できると考えた。）
積算の方法	・林野庁が提示した「業務参考単価」を参考にしつつ、委託業務の内容を踏まえ、歩掛を補正 ・技術者の労務単価は、市内の森林施業プランナーの労務単価の平均値とした。 ・諸経費は加算しなかった。
当該業務に要した時間や工数	・業務内容の検討から意向調査業務の発注までは3か月程度
取組結果、改善点	・令和元年度に事前準備から意向調査までの業務発注を一通り経験したので、それを雛形にして令和2年度は効率よく業務発注ができると想定
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・市有林の業務発注資料を参考として作成 [立木調査、境界確認、集積計画案の作成] ・同上

積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接経費は、森林整備事業の作業工程表を使用し、諸経費は森林整備保全事業設計積算要領（林野庁長官通知）を参照 ・条件（現場の難易度や立木のサイズ）に応じて、歩掛（直接経費）をパーセント補正 <p>[現地踏査、境界確認、集積計画案の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が提示した「業務参考単価」を参考にしつつ、委託業務の内容を踏まえ、歩掛を補正 ・技術者の労務単価は、市内の森林施業プランナーの労務単価の平均値とした。 ・諸経費は加算しなかった。 <p>※事業発注した感想として、境界確認の単価にあっては、もう少し増額してもよいと感じた。（境界標の確認のみならず、天然林等の施業除地を除く等の現地確認に時間を要したため）</p>
当該業務に要した時間や工数	・仕様書の作成、積算に概ね1か月
取組結果、改善点	・令和元年度に行ったモデル地区の事業発注の内容を雛形にして、令和2年度以降は効率よく事業発注ができると想定
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県意欲と能力のある林業経営者のうち、7者が恵那市内で経営管理実施権の設定を希望（令和2年6月現在）
経営管理実施権の設定	・今後モデル的に取り組んでいく予定
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化の観点からも、意向調査とその後の現地踏査の結果から、林業経営が成り立つと考えられるところについては、林業事業者の集約化施業につないでいきたいとの考え →ただし、森林経営計画の作成が難しい場合は、森林経営管理制度において事業を実施していくことも考えている。
森林経営計画の作成に関する考え方	

6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・GISは岐阜県の統合型GISを活用 ・林地台帳システムを改修し、森林経営管理制度に対応
都道府県等が作成した支援ツールの活用	・令和2年度にあっては、県が航空レーザ計測データの解析を実施し、恵那市に当該成果を提供する予定
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の準備から市町村森林経営管理事業まで一貫して、森林環境譲与税を充当（このほか人材育成などにも活用）

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none">・市に買い取ってほしい、寄付したい・何年間預かってくれるのか、費用はかかるのか・切った木材はお金になるのか <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none">・作成していない
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none">・まずはモデル地区から意向調査等に取り組んでおり、森林経営管理制度に係る経験を蓄積することとしている。一連の業務を習熟した上で、早期に優先実施箇所（第1ステップ）への対応に移行することとしている。・森林整備の担い手確保については、森林環境譲与税を活用し、現森林技術者等の定着に係る事業（研修費補助、防護ズボン購入補助、高性能林業機械レンタル、スマート林業）を実施

6. 岐阜県郡上市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・ 林業成長産業化地域構想に基づき川上・川中・川下の連携を進めるほか、森林経営管理制度の推進母体として、民間団体による協議会（郡上森林マネジメント協議会）を設立。協議会と郡上市、岐阜県の三者会議で連携を密にし、森林経営管理制度を推進
- ・ 100年後の将来像を見据えつつ、30年間の目標を設定した「郡上山づくり構想」に基づき、森林・林業施策を長期的目線で推進
- ・ 山地災害のリスクが高く、民家周辺に所在する森林等を対象に優先的に意向調査の実施、集積計画の策定を進めていき、市町村森林経営管理事業により市自ら間伐を実施していく方向を基本として森林経営管理制度を運用していく考え

※以降の記載内容は令和元年度の取組実績ベースで記載しているが、一部、令和2年度の取組実績が反映されている箇所もある。

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託	森林組合
説明会・広報活動		委託	郡上森林マネジメント協議会
意向調査		委託	郡上森林マネジメント協議会
経営管理権集積計画	○	委託	郡上森林マネジメント協議会
立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化		委託	郡上森林マネジメント協議会
相続人調査	○	雇用	建設部所属の登記専門員（会計年度任用職員）も協力
市町村森林経営管理事業		請負	

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H30	意向調査の準備（対象区域の抽出、該当森林所有者リスト及び意向調査案の作成）
H31.2	郡上森林マネジメント協議会を設立（事務局：郡上森林組合）
H31.4	森林経営管理法施行
R1.5～6	所有者リストの調整（所有者情報の追加確認）
R1.6	意向調査対象森林の概況把握（図上調査）
R1.9	地区説明会（座談会）
	意向調査（第1回）
R1.9～R2.1	意向調査とりまとめ、所有者探索、集積計画案作成の作成
R2.2	個別説明会の開催（集積計画案に対する所有者の同意取得）

R2.3	経営管理権集積計画の公告（第1回意向調査分）
R2.4～9	所有者リストの作成
R2.5	経営管理権集積計画の公告（第1回分；追加）
R2.9～	地区説明会（座談会）
	意向調査（第2回）
R2.5～R3.2	集積計画策定済み箇所の現地踏査、境界明確化、施業プランの検討
R3.1～	市町村森林経営管理事業の発注予定

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	92,456ha	農林業センサス 2015
うち、私有林	75,556ha	（現況森林面積）
うち、人工林	41,164ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	1,934ha	※当面優先して意向調査等を実施していく面積
森林経営管理制度に関する予算規模	13,118 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	13,118 千円	・意向調査の準備作業（図面作成、林地台帳の更新） ・意向調査・同意取得・集積計画案の作成に係る委託業務 ・協議会運営費
森林経営管理制度を主に担当する職員数	3 名	令和元年度

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・森林・林業の専門部署 （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 9 名（うち常勤 8 名、非常勤 1 名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 3 名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 2 名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 2 名 ・国・県等からの出向者 1 名 （平成 17 年度～ 8 代目） <p>※郡上市職員 1 名も岐阜県庁に出向させ、人事交流</p> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし

	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設部所属の登記専門員（会計年度任用職員）1名にも協力してもらい相続人調査を実施
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立森林文化アカデミーが、市町村担当者を対象とした実務研修を開催（年5回） →郡上市は、森林経営管理制度を担当する職員1名が計3回に参加 <p>岐阜県郡上農林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡上森林マネジメント協議会の構成員（オブザーバー）として県郡上農林事務所が参画
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度の進め方、森林環境譲与税の使途等について意見交換を実施 →県外では長野県、和歌山県田辺市、高知県香美市、鹿児島県曾於市、県内では下呂市等。近畿・東海・北陸市町村森林フォーラムの構成自治体（富山市、福井市、浜松市、豊田市、新城市、高山市）とも意見交換
民間団体の現状	<p>郡上森林マネジメント協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業成長産業化地域構想に基づき川上・川中・川下の連携を進めるほか、森林経営管理制度の推進母体として、民間団体による協議会を設立。協議会と郡上市、岐阜県の三者会議で連携し、取組方針を検討するほか、市から協議会への外部委託により、意向調査等を実施 <p>郡上森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡上森林マネジメント協議会の事務局。郡上市内で経営管理実施権の設定を希望する民間事業者のひとつ。同協議会が設立される前から、意向調査の事前準備を行うなど、市と緊密な関係 <p>県行政書士会</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者不明森林の探索支援として連携体制を構築（県が行政書士会と協議し、一筆当たりの標準単価を設定） ※郡上市での活用例はない <ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 4者 市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 25者 市有林における事業発注 2件、10ha/年程度
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 郡上森林マネジメント協議会の構成員（オブザーバー）として岐阜森林管理署が参画 岐阜森林管理署主催の現地検討会（長伐期施業）に参加

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡上森林組合（対象森林の抽出、森林所有者リスト及び意向調査案の作成） <p>※所有者リストにあつては、市自らも課税台帳や住民票等の情報で精度向上に取り組む。</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・森林経営計画 ・施業履歴 ・市森林整備計画のゾーニング（環境保全林） ・レーザ計測データの活用有無 有・<input checked="" type="radio"/>無 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>有・無 →登記簿ベースで所有者リストを作成し、登記簿情報では所有者を特定できない場合は課税台帳や住民票の活用や、自治会長への聞き取りを実施 ・所有者情報の精度 約5%は宛名不在 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ0%
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施に合わせ、対象地区で説明会（座談会）を実施 →説明会の案内文書を郵送するとともに、自治会長に説明会の周知に協力してもらった。 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報誌に森林経営管理制度のチラシを挟み込み（平成31年4月） →林野庁作成チラシを利用
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・計画や方針は定めていないが、優先して意向調査等に取り組む地区は決定し、関係者間で共有
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県地域森林監理士（県独自の有資格者）と協力し、意向調査の実施箇所として抽出した37か所の優先順位づけ（点数化）を実施 <p>【参考】優先順位の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地、山地災害危険地区、保安林への指定状況 ・過去に山地災害が発生した箇所等に基づいて点数化

対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画が作成されていない森林 ・ 郡上市森林整備計画のゾーニングにおいて、環境保全林となっている森林（最寄りの路網まで300m超、傾斜が30度超等） ・ 過去10年間、間伐の施業履歴がない
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策上、重要な森林（集落の裏山、崩壊により民家等に被害が起りうる区域） ・ 森林整備への要望が強く、防災意識の高い集落の周辺
その他	<p>[初年度の留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的な災害リスクが高い森林を優先的に選定 ・ 地元自治会長の協力が得られる地域に留意 <p>[当面優先的に取り組む森林]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記を勘案し、当面は、37箇所、計1,934haを優先的に取り組んでいく。
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三者会議（市、協議会、県）で協議し、実効性を高めるため、簡易なものとした。（経営管理の現状と今後の見通しの法定事項に限定） ・ A4版1ページ（片面） <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全4問 ・ 返信用封筒 ・ 位置図 ・ 所有森林の一覧 ・ 座談会の配布資料 <p>[配布方法の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座談会の欠席者のみ郵送で対応 ・ 送付用の封筒は市のものを使用
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座談会で配布し、当日回収。欠席者には後日郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備で作成した森林所有者リスト <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票に回答者の連絡先（氏名、住所、自宅電話番号、携帯電話番号、続柄）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税台帳、住民票等で宛先を確認し、それでも特定できない場合は登記専門員に依頼して所有者を探索 <p>※令和2年度からは、郡上市外への住民票等の公用請求もを行い、所有者探索に精力</p>

実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡上森林マネジメント協議会に業務委託（意向調査票の作成・発送・回収・取りまとめ） <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> 座談会の開催、現地立会など、所有者にアプローチする際には必ず市が同行・同席
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> エクセルで集計
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備（宛先の特定）に概ね2か月 →意向調査の実施を委託した後も宛名の特定作業を市が随時実施 郵送から回収・集計までは約2か月（催促の時間含む。） <p>※令和元年度に意向調査を行った地区（2地区）は、事前に森林所有者がほぼ把握できていたり、地域も非常に協力的であったりと、比較的スムーズだった印象</p>
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> 宛名不在による差し戻しを減らすため、市が保有する課税情報や住民情報を基に、所有者情報を正確に把握した上で、意向調査票を発送
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者数 60名、54ha 宛名不在 0% 回答率 95%/97%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） 経営管理の委託を希望する割合 82%/85%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） 電話対応 2件/年 来客対応 1件/年 <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 座談会開催時に、空中写真やC S立体図等の視覚的に分かり易い図面を用いて説明 座談会で意向調査票を配布し、その場でも回収 電話や調査票の再送により、回答を督促
関係者の支援内容	

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者との合意形成は、所有者の自宅訪問ではなく、所有者に集会所まで来てもらうことで対応 相続手続が済んでいない場合は、所有者に相続手続を依頼 対象森林の境界は概略の把握にとどめ、詳細な境界の明確化は集積計画作成後に実施 現地踏査や施業プランの検討も集積計画策定後に行うこととし、意向調査や集積計画策定の段階は図上検討の結果で進める。

要件	・意向調査で「市に任せる」との回答を得たところについては、基本的に全て集積計画を策定する方向で検討
タイミング	・意向調査を実施した年度内に集積計画まで進める計画 →意向調査票に有効期限は設けていない。
取組結果	・令和元年度は、33件、34.9haの集積計画を策定 ・集積計画の作成は約2か月要した（1月に案を作成し、2月に個別相談会・同意取得、3月末に策定・公告）
申出の活用	・実績無し →申出があれば対応を検討
他の仕組みの活用	・意向調査結果を事業体に斡旋することは想定していない。
計画の内容	
経営管理の内容	・スギ、ヒノキの人工林では間伐を1回以上実施するとの記載に加え、「民家等に隣接し倒木による被害を及ぼすおそれのある立木の伐採」も経営管理の内容と位置づけ ・意向調査の対象森林を「環境保全林」としていることから、経営管理実施権の設定は基本的には考えず、市町村森林経営管理事業で対応していく。
契約関係	・存続期間は10年間とし、基本的には搬出は行わない。
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	[令和元年度の探索実績] ・3筆32人を探索し、2筆18人を特定 ・1筆は特定できず →相続人が4百数十名になることが判明し、対象森林から除外
対応方針	・相続が発生していることが判明した場合は林務課で探索。相続関係が複雑な場合は、戸籍等の扱いに精通している郡上市建設部の登記専門員（会計年度任用職員）に協力依頼し、探索 [特例の検討有無] ・他市町村における特例措置の活用状況を見つつ対応を検討

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・市有林の事業発注で使っている資料を参考に、予定される業務内容を検討・精査し、作成
積算の方法	・治山林道必携の歩掛・単価を参考に積算（ただし、治山林道必携の人工数では高額になるため、委託見込み先である郡上森林マネジメント協議会にも見積りを依頼し、金額の妥当性を確認）
当該業務に要した時間や工数	・仕様書の決定や積算に概ね1週間程度を要した。
取組結果、改善点	・発注後に仕様書の記載通りに進まない点が生じたが、三者会議で対応策を協議して解決
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・事業の基となる施業プランを作成中であり、当該プランを踏まえ、仕様書の中身を検討

積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算は市有林の事業発注で使っている資料を活用 ・直接経費にあつては、森林整備事業の歩掛（作業工程表）を使用し、間接経費にあつても森林整備事業を参考（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」）とする予定
当該業務に要した時間や工数	・取組み中
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業者の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県意欲と能力のある林業経営者のうち、4者が郡上市内で経営管理実施権の設定を希望（令和2年6月現在）
経営管理実施権の設定	・環境保全林を対象として、切捨て間伐を優先して実施していく考えにあるので、経営管理実施権の設定を想定した森林経営管理制度の運用は行わない。
経営管理実施権の設定を行わない方法	〃
森林経営計画の作成に関する考え方	〃

6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査結果や集積計画の策定状況を林地台帳システムやGISでの管理を検討中 ・郡上森林マネジメント協議会では、ArcGISを活用
都道府県等が作成した支援ツールの活用	・特になし
財源の活用	<p>[森林整備地域活動支援交付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の事前準備（対象森林の抽出、森林所有者リスト及び意向調査案の作成） <p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡上森林マネジメント協議会の運営費用 ・意向調査や境界明確化、施業プラン作成等の業務委託費 →地域の森林に精通した森林組合OBや市職員OB等で組織化し、境界明確化の事前準備（地区内の取りまとめ、境界立ち会い等）も実施する予定（令和2年度） <p>[林業成長産業化地域創出モデル事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザ計測データの解析過程で作成した植生区分図を施業プランの参考資料として活用

7 その他

<p>森林所有者への対応</p>	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の対象森林だけでなく、所有する全ての森林を対象としてほしい ・自分で森林組合に管理を委託している場合は、自己管理に該当するのかわ <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成していない
<p>市町村が抱える課題への対応方策</p>	<p>[市と森林組合の取組を混同している者がいる]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催前に説明文書を送付するとともに、説明会時も丁寧に対応するなどの対応を検討 <p>[林地によって、相続権者の人数が多数にのぼる]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10名位までであれば探索は可能だが、数十人に及ぶ場合の探索は困難 →意向調査から市町村森林経営管理事業までのサイクルを意識し、ある程度の探索で見切りをつけ、次の箇所に移るという考え方をしている。 ※今後は3年サイクル（1年目に意向調査、2年目に境界明確化、3年目に集積計画の策定及び施業実施）を想定

7. 和歌山県有田川町

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・森林資源や森林の利用状況により、合併前の旧町単位で町内を3地域に区分。地域の実情に精通している森林組合に意向調査等を委託する地域と、町直営で意向調査等を実施する地域を設け、委託と直営の両方で森林経営管理制度を推進
- ・森林組合等の事業者の意見も踏まえながら優先順位付けし、委託地区は10年で、直営地区は4年で意向調査を一巡させる計画。町による市町村森林経営管理事業の実施と経営管理実施権の設定による林業経営者への再委託の両方を活用していく考え
- ・周辺市町村と協議会を設置し、協議会で専門員を雇用するなどの連携に依らず、県の支援組織を活用しつつ、町内部で組織の拡充を行い、多くの業務を自ら実施するなど、町に森林経営管理制度のノウハウを集積

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		
説明会・広報活動	○		
意向調査	○	委託	森林組合
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合
立木調査・現地踏査	○	委託(連携)	森林組合、(県)
境界明確化 ※地籍調査を活用するの で実施しない	—		
相続人調査 ※未実施	—		
市町村森林経営管理事業		請負	森林組合、林業事業者等

○これまでの取組経過(体制整備、関連予算の計上・執行等)

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.2	意向調査に関する説明会
H31.4	森林経営管理法施行
R1.7	意向調査業務を委託
	町の広報誌で意向調査を実施する旨を周知
R1.8	意向調査(第1回)
R1.9~10	意向調査結果の集計
R1.10~11	未回答者への催促(再送、電話、訪問)
R1.12	意向調査の取りまとめ・経営管理権集積計画の候補地の検討
R2.1~2	集積計画策定への同意取得(個別訪問)
R2.3~4	経営管理権集積計画の公告

R2.9	意向調査（第2回）
R2.10	市町村森林経営管理事業を発注
R2.12	経営管理実施権の設定に係る企画提案募集
R3.2	経営管理実施権配分計画を策定予定
R3.3	林地台帳システムの改修完了予定（森林経営管理制度への対応機能を付与）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	26,920ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	23,706ha	
うち、人工林	17,516ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 1,400ha/年	
森林経営管理制度に関する予算規模	10,462 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	10,462 千円	意向調査や集積計画の策定に係る業務委託
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2 名	会計年度任用職員 1 名を含む

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業の専門部署 （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 4 名（うち常勤 3 名、非常勤 1 名） <p>※令和 2 年度より、産業課林務班から林務課に分掌・拡充</p> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 0 名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0 名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名 ・国・県等からの出向者 0 名 <p>※課長は林務担当 4 年目、その他常勤職員は 2 年目 ※平成 30 年度から林野庁森林技術総合研修所の実務者研修や 県が提供する研修等を受講するなど、林務課の職員全体のスキルアップに取り組む。</p> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0 名（外部人材の雇用はマッチングに課題あり） <p>※地籍調査の専門員であった者を会計年度任用職員として林務課で雇用</p>

外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）わかやま森林と緑の公社に業務委託し、市町村支援として、実務研修開催と巡回支援を実施 ・森林経営管理制度に関する説明会の開催（令和2年2月） ・ラジオ放送等を通じた制度周知 ・過去に取得された航空レーザ計測データを解析し、微地形表現図や樹種・樹高区分図、収量比数の推定等を実施（令和2年度は有田川町管内のデータを解析） <p>有田振興局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の公社の巡回支援に同行するほか、町からの個別相談等に随時対応
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
民間団体の現状	<p>（一社）わかやま森林と緑の公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から委託を受け、市町村職員を対象とした実務研修、巡回支援等を実施（主担当1名で全県をカバー） ※公社には県の林務職員を派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 7者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 8者 ※町内の森林組合数は2者、林業事業体は9者 <ul style="list-style-type: none"> ・町有林における事業発注 1件、26ha（令和2年度） →町有林における事業発注は令和2年度が初めて
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合（意向調査の対象エリアの選定） →大字単位での10箇年の見通しは町で決定し、優先順位等は森林組合の意見を踏まえ調整
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・森林経営計画の策定状況を考慮するが、施業履歴は考慮しない ・レーザ計測データの活用有無 有・無 →県が令和2年度事業で解析を行うので、今後活用する予定 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 ・所有者情報の精度 約1割は宛名不在

	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 ・宛先不明の場合には、林務課内の情報や森林組合員名簿等を活用して、可能な限り住所を割り出し <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・82%（森林以外も含めた市内全体の割合） ※町村合併（平成18年）を契機に本格的に着手。あと5年程度で完了する見通し ※地籍調査課の若手の専門員は、地籍調査の完了を目途に林務課で雇用できないか検討中
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に森林所有者向けの説明会を町内2か所で開催 ・令和2年度は説明会を実施せず、町の広報誌、地区回覧を活用して周知 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の広報誌に森林経営管理制度の概要及び意向調査の協力依頼等を掲載（令和元年3月、7月） ・意向調査対象地区には、チラシを別途、地区回覧
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・大字単位とした意向調査の実施順に関する全体計画を策定（業務資料として使用） ・また、集積計画対象森林の要件、経営管理の内容や期間の基本的な考え方を「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」として策定（県振興局の助言を経て作成し、町長まで承認済）
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・私有人工林かつ森林経営計画が策定されていない森林 ・地籍調査が完了した地区 ・森林経営計画が策定されている森林の周辺 ・施業履歴は考慮しない ※天然林は対象外、法人所有でも人工林であれば対象
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町内を旧町単位で3地区に分け、2地区は森林組合に委託、1地区は町直営で意向調査を実施する計画 ・委託地区は10年、直営地区は4年を目途 ・意向調査対象地区は大字単位で設定し、森林組合の意見を踏まえ優先順位等を決定 ・1年間で事務処理できる分量（森林面積等）を勘案して設定
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」をベースとしつつ、委託期間や針広混交林化に対する考え方を追加で設問とした。 ・調査票と回答用紙は一体型。別紙に対象森林をリスト化し、山林の状況、管理の意向を記入 ・A3判2ページ <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全7問 ・返信用封筒

	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット（林野庁作成） <p>[配布方法の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の案内チラシを地区回覧（意向調査票に同封したチラシとは別に作成） ・親族の帰省時期（お盆）を狙って、意向調査票を送付 ・回答者には、今後の予定や協力依頼も兼ねたお礼状（ハガキ）を送付
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送 → 発送者リストの作成、宛名シールの印刷はエクセルで編集・出力 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（氏名、住所、電話番号（自宅、携帯）、メールアドレス、森林所有者との関係）の記入欄を設置 ・記入者が森林所有者でない場合に、森林所有者の連絡先（住所、氏名、電話番号）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務課や森林組合が所有する情報で宛先が確認できた場合は再送
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区を町が直営で、2地区は森林組合に委託 <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者からの問合せ対応は、町、森林組合ともに対応
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルで集計するとともに、林地台帳地図をA0サイズに印刷し、手書きで色分け
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は423名、1,465haを対象 → 調査票の発送作業で1ヶ月、回答の集計作業に2ヶ月、集積計画の候補地の選定に1ヶ月ほど要した。（8月～12月）
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回答結果のエクセルデータを林地台帳システムに連携させ、集計、図示化できるようにシステム改修を予定（令和2年度） → 字別・地目別のデータ抽出機能や集積計画策定状況の管理機能も付加予定
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 423名、1,465ha ・宛名不在 12% ・回答率 75%/82%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 43%/28%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・電話対応 3件/週（発送直後の場合） ・来客対応 1件/週

	<p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お盆の帰省時に合わせて8月上旬に意向調査票を発送 ・締切後に返信の無かった所有者に二次調査を実施 →調査票の再送や電話・個別訪問
関係者の支援内容	・意向調査票の文面確認、事業発注に係る歩掛の考え方の指導等

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画の説明用パンフレット、ヒアリングシート（いずれも公社が作成）を活用して所有者に説明、意向確認 ・同意取得は各所有者を個別訪問（2回） →1回目は制度の説明と所有者の意向の把握。その際に、入林の了解を得て、現地踏査を実施し、現況調査報告書を作成。 それを踏まえて、2回目の訪問で集積計画策定の同意を取得 ※現況調査報告書は近隣の自治体で使用されている現況調査簿を参考に町で作成 ・所有者への説明、現地踏査・施業計画の作成、集積計画への同意取得等を業務委託（森林組合） ※意向調査を町が直営で実施した地域については、現地踏査・施業計画の作成については森林組合に委託し、所有者への説明や同意取得については町が直営で実施 ※現地踏査や写真撮影から現況把握するだけであり、立木調査は集積計画策定後から間伐の事業発注の間で実施
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」で以下の要件を集積計画策定の要件として整理 ①森林経営計画の策定が期待できる山林 ②既存の森林経営計画と一体的な施業が期待できる山林 ③和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林 ④災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性がある山林 ⑤災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林 ⑥緊急に施業が必要とされる山林 ⑦概ね3ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林 ⑧町長が特に認める山林
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林経営管理事業を実施する予定の分については、意向調査実施年度内に策定していく計画 ・林業経営者に再委託（配分計画策定）が見込まれる地区は、森林組合等が行う周辺の施業との一体性を考え、時期を検討 ※基本的には、意向調査を実施した年度内に集積計画まで策定する（1年サイクルで実施する）考え
取組結果	・5件、25haで集積計画を策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画の候補地の検討に約1ヶ月（県や森林組合との定例会をを使いつつ相談し決定） ・森林所有者への説明、同意取得で約2ヶ月 ※8月に意向調査を実施すると、年内に対象地を選定し、年明けに同意取得、年度内に集積計画の公告くらいの段取りになる。
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>〔集積計画を策定する上で必要があれば、天然林等を対象に申し出を受理し、一体的に管理するという考えはあり得るが、積極的に申し出を受け付けている状況にはない。〕</p>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から、森林環境譲与税を活用して、町単独の補助事業（切り捨て間伐、13万円/ha）を創設 →一体的に管理し難いところは集積計画を策定せず、この補助事業を活用して、所有者と事業者の間で切捨て間伐を推奨することも想定
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は10年（主伐を含む場合は15年）で統一することを基本とする。 →大半の森林所有者は経営管理の内容を一任してくれるので、基本は間伐を実施。所有者の意向次第では主伐を行うことも可と考えている。 ・市町村森林経営管理事業を行う場合は、間伐を「1回以上」と記載し、2回目以降の実施は所有者と事前調整（柔軟に対応できるように記載を工夫） <p>※存続期間5年では、間伐を一度実施しただけで期間を経過してしまうため、10年を目安としている。</p>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権を設定する場合にあっては、「実際の販売収益または、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額のいずれか収益が見込める額」と記載することで、所有者に最大限の利益還元を行えるよう記載を工夫 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権を設定する場合にあっては、原則として見積額としつつも、「見積時から3年を超えて施業を実施し、当初見積額の1割超の増額が見込まれる場合は、施業実施時点で有効な「和歌山県が定める森林環境保全整備事業における標準単価」等の根拠に基づき、有田川町の了承を得た見積額を経費として算定」と記載することで、林業経営者の負担にも配慮 <p>※いずれも、公社との協議に基づき記載を検討したもので、県内の他の市町村においても採用されている記載</p>
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは意向調査で回答を得たところから優先的に集積計画の策定を検討（所有者探索には未着手）
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の業務委託と集積計画案作成の業務委託は別の事業として発注し、数量や業務内容の正確性を確保 →集積計画策定に係る予算規模を概算できるよう、意向調査結果を9月中には概数として把握し、10～11月の翌年度予算編成作業を行う（公社からの指導方針）
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が提示した「業務参考単価」を参考にしつつ、委託業務の内容を踏まえ、歩掛を補正 ・諸経費は加算しない。
当該業務に要した時間や工数	
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施から回答の集計等で受注者側との認識の違いが生じたことから、直営で実施した経験なども踏まえ、作業工程等を細かく設定し、作業の標準化を図った。 <p>【標準化した内容の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有林の場合は共有者全員に対し、意向調査を実施すること ・意向調査の回答結果に管理用の番号を付与すること ・回答結果等の綴り方や資料の印刷方法等、成果品のフォーマットを指定 ・回答の督促（調査票の再送、電話・個別訪問の実施）をすること →令和2年度の事業発注からこれらの留意事項マニュアルとして添付
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から提供してもらった森林整備事業の仕様書や町の土木工事の仕様書などを参考に町で作成 <p>[現地踏査、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県（有田振興局）と連携して作成
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算は、県から提供してもらった森林整備事業の積算資料を参考に町で作成 →直接経費に森林整備事業の作業工程表の歩掛を使用し、現場の実態に合わせて、パーセント補正。間接経費は森林整備事業を参考（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（林野庁整備課長通知）」）とした <p>[現地踏査、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算は、直接経費に林野庁の「業務参考単価」を使用し、業務内容に合わせて補正。諸経費はなし
当該業務に要した時間や工数	<p><私有林（3.78ha）の間伐発注の例></p> <p>【外業】 職員2名、所要時間4時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外周の境界確認・テープによる明示 ・プロット調査2か所

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業の除地確認 <p>【内業】職員 1 名、所要時間 6 時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の入力 ・ 施業方法の検討 ・ 施業費用の積算 ・ 書類作成
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然林との境界等、現場で気になった場所は、GPS 機能のあるカメラで写真撮影した。 →事務所で GIS 上に写真の位置情報を取り込むことで施業範囲を決定する際の目安となる。 ・ 今後、集積計画が増えてくると人員が不足する可能性があるので調査業務を外部に発注することも検討
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>【都道府県が公表する民間事業者の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県意欲と能力のある林業経営者として 7 者が経営管理実施権の設定を希望 <p>【管内の森林組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通年の事業安定につながるので、意向調査をはじめとする森林経営管理制度に積極的に取り組む考え（ひとつの森林組合では、意向調査等の事務を行う職員を 1 名増員）
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業経営に適すと考えられる森林については、企画提案を募集し、配分計画の策定を検討。集積計画を策定した森林全てについて企画提案を求めるのではなく、箇所をしぼって提案を求めることとしている。（林業経営に適さない森林については、同時進行的に市町村森林経営管理事業を実施） ・ 林業経営の適否については、集積計画策定時の現地調査の結果等も踏まえつつ、県有田振興局らに相談し決定 <p>【選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林野庁「事務の手引」に基づき、選定委員会を設置し、民間事業者からの企画提案を「審査方法及び基準」に基づいて選定 ・ 選定委員会の委員は、町（部長、課長の 2 名）、県有田振興局、わかやま森林と緑の公社及び京都大学和歌山研究林※の 5 名で構成 <p>※有田川町内（町の上流部）に所在</p> <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査項目や配点について、林野庁の「事務の手引」を採用。ただし、得点が高かったとしても、委員会の判断によっては、経営管理実施権を設定しないとすることもあり得る旨も明記
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町として意向調査を行っているので、原則は集積計画の策定、実施権の設定を通じて林業経営者につなぐ考え（意向調査結果を事業体に提供し、事業体による集約化は考えていない。）
森林経営計画の作成に関する考え方	

6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町独自の全庁統合型の GIS システムを活用 → 地籍調査済箇所の筆界や登記簿情報も閲覧が可能
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者説明用のパンフレット等（公社作成） <p>※令和 2 年度にあっては、航空レーザ計測データの解析結果や間伐事業の積算システムの提供を予定（県）</p>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査や集積計画策定の業務委託、市町村森林経営管理事業（間伐等）に充当 ・ 切捨て間伐への町単独補助事業（町単独、13 万円/ha）に充当 <p>[森林整備地域活動支援交付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会の開催に充当（平成 30 年度のみ）

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査とは何か（内容が理解できない） ・ 所有者からの申し出は可能か ・ 売りたい ・ 寄付したい → 森林の寄付の申し出の受け入れは考えていない <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルは作成していないが、問合せ内容を記録し、課内で共有
市町村が抱える課題への対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理制度をメインとする職員がいない中で、どのように専門員を確保していくかが課題（可能であれば、常勤職員としてしっかりと人員を確保したいところ）

8. 島根県安来市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・（一社）島根県森林協会内に、技術的助言や業務の受託、職員研修等を実施する支援組織として「森林経営推進センター」を設置（県及び市町村の森林環境譲与税から委託費を拠出して設立）
- ・安来市では、安来農林振興協議会内の緑化・森林部会（市、県東部農林振興センター、しまね東部森林組合；以下、協議会という）を活用し、地域の関係者と協同で森林経営管理制度を推進。ここに、森林経営推進センターの支援を加え、それぞれ役割分担しながら、制度を運用
- ・林業経営者から提案があった森林について、協議会の関係者が団地設定に向けた協議を重ね、再委託の見込みがあると判断できたことから、対象森林について意向調査を実施する形でモデル的に集積計画の策定まで取り組んだ。
- ・令和2年度以降は、事前の意向調査にも取り組みつつ、林業事業者からの提案も踏まえ、林業経営の成り立つ森林を中心として集積計画の策定を行い、林業経営者への再委託を通じ、地域の森林の経営管理を促進していく考え

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託 (連携)	森林経営推進センター、 森林組合、(協議会)
説明会・広報活動	○		
意向調査	○		
経営管理権集積計画	○	委託	森林経営推進センター
立木調査・現地踏査	○	委託	森林経営推進センター (森林組合に再委託)
境界明確化 ※未実施		委託	(調整中)
相続人調査 ※未実施	—		
市町村森林経営管理事業 ※未実施		【設計】委託 【施工】請負	

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
H31.4	森林経営推進センター設立
R1.5	協議会の活用（取組方針の検討）
R1.6	モデル地区候補地の検討
R1.7	モデル地区候補地の現地踏査 → 諸事情により団地化の検討を中断
R1.11	モデル地区候補地の再検討

R2.1	所有者への事業説明
R2.2	現地踏査
R2.3	意向調査（第1回）、集積計画案の作成、同意取得 経営管理権集積計画の公告
R2.4	安来市森林経営管理制度推進協議会の設置
R2.8	意向調査（第2回）の対象森林の抽出
R2.9	経営管理実施権設定に係る企画提案の募集、企画提案説明会の開催
R2.10	経営管理実施権配分計画の公告（R2.3分）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	30,289ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	22,497ha	
うち、人工林	7,152ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	6,399ha	森林経営計画認定が未策定の私有人工林
森林経営管理制度に関する予算規模	1,274 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	1,274 千円	・森林経営推進センターへの業務委託
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1 名	

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農業と林業の合同の部署 （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 3 名（うち常勤 3 名、非常勤 0 名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 0 名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0 名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名 ・国・県等からの出向者 0 名 <p>※市から島根県（東部農林振興センター）に 1 名派遣中</p> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>島根県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関する技術的支援や職員研修等を実施する支援組織「森林経営推進センター」を設立（市町村とともに委託費を拠出し、島根県森林協会内に設立） →県職員を 3 名派遣

	<p>→森林経営収支シミュレーションソフトの開発や、市町村業務マニュアルの作成・提供（詳細は後述）</p> <p>県東部農林振興センター（地域事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安来市農林振興協議会（以下、協議会）※の構成員として参画 ※令和2年4月からは、安来市森林経営管理制度推進協議会に形式を改め、協議会に参画 ・モデル地区設定に向けた林業経営者への働きかけ
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営推進センターが主催する推進連絡会議（年2回程度開催、県内15市町で構成）において、各市町の取組に関する意見交換を行う。
民間団体の現状	<p>しまね東部森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員として参画し、モデル地区の選定にあたり、情報提供及び事前調査を実施 ※森林組合でも集約化できていない地域の情報を提供してもらい、森林経営管理制度の対象として検討 ・島根県意欲と能力のある林業経営者の1者として、安来市で経営管理実施権の設定を希望 <p>森林経営推進センター（森林協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が会員として参画する（一社）島根県森林協会内に森林経営管理制度の運用を支援する組織として設置され、市町村業務の技術的支援を行う。隠岐地域4町村を除く県内15市町を対象とし、市町村と県からの受託費等で運営 ・県職員3名を含む6名体制 ・森林簿・林地台帳などの関連データの整理、意向調査の支援、協議会での指導・助言、企画提案書の審査、経営管理権集積計画案及び経営管理実施権配分計画案の作成、配分計画の進行管理等の支援など、森林経営管理制度全般に対する指導・助言、業務受託を行う。 ・各市町村の協議会にオブザーバーとして参加 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 4者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 2者 ・市有林における事業発注 3件、8ha/年程度
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県東部農林振興センター、しまね東部森林組合 ※令和元年度は、事業体（しまね東部森林組合）からの提案に基づきモデル地区の設定を協議会で検討

	<p>※令和2年度は、意向調査の事前準備を森林組合に委託 →市が選定した地域について、森林簿と林地台帳の情報を突き合わせる意向調査対象森林の抽出・整理作業を森林組合に委託</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・施業履歴を考慮 ・現地踏査で確認した情報を活用 ・レーザ計測データの活用有無 (有)・無 →県土木部が作成したデータをもとに森林経営推進センターが立体図等を作成し、境界明確化の参考資料として活用 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 (有)・無 →登記簿で登記名義人を確認。戸籍、住民票は活用していない ・課税情報の活用は、関係部局と調整中 →意向調査の実施状況、課税担当部署との調整状況を見つつ活用の有無を判断 ・所有者情報の精度 約2割は宛名不在 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25% (森林以外も含めた市内全体の割合) <p>※ただし、林地の進捗は全体よりも低い</p>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査を目的としたものは実施していない <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「広報やすぎ」で制度全体を紹介 (令和元年7月)
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の選定に向けて、協議会において、関係者 (市、協議会、県東部農林振興センター、しまね東部森林組合、森林経営推進センター) の役割分担表を整理 →役割分担は、今後の運用状況に応じて適宜変更 (市全域を対象とした計画等は作成していない)
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、森林経営推進センターの活動のとおり。
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・私有林 (人工林に加え、一体的に管理できる場合は天然林も含める。) ・施業集約化に取り組む事業者 (森林組合) からの情報提供に基づき、林業経営に適する地域を優先的に森林経営管理制度の対象とする。 →これらの情報や現地踏査の結果を踏まえ、所有者に対し意向調査を実施
社会的条件	
その他	
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」を参考

	<p>[配布方法の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積計画の策定までおおよその目処が付いた段階※で、対象となる森林所有者向けの説明会を開催し、その場で意向調査も実施し、集積計画案についても同時進行で説明 <p>※所有者に立入の許可を得て現地踏査を実施し、団地化の構想を先に練るのが当該地域のスタイル。団地化が上手く進みそうという感触を得た段階で、団地化に関係する者にのみ意向調査の回答を取り付け、速やかに集積計画案の説明、同意取得へ移行</p>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催時に対面で森林所有者に配布 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿で登記名義人を確認し、所有者を特定 →所有者情報を確知できない場合はモデル団地から除外 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者本人と特定できた方に直接、意向調査を実施 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・直営で実施
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に対象森林を図化し、森林所有者ごとに反映
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会時に意向調査票を回収
改善方法	<p>[令和元年度の反省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に団地化の構想を考えた後に、森林所有者への意向を確認するスタイルを採ったが、この方法では、万が一、市町村に経営管理を委託しないという回答を得た場合や関係権利者全員を把握できなかった場合等に、構想通りの集積計画の策定が困難となる（令和元年度は、林業経営者への再委託までを念頭としたモデルを形成することが目的であったため、これで良かった）。 <p>[令和2年度の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に森林所有者の意向も確認しつつ、団地化の検討も進めることとした。
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 4名、3ha ・回答率 100%/100%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理を委託する割合 100%/100%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催時に対面で森林所有者（本人）に直接手渡し
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の関係者で現地踏査を行うとともに、森林経営推進センターへの委託を通じ、事前に団地の収支試算や集積計画案を作成 →現地踏査の主体は市（森林組合が同行する場合もあり） ・森林所有者の同意は、説明会の開催時にその場で取得。説明会の欠席者には個別訪問で同意取得 →説明会の実施（制度の概要説明含む）、同意取得はいずれも市が対応
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・林業経営の効率化を念頭に置き、団地の大きさ、意向のまとまり具合を優先
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者の意向を確認後、速やかに（1ヶ月で）集積計画を策定
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での協議（月3～4回実施）を踏まえ、想定される施業内容や収益の支払い方法を1ヶ月程度で整理
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
他の仕組みの活用	
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的に管理できるものであれば、間伐等の経営管理を行う予定がない天然林等であっても経営管理権を設定することとし、必要に応じて作業道の開設等に活用 ・林業経営の効率化も考慮し、主伐が実施可能な森林では、主伐も可能とする。 ・存続期間は基本的に主伐後10年以上を想定し設定 ・主伐後10年間保育した場合には県の補助事業（3齢級以降は除伐可能）を活用し、所有者が管理を継続（経営管理権を更新（集積計画を改めて策定）することはせず、所有者に返す方針） →「手入れされたきれいな状態」のままで返すことで、所有者の自発的な森林経営のモチベーション維持にもつながることを期待
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者への還元額を考慮し、利益の算定方法において、あらかじめ提出した見積書のほか、有利となる場合は、実費での精算も認める内容とする。 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採等に係る経費は見積額で固定
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・ 外部委託していないので該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・ 現在のところ実績なし →市町村からの依頼に応じ、森林経営推進センターで、仕様書や設計書の作成を代行することとしている。
積算の方法	[市町村森林経営管理事業] ・ 森林整備事業の標準単価等を参考に積算する予定 ・ 森林経営推進センターが作成した、森林経営収支シミュレーションソフトウェアを活用することで、参考に市町村管理事業の負担額を算出することも可能
当該業務に要した時間や工数	・ 実績なし
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・ 島根県意欲と能力のある林業経営者のうち、4者が安来市内で経営管理実施権の設定を希望（令和2年8月現在） [管内の森林組合] ・ 事業規模の拡大に意欲的であり、森林経営管理制度を活用した団地設定に対しても協力的
経営管理実施権の設定	[選定委員会] ・ 安来市、県東部農林振興センター、森林経営推進センターの3者から5名以内 ・ 委員長は安来市の課長、県東部農林振興センターからも課長級が参画 [審査基準] ・ 林野庁「事務の手引」に準拠して作成し、項目立ては「事務の手引」と同様 →ただし、森林所有者に支払う金額への配点を相対的に下げ、地域への貢献度（地域の雇用創出等）の配点を高くした。
経営管理実施権の設定を行わない方法	・ 森林所有者の意向を踏まえて（例えば、市町村森林経営管理事業となった場合は利益還元が行われなくなる等の事情を説明し）、場合によっては、集積計画を策定し、林業経営者に再委託するという流れではなく、直接的に、林業事業者が策定する森林経営計画への編入で対応することも想定
森林経営計画の作成に関する考え方	・ 経営管理実施権を設定した場合には、すみやかに森林経営計画の編入（作成）するように指導

6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が使用している GIS システム「島根県森林情報システム」と同じシステムを導入 ・ 所有者情報の特定、境界明確化に要する業務負担の軽減と制度の推進に必要な基礎情報の提供を目的に、森林経営推進センターが QGIS を活用して立体図を作成し、協議会に提供 →安来市が登記簿の付属地図（団子図）、林地台帳（帳票）の基礎情報を提供し、森林経営推進センターが QGIS で整理
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>森林経営推進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集積した森林の経営判断を定量的、客観的に実施するツールとして「森林経営収支シミュレーションソフト」を令和元年度末に開発。市町村に提供し、試行運用。収益性の視点から団地化する森林を検討する際の基礎資料として活用可能 →林業の専門知識がなくても、伐採や造林の実施手法、実施時期などをエクセルに入力することで、団地の収益やコストを算出。GIS と連携することで上での団地情報の図化も可能。集積計画や配分計画の様式の出力や施業の管理台帳の出力も可能 →従来の森林簿の情報よりも精緻な情報の蓄積が可能 ・ 島根県版の市町村業務マニュアルの提供 →実務担当者の円滑な事務手続きを支援するために、島根県における独自の事務の流れをマニュアル化したもの。森林経営推進センターが作成し、各市町村に配布
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営推進センターの業務委託料に充当

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有山林の管理を市にお願いしたいがどうすればよいか →市外在住の所有者からも問合せあり <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応マニュアルは特に作成していないが、問合せ対応の内容を記録し、課内で共有
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査を直営で実施するか、外部委託するかの判断をはじめとして、森林経営管理制度の各段階の進め方について、市や協議会としても最適な進め方が判然としない中にあるので、森林経営推進センターからの情報提供（他市町村の取組状況等）を参考にしながら、順次検討を進めていく考え

9. 徳島県那賀町

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・徳島県南部地域の1市4町で協議会（とくしま南部地域森林管理システム推進協議会）を設置し、各市町が実施する制度の周知や意向調査の実施、相談窓口の業務などの共通事務を協議会に一本化することで効率化を重視するとともに、協議会にノウハウを集積する
- ・制度を幅広く周知するとともに、今後の進め方（優先順位等）を検討するため、那賀町では初年度（令和元年度）に、町全域の森林所有者（不明所有者除く）約5千人に対して一斉に事前の意向調査（事前調査）を実施。その結果等も踏まえ、令和元年12月以降、順次、地区ごとの意向調査（詳細調査）を実施するなど、二段階調査方式を採用
- ・制度を活用した市町村による経営管理の委託に加え、森林バンクの運用により、斡旋（所有権移転）業務も展開していく計画

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備		委託	ハローフォレスト阿南・那賀
説明会・広報活動	○	(連携)	(ハローフォレスト阿南・那賀)
意向調査		委託	ハローフォレスト阿南・那賀
経営管理権集積計画	○	(連携)	(ハローフォレスト阿南・那賀)
立木調査・現地踏査		委託	林業事業体
境界明確化		委託	林業事業体
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H27.7	森林管理サポートセンター設立
H30.5	森林経営管理法成立
H30.6	徳島県南部地域林業成長産業化協議会の設立（林業成長産業化モデル事業）
H31.3	説明会開催（主催：徳島県南部地域林業成長産業化協議会）
H31.4	森林経営管理法施行
R1.7	とくしま南部地域森林管理システム推進協議会を設立、ハローフォレスト設置 (協議会) 意向調査支援システムの整備、意向調査票の作成
R1.8	(那賀町) 所有者情報の再整理 (協議会) 意向調査パンフレット、ホームページ作成
R1.10	意向調査（事前調査） 町内所有者向けの説明会開催@那賀町

	(主催：とくしま南部地域森林管理システム推進協議会)
R.1.11	意向調査（事前調査）のとりまとめ
R1.12	不在村所有者向けの説明会開催@徳島市 (主催：とくしま南部地域森林管理システム推進協議会)
	意向調査（詳細調査；第1回）
R2.1	意向調査（詳細調査；第1回）のとりまとめ
R2.2～	意向調査（詳細調査；第1回）未回答者への電話、個別訪問による追跡調査
R2.5～	集積計画（案）及び協定による切捨間伐計画（案）の策定
R2.6	意向調査（詳細調査；第2回）
R2.9	協定による切捨間伐（モデル地区）事業契約
R2.10	経営管理権集積計画を公告
R3.1～	市町村森林経営管理事業（切捨間伐）の発注予定

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	65,873ha	農林業センサス 2015
うち、私有林	50,985ha	(現況森林面積)
うち、人工林	39,583ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	39,631ha	私有林のスギ林・ヒノキ林
森林経営管理制度に関する予算規模	50,212 千円	(令和元年度)
うち、森林環境譲与税の充当額	26,333 千円	・協議会負担金（説明会や意向調査実施を含む） ・林地台帳システムの機能強化 ・施業履歴や所有者の特定作業等の意向調査準備
森林経営管理制度を主に担当する職員数	4 名	

※私有林面積と森林経営管理制度を対象とする面積の不一致は統計数値の出典元の違いによる

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・森林・林業の専門部署 (有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。)
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 8 名（うち常勤 8 名、非常勤 0 名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 3 名 } 参事（県からの出向者） } 課長、課長補佐 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 1 名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名 ・国・県等からの出向者 1 名 （令和元年度～1 代目（県から））

	<p>※林業専門職としての採用ではないが、県立那賀高等学校森林クリエイト科卒業生を新卒採用し、林業振興課に配属</p> <p>※那賀町職員を県林務部局に出向させている。</p> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合から1名派遣（常勤） →令和2年6月30日で森林組合を退職し、7月1日からハローフォレスト阿南・那賀に在籍
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県（スマート林業課、南部総合県民局）が「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」の構成員として参画 ・令和元年度より、県職員が那賀町に出向（参事） ・森林環境譲与税を活用して、徳島県全県下の施業履歴のGISデータを整備中
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市・美波町・牟岐町・海陽町・徳島県・徳島森林づくり推進機構と「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設立 ・徳島県北島町と連携し、協定締結による林業体験や相互交流を実施
民間団体の現状	<p>とくしま南部地域森林管理システム推進協議会（以下、協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島森林づくり推進機構が事務局を担当し、実働部隊として、那賀町内に「ハローフォレスト阿南・那賀」を設置し、専門員を2名配置（県からの出向者、徳島森林づくり推進機構のプロパー職員） ※令和2年7月より、元森林組合職員が1名加わり、さらに10月に1名加わって、現在4名体制 <p>[構成メンバーおよび役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町 →意向調査の方針やモデル地区の決定等 ・徳島県（県庁スマート林業課、南部総合県民局） →技術的指導、助言 ・徳島森林づくり推進機構 →協議会の事務局、相談窓口及び意向調査の実施（ハローフォレスト阿南・那賀） <p>※協議会の下部組織として幹事会を設置し、取組状況等の情報を各市町の実務担当者から首長に報告する体制を整備</p> <p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知、相談窓口の運営、意向調査、所有者探索、集落説明会等の開催、「森林バンク」情報の収集、経営管理権集積計画案、経営管理実施権配分計画案の作成等 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 7者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 7者 ・町有林における事業発注 3地区 18ha程度（5箇年平均）
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関連したものは無し

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 1 月 事前準備開始 ・令和元年 7 月 協議会設立 →所有者情報の整理（不突合リストの再確認） <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会が意向調査票・パンフレットの作成、意向調査支援システムの整備を実施 ・意向調査の実施計画案をハローフォレスト阿南・那賀で作成し、実施区域や実施順等を那賀町で決定
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿、林地台帳 ・レーザ計測データの活用有無 (有)・無 →令和 2 年度は、徳島県からの提供データを活用して、町で解析（委託）を行い、その結果を今後の意向調査、境界明確化、施業等で活用する予定 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳ベースに、不動産登記簿、森林簿、課税台帳を突合し、対象者をリスト化 ・所有者情報の精度 3 割強は宛名不在 ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 (有)・無 →那賀町が相続人調査を実施 ・課税台帳に記載されない免税点以下の森林所有者の情報は、森林組合の古株の職員や、各地区の住民等への個別の聞き取りで対応 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%（令和 2 年 3 月末現在）
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 3 月：町内に森林を所有する方向け@那賀町 →説明会開催前にパンフレットを送付し、説明会の開催告知 ・令和元年 10 月：町内に森林を所有する町内在住者向け@那賀町 ・令和元年 12 月：不在村所有者向け@徳島市 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌で森林経営管理法の概要、ハローフォレスト阿南・那賀の業務内容の周知（令和元年 9 月号） ・協議会でホームページを作成。森林経営管理法の概要、意向調査の概要を説明するほか、意向調査への WEB 回答機能を付与
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画の区域計画のエリアをベースに、旧町村単位で町内を 18 ブロックに分け、バランスを考慮しつつ 5 年を目途に意向調査を実施する計画を策定（町長の決裁を経て確定）

関係者の支援内容	・協議会の支援内容は上記のとおり
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の私有林全域を対象 ・主な対象はスギ・ヒノキの人工林だが天然林も対象 →例えば、意向調査の対象の所有者が天然林も所有している場合等は天然林も対象とする。 ・林齢や施業履歴、境界明確化の実施有無は考慮していない →境界明確化が必要な箇所は、集積計画の策定前後で実施
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、旧町村単位でバランスを考慮しつつ、奥地（大規模所有）、集落周辺（小規模所有）という異なる条件の地区を対象 →ノウハウ集積のため
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域を地区単位で18ブロックに分け、筆数などをもとに事務量を均等化させながら、5年程度で調査予定
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会で作成 ・調査票と回答用紙は一体。選択形式で回答 ・事前調査用は、全4問、A4判4ページ →回答者の連絡先、所有者の確認、森林の所在や境界等の把握状況、現在の管理状況、今後の管理方法、制度活用の希望等を確認 ・詳細調査用は全6問、A4判6ページ →事前調査用の項目に加え、市町村への委託を希望する者に「その理由、委託までに要する準備期間、森林を手放したいかどうか等」を確認（集積計画の優先順位の決定や、早期に森林整備を希望する方の抽出等を判断する情報を得るため） ・回答者ごとにIDを付与し、意向調査票に記載されたQRコードからWEBでも回答できるようにシステムを構築 →回答結果をCSV出力し、GIS等と連携可能だが、現在は回答結果をエクセルで整理 <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒 ・地区説明会の開催案内 ・パンフレット（協議会で作成）
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳をベースに登記簿、森林簿、課税台帳を突き合わせた所有者リストに基づき送付 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、職業、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス）を記入。生年月日欄は、高齢の所有者の把握と、同姓同名の回答者の区別のために確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の所有者で、将来の森の管理について無回答だった場合には、電話等で意向を個別に聞き取り <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ作業を行うハローフォレスト阿南・那賀が那賀町に問い合わせを行い、那賀町が宛先等を確認
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会（ハローフォレスト阿南・那賀）
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査支援システムの導入でアンケート結果を入力管理し、調査結果をGISで管理。WEBの回答結果はCSV形式で自動保存
取組結果	<p>[全体概要調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発送作業 : 2週間 ・集計作業 : 1ヶ月 ・回答データ解析・図表化 : 2週間 <p>[個別詳細調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区数 : 2地区 ・発送作業 : 2週間 ・集計作業 : 2週間 ・回答データ解析・図表化 : 1週間 ・未回答者連絡先調査 : 1週間 ・電話連絡等 : 1週間 ・所有者不明森林の探索 : 令和2年1月～（調査中）
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ管理システムの導入 →電話、訪問による問い合わせ内容を紙ベースで管理していたが、過去の問い合わせ履歴検索を簡素化するためシステムでの集約することに変更 ・所有者不明時の特定方法 →連絡先等が不明な森林所有者をリスト化し、森林組合、町職員の各地域担当者に調査依頼を行った。
その他	<p>[過年度の実績]</p> <p>全体概要調査（町内全域の森林所有者への概要アンケート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 4,898名（不明者除く、重複あり） ・回答率 1,823名 = 37%（人ベース） <p>個別詳細調査（2地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 277名、1,804ha ・宛名不在 2～3% ・回答率 47%/67%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 67%/47%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） <ul style="list-style-type: none"> ・森林を手放したいを希望する者 30名程度 （意向調査で森林バンクへの登録を希望した者の数） ・電話対応/来客対応 10件程度 <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒の同封、WEB回答機能の付与、訪問による回答

	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が特定されていて未回答の場合（22名）には電話で回答を催促し、必要に応じ意向調査票を再送した。 ・WEBによる回答率は全体の約4%（130名中5名）
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の支援状況は上記のとおり

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの空中写真から対象森林の概況を把握（ハローフォレストが対応）した上で、町も同行し現地踏査を行い、間伐の必要可否等を判断 →集積計画を策定する段階では、詳細な立木調査は行わない（詳細の調査は、市町村が間伐事業を発注する段階で行うこととしている）。 ・境界明確化が必要な箇所は、森林組合等の林業事業体に委託して実施 →立会できる人には同行してもらい、GPS測量で対応 ・同意取得は個別訪問で対応（基本的には、ハローフォレストで対応するが、必要に応じて町も加勢） <p>※事前に説明会を開催したり、電話対応を入れることで、個別訪問は1回で済ませているのが現状</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・林業経営に適さない森林（手入れされてこなかった森林）を中心に選定 →意向調査は施業履歴等を考慮せず広範で実施していることから、意向調査後に集積計画を策定する森林を絞り込むこととしている。 ・林業経営に適する森林については、那賀町内の認定事業体を中心に情報提供し、森林経営計画を策定するなどにより森林整備を行ってもらう考え →その旨は別途所有者に説明することで対応 ・ただちに集積計画を策定することのできない森林については、意向調査票の取り扱いを保留（現時点では、集積計画を策定しないと断ることはしていない。） ・森林バンクへの登録を希望した人についても、必要に応じて集積計画の策定を促進 ・林業経営に適する・適さないの判断は、最終的に現地踏査により行うが、林道や作業道からの距離200mをひとつの目安としている。
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとにまとめつつ集積計画を公告 ・基本的には意向調査を行った年度内に集積計画の策定まで運ぶことが理想

	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の意向調査を5年間で行うという比較的大面積で実施することとしていることから、集積計画の策定が間に合わないところも想定されるが、まずは意向調査を速やかに行い、所有者の所在把握、相続等が発生する前に所有者の意向を把握しておくことを優先している（結果的に、集積計画の策定が後年に延びることもあり得る）。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> 3件、10haで集積計画を策定（令和2年10月速報値） 別の約147haの森林については、集積計画を策定せず、別途の協定による切捨て間伐を実施（R2.9～） 協定に基づく切捨て間伐の実施の事務も含め、説明や同意取得に約4ヶ月要した（集積計画の対象森林約10haであれば、電話対応1回、個別訪問1回、現地踏査に数日といったところ）。 <p>※集積計画の策定に要する事務量などの見通しも立たない中、事業発注の時期が遅れることは事業体としても喜ばしいところではなく、令和2年度にあっては、先行的に森林整備も実施していけるよう、既存の取組の延長として、協定による切捨て間伐を先行して実施。今後は集積計画の策定、市町村森林経営管理事業を中心として運用していく考え</p>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> 実績なし
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ハローフォレスト阿南・那賀が窓口となり、森林を売却したい・寄附したい場合は現在検討中の森林バンクへの登録を促し、意向調査とは別で情報を収集・蓄積している。（データはGISで整理） →意向調査で売却や寄附の意向を示した所有者の受け皿として森林バンクを位置づけ。登録要件は特に設定せず、地籍調査の有無も不問。今後、森林の売買の斡旋の方法、情報開示のあり方等を検討予定（システムの構築は林業成長産業化モデル事業の予算を充当）
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> 存続期間10年とし、切捨て間伐1回の実施を基本とする。 →存続期間については、あまり長期間にすることも現実的ではない一方で、事業実施後に皆伐が実施されることも望ましくないことから、皆伐禁止期間という意味合いも兼ねて10年としている。 林業経営に適しており、搬出間伐や主伐・再造林が実施できる場合は、集積計画を策定せず、林業事業体による集約化施策を促すこととする。
契約関係	
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の所在が把握できている森林から優先的に森林整備を行うこととしており、現時点で活用の見込みはない。 ※ただし、所有者の探索については意向調査の実施等と併せて行っていく方針
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・協議会で意向調査を実施するため該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行して実施した協定締結による切捨間伐の事業発注資料を準用 ※町有林発注や、環境林整備事業（国庫補助事業；所有者等との協定に基づく森林整備）の発注資料をもとに作成
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計・積算はハローフォレストで実施し、設計書（案）を町が確認した上で、町から事業発注 ・仕様書と同様、町有林発注や環境林整備事業の積算資料を参考として作成することを検討中 <p>[立木調査、境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の歩掛も参考に独自に積算
当該業務に要した時間や工数	・1週間程度
取組結果、改善点	・取り組み中
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県意欲と能力のある林業経営者（クール林業経営体）のうち、7者が那賀町で経営管理実施権の設定を希望（令和2年6月現在）
経営管理実施権の設定	・林業経営に適さない森林を中心として集積計画の策定を行っていくことから、経営管理実施権の設定は基本的には想定していない。
経営管理実施権の設定を行わない方法	・林業経営に適する森林については林業事業体に情報提供することを検討中
森林経営計画の作成に関する考え方	

6 業務ツール

GIS等機器の活用	・ハローフォレスト阿南・那賀が意向調査結果をGISで管理し、各市町と共有
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>[協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査管理支援システム ・窓口業務用の問い合わせシステム
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会負担金（説明会や意向調査実施を含む） ・林地台帳システムの機能強化

	<ul style="list-style-type: none"> ・施業履歴や所有者の特定作業等の意向調査準備 ・森林整備、担い手の育成確保 <p>※成長産業化の予算は、森林経営管理制度の事業には活用していない。</p> <p>[過疎債]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界明確化の経費は起債（過疎債）により確保 <p>→阿南市、美波町、牟岐町、海陽町は森林整備地域活動支援交付金を活用</p>
--	---

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林を売りたい ・寄付したい <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談での対応記録をデータベース化
市町村が抱える課題への対応方策	<p>[協議会による共通事務作業の負担軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事務局に（公社）徳島森林づくり推進機構を据えることで、市町村職員の人事異動に伴う事務作業の引継ぎや情報共有に関する課題が解消 ・制度を紹介するパンフレット等の資料を協議会に参加する1市4町が共有できる形で作成することで、共通事務に要する労力や経費の節減を図る。

10. 徳島県美馬市・つるぎ町

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・美馬市、つるぎ町、徳島県（西部総合県民局）が構成員となって「一般社団法人やましごと工房※」を設立し、市町村が行う森林経営管理制度の業務全般を支援
- ・間伐等を実施する林業経営体とは別の団体を設立し、意向調査業務等を担わせることで、設計・施工の分離の原則を維持するなど、独立性・公平性を担保する。このほか、美馬市・つるぎ町の業務を一手に集約することで事務の効率化や市町村のマンパワー不足の解決を図る。
- ・私有人工林に限らず、天然林なども含め、一体的に意向調査を実施することとし、森林経営管理制度を皮切りに、経営管理の促進のみならず、所有者情報の把握など情報基盤の強化も図る考え

※以降、一般社団法人の記載を省略

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備		委託	やましごと工房
説明会・広報活動		委託	やましごと工房
意向調査		委託	やましごと工房
経営管理権集積計画	○	委託	やましごと工房
立木調査・現地踏査 ※市町村森林経営管理事業 を行う場合のみ		委託	やましごと工房
境界明確化	—		【今後、やましごと工房で 実施予定】
相続人調査	○	委託	やましごと工房
市町村森林経営管理事業		請負	林業事業体

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H29 頃	森林管理受託団体の設立を検討
H30.5	森林経営管理法成立
H30.10	やましごと工房を設立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.6	森林経営管理方針の策定（やましごと工房が案を作成）
R1.7～	意向調査（第1回）
	意向調査（第1回）の回答督促

R1.7～	相続人調査
～R2.3	意向調査（第1回）の結果取りまとめ
R2.5～	意向調査（第2回）
R2.8～	集積計画（第1回意向調査分）に関する所有者説明会 森林所有者の同意取得
R2.11	やましごと工房が法人格を取得（一般社団法人化）
～R3.3	集積計画（第1回意向調査分）を公告

○基礎データ（美馬市）

項目	数量	備考
森林面積	29,177ha	農林業センサス 2015
うち、私有林	25,285ha	（現況森林面積）
うち、人工林	13,134ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	25,155ha	私有林全域を対象※
森林経営管理制度に関する予算規模	11,070 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	11,070 千円	やましごと工房に対する業務委託費
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1名	

○基礎データ（つるぎ町）

項目	数量	備考
森林面積	16,448ha	農林業センサス 2015
うち、私有林	14,070ha	（現況森林面積）
うち、人工林	8,800ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	14,969ha	私有林全域を対象※
森林経営管理制度に関する予算規模	7,870 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	7,870 千円	やましごと工房に対する業務委託費
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1名	

※私有林面積と森林経営管理制度を対象とする面積の不一致は統計数値の出典元の違いによる

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	美馬市 ・ 林業・農業分野を所掌 （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	美馬市 [定数] ・ 林務担当職員 1名（うち常勤1名、非常勤0名） [職歴・資格等] ・ 過去に林務経験のある職員 0名 ・ 大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名 ・ 有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名

	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等からの出向者 0名 <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>つるぎ町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員1名のみ（うち常勤1名、非常勤0名）
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県（西部総合県民局）が「やましごと工房」の構成員として参画。県民局農林水産部長が会長 ・立ち上げメンバーとして、県職員1名が兼務で対応 →令和元年度末で県を退職し、令和2年度から「やましごと工房」の職員として採用
他市町村との連携状況	<p>美馬市・つるぎ町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やましごと工房」の構成員として、美馬市・つるぎ町で情報共有
民間団体の現状	<p>やましごと工房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美馬市、つるぎ町、徳島県（西部総合県民局）が連携して「やましごと工房」を設立。森林経営管理制度の業務を全面的に支援 ・意向調査や計画策定支援、市町村森林経営管理事業の設計・監督業務を受託 ・市町村森林経営管理事業の実施は林業経営体とし分業 ・令和元年度は、徳島県からの「職務専念義務の免除」を受けた技術職員1名と元森林組合職員（森林施業プランナー）の2名で業務スタート ・令和2年度は、新たに2名の職員（元県職員、庶務担当）を雇用し、3名体制 <p>※業務量の増加に伴い、追加採用を継続中 ※令和2年11月に法人格を取得（一般社団法人化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 5者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 14者以上（美馬市、つるぎ町の合計） ・市有林における事業発注 1件、8ha/年程度（美馬市）
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関するものは特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やましごと工房で事前準備、説明会等を一体で実施

<p>情報</p>	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・レーザ計測データの活用有無 有・無 →美馬地域はレーザ航測が未実施（今後、測量が行われれば活用） <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 →地籍調査・境界明確化済みの森林を対象 ・登記簿・戸籍・住民票等の活用の有無 有・無 →林地台帳で宛名不在となった場合は、登記簿、戸籍、住民票等を活用し、相続人を探索 ・所有者情報の精度 林地台帳上では約2割は宛名不在 →探索することにより、最終的な到達率は95%超 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美馬市 約30%（令和2年3月末現在） ・つるぎ町 約47%（令和2年3月末現在）
<p>周知</p>	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会は行っていない（特に広報をしなくてもトラブル等発生していない）。 ※経営管理権集積計画の策定時には、対象者向けに説明会を行う。 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は新聞に意向調査の実施の周知記事を掲載
<p>計画・方針の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施や集積計画の策定、配分計画の策定方針を示す「森林経営管理方針」を策定 <p>〔マニュアル的なものとして策定したものであり、市長まで承認をとったものでもなく、公表も前提としていない。→やましごと工房が策定支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の作業フロー、年度毎の対象地を決めた意向調査の実施計画を作成（美馬市・つるぎ町内を15区域に分け、優先順位を決定） →やましごと工房が策定支援
<p>関係者の支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり
<p>対象森林、対象者の選定方法</p>	
<p>自然的条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林簿の人工林・天然林別の整理が正しいとは限らないため、天然林も含め、私有林全般を対象 ・調査は林班を単位とし、複数林班を調査する場合は、隣り合った林班を選定するなど、面的なまとまりを確保 →施業履歴は特に考慮していない。
<p>社会的条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一調査年度に一日町村内を調査 ・地籍調査又は境界明確化事業が完了したところを優先 ・地域バランス（調査箇所分布バランス）にも留意

その他	・ 1年あたりの調査対象者数を千人程度とし、15年で管内を一巡する計画
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やましごと工房が作成 ・ A4判4ページ ・ 調査票と回答用紙は一体 <ul style="list-style-type: none"> → 「回答者の連絡先、森林所有者の確認、意向調査対象以外の所有森林の有無」を記入形式で、「現在の管理方法、施業履歴、今後の管理方法の意向」を選択形式で記入 ・ 理解・関心を持っていただけるように、文字量を少なくし、分かり易い表記になるよう留意 ・ 回答者には抽選で賞品をプレゼント <ul style="list-style-type: none"> → 回収率向上を目的に、ふるさと納税の返礼品から賞品を選んでプレゼント（当選確率25%） <p>※賞品の有無による回答率の変化を把握するために令和2年度は実施しない。</p> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全11問 ・ 返信用封筒 ・ 調査依頼文書（市町名の文書で） ・ 森林経営管理法のPRパンフレット（やましごと工房作成）
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地台帳の現所有者を対象 <ul style="list-style-type: none"> → 林地台帳の現所有者の欄が空欄の場合は、不動産登記簿上の所有者に送付 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査票に回答者、実際の所有者の氏名や連絡先の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名不在で未達の場合は、戸籍と戸籍の附票を活用し、市町が所有者・現住所を把握。その後、やましごと工房で対応
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発送から回収・集計まで一貫して、やましごと工房が実施 <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍や戸籍の附票の請求は市町が実施（公用請求で対応） ・ 意向調査の問合せ先は「やましごと工房」とし、所有者対応も基本的には同社で実施
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査管理システムを開発し、情報を一元管理 <ul style="list-style-type: none"> → 本システムで意向調査結果の入力と集計を行い、入力データをCSV出力し、GIS上で地図化（所有界を色分け）
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査の実施期間は令和元年6月中旬～

	<ul style="list-style-type: none"> ・回答期間は約1か月（発出7月末、回答期限8月末） →723人に到達し、1回で返信があったのは81人。期限後2～3週間で督促（1回目：封書サイズのはがきで392人が返送、2回目：電話、3回目：書留での郵送）を行い、最終的に73%の返答があった。 ・1.5人で、美馬市・つるぎ町の合計で約1,800人分を処理
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の委託が無償であることを説明するため設問文に、「費用については案内チラシ「森林経営管理制度のご案内」を参照」と記載 ・意向調査票の案内チラシに回答者から多く寄せられる質問をQ&Aの形で整理 ・意向調査票の「あなたが森林所有者ですか→はい、いいえ」の確認事項において、相続の発生有無とともに、相続人のうち誰が事実上の所有者であるかの確認を行うよう設問事項を見直した。 →登記名義人から戸籍等をたどって現所有者を特定するのは労力を要するので、相続人調査を簡素化できるように意向調査の回答者から探索の端緒を得ようとの考え ・そのほか設問を再編しつつ、設問の数を減らした。
その他	<p>[過年度の実績]</p> <p>美馬市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 768名、1,727ha ・宛名不在 23% →当初172名が宛名不在として調査票が差し戻されたが、相続人調査等により127人を特定 ・回答率 69%/75%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 43%/36%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） <p>つるぎ町 ※美馬市とほぼ同様の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 671名、3,941ha ・宛名不在 17% →当初111名が宛名不在として調査票が差し戻されたが、相続人調査等により93人を特定 ・回答率 69%/67%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 43%/38%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 2～3件/週 （やましごと工房は50～60件、発送後1週間程度に集中） ・来客対応 1～2件/週（やましごと工房は5件対応） <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、はがきによる督促を計3回実施 →宛先不明で返送された者は戸籍等を調査し森林所有者と縁のある方を探し出し、改めて意向調査を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人調査により最終的に対象者の95%に意向調査票を送付できた。 →登記されている住所が記載された住民票の除票から本籍地を把握しようとしても、住民票の除票が処分されている等により本籍を把握できない場合があり、残りの数%は困難であった。
関係者の支援内容	・特になし

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の意向調査において、委託希望の意向があった所有者、意向を決めかねている所有者、無回答の所有者等を対象にした説明会を実施（令和2年度は、延べ3箇所、計4回の予定。つるぎ町も同程度の内容で開催予定） ・参加しやすさを考慮して、調査地区（山奥の地区）と役場で各1回開催（いずれも土曜日・日曜日、体育館等で開催）し、不在村者の参加を見込んで、徳島市内でも2回開催（土曜日の午後、夜の2部制で開催）する。 ・同意取得は書類の郵送により行い事務を簡素化 <p>※いずれも「やましごと工房」が対応</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の回答を得た森林については、基本的には集積計画の策定に進める。 →市町に預かってもらうだけでも森林所有者は安心できるので、間伐等の施業をしない森林や整備が必要でない森林についてもまとめて市町で預かる方向 ・林業事業者が森林経営計画を策定している森林の近くである場合など、林業経営に適すると考えられる森林については、集積計画を策定した後、配分計画を策定し林業経営者に再委託できるよう林業経営者と連携していく考え
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の同意が取れ次第、策定 →意向調査を町村単位で実施していくことから、集積計画の策定も町村単位でまとめて策定していけるよう進めていく考え ・意向調査を実施した翌年度中には、集積計画を策定していく →1年目：意向調査、2年目：集積計画の策定という1地区2年サイクルというイメージ
取組結果	・取り組み中
申出の活用	
他の仕組みの活用	・林業経営に適した森林についても集積計画を策定することとしており、現時点では、集積計画策定前に林業事業者へ情報提供することは考えていない。
計画の内容	
経営管理の内容	・林種、樹種、地利、地位などから判断し、「木材生産森林」、「公益的機能維持森林」、「健全な天然林」に分類し、目標林型に沿った経営管理を基本とする。

	<p><木材生産森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地位や生育状況を勘案し、60～100年の伐期を設定 ・存続期間は85年生になるまでとする ・主伐・再造林の実施も可とし、その場合の存続期間は、主伐後20年が確保されるように設定する <p><公益的機能維持森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度間伐による針広混交林化を指向 ・主伐・再造林は行わない ・存続期間は85年生になるまでとする <p><健全な天然林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界の管理、倒木・侵入木の除去などのみ実施 ・存続期間は30年 <ul style="list-style-type: none"> ・一計画に複数の分類が存する場合は、各分類ごとに設定した存続期間のうち、最も長い期間のものに合わせる。 ・経営管理に着手する前に森林の売買が行われたら、集積計画を取り消すこととする（着手した後に売買が行われた場合は、所有者名を変更して引き続き管理することとする）。 ・配分計画を策定せず、市町村が管理を行う場合は、原則として木材販売収入を上げるような施業は行わない。
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営者が企画提案で提出した見積額をもとに市が算定する。 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営者が企画提案で提出した見積額をもとに市が算定する。 <p>[森林所有者に金銭を支払う時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営者が森林経営計画の策定を行ったタイミングで支払うこととする。 <p>※主伐・再造林を実施する場合は上記の通り、見積額で固定し、林業経営者に見通しを立てさせた上で事業を実施させることとするが、搬出間伐の場合は上記の方法に限らず、事業実施後の実費をもって精算させるという方法も検討中</p>
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
対応方針	<p>〃</p>

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・現時点では未着手
積算の方法	・ドローンによる空撮、ドローン画像の画像解析システムを活用し、立木調査を効率化する方向
当該業務に要した時間や工数	・現時点では未着手
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・徳島県意欲と能力のある林業経営者（クール林業経営体）のうち5者が美馬市で経営管理実施権の設定を希望（令和2年6月現在）
経営管理実施権の設定	・該当なし
経営管理実施権の設定を行わない方法	〃
森林経営計画の作成に関する考え方	

6 業務ツール

GIS等機器の活用	・やましごと工房において、ドローン、GISを活用して情報を地図化（全体計画等も作成）
都道府県等が作成した支援ツールの活用	・森林経営管理システムの開発（やましごと工房） →意向調査に関して、所有者ごとの名寄せ、調査票等送付時の宛名印刷、業務の経過や進捗状況の把握、意向調査結果の集計、集積計画の内容説明の状況や同意取得状況の把握機能、CSV出力による林地台帳・GISとの連携機能を付加 →併せて、集積計画の策定支援システムを開発
財源の活用	[森林環境譲与税] ・「やましごと工房」への業務委託費 →意向調査の対象人数や集積計画策定の見込み件数で概算

7 その他

森林所有者への対応	[よくある問合せ] <ul style="list-style-type: none">・委託には費用がかかるのか・森林の所在が分からない・森林を買ってほしい・森林を寄付したい・相続登記ができない →問合せは主に「やましごと工房」で対応（市町村において、対応マニュアルの作成等を行っていない。）
市町村が抱える課題への対応方策	・林務専属の職員を配置できない市町村において森林経営管理制度を推進するため、森林経営管理制度の事務全般を支援する専門団体として「やましごと工房」を設置 →森林経営管理制度に関心を持ってくれた司法書士と連携し、相続登記支援サービスも開始。今後、山林売買の情報サイトも立ち上げる予定

11. 熊本県御船町

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・御船町には森林・林業を専門とする部署がなく、森林経営管理制度のみならず、林務行政の円滑な実施のためには、専門員の確保が課題であったため、地域林政アドバイザー制度を活用し、地元の森林に精通した元森林組合職員を雇用
- ・森林組合時代の知見やノウハウを活かし、森林所有者との合意形成や境界明確化活動も自ら実施するとともに、地域の森林や所有者に精通する人材も町が臨時雇用し、境界明確化を円滑に推進
- ・意向調査を10箇年かけて実施することとしているが、町の体制なども踏まえ、経営管理権の設定は行わず、森林組合等への情報提供や町単独による補助事業の創設などを通じて、経営管理を促進していく考え

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		
説明会・広報活動	○		
意向調査	○		
経営管理権集積計画 ※策定しない	—		
立木調査・現地踏査	○		
境界明確化	○	雇用	地元精通者 (元森林組合整備員)
相続人調査	—		
市町村森林経営管理事業 ※補助事業による森林整備を促進	—		

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
	地域林政アドバイザーを町が雇用
R1.5～	地区座談会の開催、意向調査（第1回）の実施
	意向調査対象森林の境界明確化作業
R1.6	森林管理システム（GIS,GPS）等の補正予算の確保
R1.9	地元精通者（境界明確化の作業員2名）を町が雇用
R1.10	第1回林業事業者との意見交換会（議題：森林経営管理制度について）
R2.2	地区座談会の開催、意向調査（第2回）の実施
R2.4	地域林政アドバイザー、地元精通者（境界明確化の作業員）を再雇用
	境界明確化作業、現況調査

R2.7	町単独補助事業（間伐）の要綱制定
R2.8	第2回林業事業者との意見交換会（議題：補助事業の活用等について）
R2.9	町単独補助事業（間伐）の補正予算の確保
R2.10	第3回林業事業者との意見交換会（議題：人材育成、担い手対策等について）
	町単独補助事業（間伐）の実施
	地区座談会の開催、意向調査（第3回）の実施

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	5,552ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	4,915ha	
うち、人工林	2,489ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 2,000ha	
森林経営管理制度に関する予算規模	4,659 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	4,572 千円	・森林 GIS の導入 ・境界明確化に係る現地確認・測量費用等
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1名	地域林政アドバイザー

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・農業分野が主管で林務も所管 （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林務担当職員 1名（うち常勤 1名、非常勤 0名） うち、地域林政アドバイザー 1名 <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に林務経験のある職員 1名 大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名 有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名 国・県等からの出向者 0名 <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時雇用 2名（過去の職歴：元森林組合整備員など、地元の森林に精通した方）
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>熊本県</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員向けの相談デスクを県庁内に設置（担当者は元県森林組合連合会の職員） 市町村業務を支援する巡回指導員を配置するとともに、支援業務を分析し、意向調査等のノウハウの集積・取りまとめ（県林業公社に委託）

	上益城地域振興局 ・管内市町の巡回指導を実施
他市町村との連携状況	・「かみましき林業担い手連携会議」（事務局：県上益城地域振興局）等を通じて管内の市町と取組状況等を情報交換
民間団体の現状	・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 7者 ・市町村森林経営管理事業に応募可能な民間事業者の数 7者 ・町有林における事業発注 0件
国有林部局との連携	・森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 4 月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 元森林組合職員を地域林政アドバイザーとして雇用し、直営で実施
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林簿 施業履歴や森林経営計画の策定状況は考慮しない。 →境界明確化を進めていく上でも面的にまとまって意向調査を実施する（所有者を確認し合意形成を図る）ことが望ましいとの考えに基づく。 レーザ計測データの活用有無 有・<input type="radio"/> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域林政アドバイザーが保有する情報や人脈をもとに所有者情報を把握し、確定させていくことを基本 林地台帳は使わない。 所有者情報の精度 不明 登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>・無 →必要があれば、登記簿、戸籍、課税台帳を活用 <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> 0%
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> 座談会を開催し、制度の説明と意向調査をセットで行う方式 開催案内は区長から周知 <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施しない
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 10 年間で意向調査を一巡させるおおよその計画は策定しているが、それ以上の詳細を定めた計画はない。 →林班単位で区割り（年間の作業量を考慮し、おおよそ 200ha×10 年を想定）

関係者の支援内容	・特になし
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部で比較的森林のまとまりがあるところから優先して調査 ・対象はスギ、ヒノキの人工林（天然林は対象にしない。） ・施業履歴、森林経営計画の有無は考慮していない。 →境界明確化を進めることを前提としているため、施業履歴や森林経営計画の有無にかかわらず、面的なまとまりをもって所有者に当たる方針
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・境界が明確化されていない地域から優先して実施 →境界が明確化されている地域は林業事業体の民間活動に任せることとし、町と役割分担
その他	
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」をベースとしつつ、森林の境界を把握しているか、現地の立ち会いが可能か、を追加で質問 ・調査票と回答用紙は一体型 <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全5問 ・地区説明会の配布資料（手渡し）
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住者には座談会での手渡し、欠席者には、個別訪問で対応 ・町外在住者には電話連絡後に調査票を郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域林政アドバイザーが保有する情報や人脈をもとに所有者情報を把握 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手渡しなので該当しない。
実施体制	・直営（地域林政アドバイザー）で実施
集計方法	・町の統合型GISで管理
取組結果	・200haの作業を進めるのに約8～9か月
改善方法	・森林を手放したいという意向が多いことを踏まえ、設問に加えることを検討中
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 52名、129ha ・宛名不在 0% ※所有者に直接手交し、対面で調査するため ・回答率 100%/100%（回答数÷送付数、人ベース/面積ベース） ・経営管理の委託を希望する割合 52% / 45%（希望数÷回答数、人ベース/面積ベース） ・電話対応 0件/週 ・来客対応 0件/週

	<p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住者には座談会での手渡し、または個別訪問で対応。町外在住者には電話連絡後に調査票を郵送することで、より確実な回収に努めた。
関係者の支援内容	・特になし

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画は策定しない。 ・事業体が行う森林整備につながるよう、境界明確化だけは先に町で実施しておく。 <p>[境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の委託希望の有無に関係なく、意向調査対象地において、境界明確化を実施する。 ・地元の森林に精通した協力者を臨時雇用し、現地確認、隣接所有者の洗い出し、境界確認を町が直営で実施 ・まず境界がわかっている所、施業履歴から境界がわかる所、協力者が境界をわかっている所を整理し、現地確認しなければ境界がわからない所を洗い出し ・所有者本人が現地立会いできない場合には、子に立会いを依頼したり、見取り図として情報提供を受け、現地確認の参考情報とする。 ・GPS 測量とし、プラ杭やテープでの表示として現地作業は簡素化する代わりに、位置座標を GIS で集中管理
要件	・集積計画は策定しない
タイミング	〃
取組結果	〃
申出の活用	・実績なし
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査の結果をもとに、林業経営に適する森林は森林組合等に情報提供し、森林経営計画に編入しながら経営管理を促進してもらう。 ・林業経営に適さない森林については、集積計画を策定し町が間伐を実施することに代え、森林環境譲与税で町単独の補助事業を創設したので、それを活用しながら森林所有者・事業体による経営管理を促進してもらう。 <p>[補助事業の概要]</p> <p>対象森林：スギ・ヒノキの人工林（4 齢級以上） 対象者：「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」又は御船町内に在する林業事業体等 採択要件：森林所有者と町との3者協定を締結すること 事業内容：間伐 補助内容：県の補助事業と同水準で補助</p>
計画の内容	
経営管理の内容	・集積計画は策定しない

契約関係	〃
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・活用を想定していない
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・該当なし
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業者の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」のうち7者が御船町で経営管理実施権の設定を希望（令和2年8月現在）
経営管理実施権の設定	・想定しない
経営管理実施権の設定を行わない方法	・林業経営に適する森林は森林組合等に情報提供することを通じて、経営管理を担保
森林経営計画の作成に関する考え方	・林業経営に適した森林は、森林経営計画を策定し、森林整備を促進してもらう。

6 業務ツール

GIS等機器の活用	・意向調査結果や境界情報についてGISで管理 ・ハンディGPS（境界明確化用）
都道府県等が作成した支援ツールの活用	・町単独の補助事業の要綱の作成支援
財源の活用	[森林環境譲与税] ・地元精通者の臨時雇用の人件費、測量事務費に充当 [特別交付税] ・地域林政アドバイザーの雇用経費に充当

7 その他

森林所有者への対応	[よくある問合せ] ・所有する森林を管理できない ・管理に必要な費用は払えない [対応マニュアル] ・作成していない
市町村が抱える課題への対応方策	・意向調査や境界明確化を実施できる面積に対して、森林環境譲与税の総額が少なく、町単独補助事業に充てる財源が不足している。

12. 鹿児島県鹿児島市

1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○森林経営管理制度に向けた市町村としての取組方針

- ・ 県が市町村を支援する組織として鹿児島県森林組合連合会（以下、県森連）に設置した「森林経営管理市町村サポートセンター（以下、もりサポ）」と連携し、森林経営管理制度を推進
- ・ 意向調査や経営管理権集積計画の策定、立木調査等の業務を県森連に委託しつつ、所有者への説明や合意形成の場面においては、市の出先機関（農林事務所）も受託者とセットになって対応
- ・ 意向調査を旧市町単位で実施することとし、説明会の開催による地域住民からの所有者情報の聞き取りなども行いながら、丁寧に取組を進めているところ。（令和元年度は1地区モデル的に取り組み、令和2年度は5地区で実施中）

○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託	県森連
説明会・広報活動	○	委託 (連携)	県森連、(もりサポも支援)
意向調査	○	委託	県森連
経営管理権集積計画	○	委託	県森連
立木調査・現地踏査		委託	県森連(森林組合)
境界明確化 ※地籍調査完了地区から取り組んでいる	—		
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業 ※未実施	—		

※令和元年度は、県のモデル事業（森林環境譲与税を活用した市町村支援）の一環として、県から県森連に業務委託し、鹿児島市においてモデル的に意向調査等を行ったが、令和2年度は、鹿児島市から県森連に業務委託し、意向調査等に取り組んでいる。

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.7～8	意向調査対象森林の整理
R1.9	ドローン撮影
R1.9～10	意向調査の地区説明会
	意向調査（令和元年度分）

R1.11～12	立木調査
R1.12～R2.1	集積計画案の地区説明会
R2.2～	集積計画への同意取得
R2.4	意向調査（未回答者への再確認調査）
R2.7	意向調査（令和2年度分）の対象者リストの整理
R2.9	経営管理権集積計画の公告
R2.10～	意向調査の地区説明会
	意向調査（令和2年度分）
R2.12～R3.1	立木調査

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	29,519ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	23,988ha	
うち、人工林	10,636ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 7,000ha	私有人工林から森林経営計画が策定された森林等を除いた面積
森林経営管理制度に関する予算規模	2,816 千円	（令和元年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	2,816 千円	・意向調査等に対応した森林情報システムの整備 （GISに林地台帳システムを連携）
森林経営管理制度を主に担当する職員数	6名	本庁1名、農林事務所5名

2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・農業・農村と合同の部署 （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林務担当職員 6名（うち常勤6名、非常勤0名） <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に林務経験のある職員 3名 ・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 2名 ・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名 ・国・県等からの出向者 0名 <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし（今後、地域林政アドバイザーの雇用を検討）
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	・県森連に「森林経営管理市町村サポートセンター（もりサポ）」の設置・運営を委託し、市町村への助言等を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実務を例とした森林経営管理制度に係る業務マニュアルの作成を県森連に委託（鹿児島市を含む2市をモデルとした、意向調査など一連の業務とその成果等に基づく業務マニュアルを作成） →市町村支援ツールとして、県内の市町村に提供 ・森林情報や所有者情報などを一元化するとともに、森林経営管理制度に関する帳票出力機能も持ち合わせたデータベース整備・システム開発を行い、市町村に提供 ・新たに、県地域振興局に職員を配置するとともに、市町村の林務担当職員向けの研修（現地検討を含む）も開催
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県鹿児島地域振興局管内の3市2村で構成する「地域連絡会議」（1か月に1回程度開催、事務局：県鹿児島地域振興局）等を通じて制度推進に係る協議、意見交換を実施
民間団体の現状	<p>鹿児島県森林組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの業務委託で、もりサポを設置・運営し、市町村への助言等を実施（県OBと県森連職員、臨時職員の計3名を配置） ・森林管理課において、県の委託事業（モデル地区における一連の実務とその成果等に基づく業務マニュアル作成）に取り組むほか、各市町村からの個別の委託契約に基づき、事前準備から説明会開催、意向調査、現地調査、集積計画案の作成など、市町村支援業務を受託 <p>かごしま森林組合（鹿児島支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から県森連が業務を受託し、県森連からの作業依頼に基づいて現地調査等に参画 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 5者 ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 9者 ・市有林における事業発注 2件、10ha/年程度
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度に関する連携は特になし

3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月 <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、県森連（対象森林の抽出、意向調査票の作成支援等） <p>(注) 原則として、令和元年度（県から県森連に委託したモデル事業）に基づく進め方を記載することとするが、令和2年度（市から県森連に委託した業務）に関する事項、進め方を変更した事項など、年度を表記する必要があるところについては、その旨明記している。</p>

<p>情報</p>	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林簿 ・施業履歴、森林経営計画の有無 ・ドローンを用いて作成した空中写真（オルソ画像） ・レーザ計測データの活用有無 有・無 <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳 ・所有者情報の精度 約3割は宛名不在（令和元年度の実施地区） <p>※林地台帳ベースでは、宛名不在が5割程度だったが、意向調査前に開催した説明会に出席した所有者、近隣住民への聞き取りにより、約2割の宛名不在を解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・無 <p>→さらなる集積に向けて、令和2年度からは登記簿や課税台帳の情報を活用し、所有者や相続人を把握するよう取組方法を改善</p> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49%（森林以外も含めた市内全体の割合） <p>※意向調査に取り組んでいる地区（旧町）は、地籍調査が完了している。（終わっていないのは合併前の旧鹿児島市のみ）</p>
<p>周知</p>	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査に先立ち、住民向けの説明会を開催 <p>※林地台帳上の所有者宛に説明会の開催案内を郵送し、宛名不在の状況を把握するとともに、説明会の出席者に聞き取りを実施</p> <p>※意向調査対象者に限らず、地区回覧で広く周知</p> <p>※地区説明会に先立ち、ドローンを用いて、地区ごとにオルソ画像の作成、動画の撮影を行い、住民への説明資料として活用</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに森林経営管理制度の概要及び意向調査の協力依頼、説明会の実施を掲載
<p>計画・方針の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事務の手引（林野庁）」や県が作成した業務マニュアルに準拠してモデル的な取組を進めていくこととしており、特段の契約や方針は定めていない。
<p>関係者の支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり
<p>対象森林、対象者の選定方法</p>	
<p>自然的条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私有林でかつ人工林 ・森林経営計画が未作成の森林 ・過去10年以上施業履歴がない森林 <p>※天然林は対象外</p>
<p>社会的条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度のモデル地区は、在村所有者が多く、自治会長の協力も得やすかったこと、公道や県有林の所在からも森林の位置情報を所有者に伝えやすかったことから選定 <p>※当面の間は、地籍調査が完了したところを優先</p>

その他	・令和2年度の5地区については、地域の林業事業体の事業計画も参考にしながら決定
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁「事務の手引」をベースに作成 ・調査票と回答用紙は一体。別紙に所在地、地目、面積、林小班をリスト化した上で、所有者の氏名・住所、共有の有無を記載してもらう。 <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全4問 ・返信用封筒（市の封筒） ・制度の概要
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送 <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前準備で作成したリスト →地区説明会の参加者への聞き取りにより所有者情報を充実化 <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票に回答者の連絡先（電話番号）の記入欄を設置 ・回答者が森林所有者でない場合や共同相続人がいる場合等は、当該森林所有者の連絡先（氏名、住所）の記入欄を設置 <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲の宛先を市で把握して再送 ・説明会の出席者に聞き取りを実施
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県森連に委託 ・問い合わせ対応は市と県森連が実施 →送付状の名前は市とし、問い合わせ先は市と県森連を併記、回答の返信先は県森連とする →送付用・返信用封筒は市のものを提供
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回答結果を一覧表に整理 →事前準備で作成した一覧表と共通のIDを付与することで、地図化が可能
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は115名、27haを対象 ・意向調査の事前準備に約2か月、意向調査票の発送～回収まで約1ヶ月、回答結果の整理に約2か月
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度については、林地台帳ベースで意向調査を実施した結果、宛名不在となる割合が高かったため、令和2年度の意向調査からは、事前の所有者情報の把握として課税台帳による林地台帳の所有者情報の更新を図り調査を実施 ・集積計画を策定するにあたり、面的なまとまりを確保する観点から、令和元年度のモデル地区において、市により未回答者への再確認調査を実施（令和2年5月～）

	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査票については、令和元年度と同様のものを使用し、説明会を開催した上で意向調査を実施するという流れは変更の予定なし
その他	<p>[過年度の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 115名、27ha ・宛名不在 約3割 ・回答率 36%/44% (回答数÷送付数、人ベース/面積ベース) ・経営管理の委託を希望する割合 39%/55% (回答数÷送付数、人ベース/面積ベース) ・電話対応 1件未満/週 ・来客対応 1件未満/週 <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会をセットにして意向調査を実施 ・市による未回答者への再確認調査を実施済 (令和2年5月～)
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県鹿児島地域振興局の担当職員に随時相談

4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査後に、対象森林の一部（代表地点）を地上レーザ（OWL）も活用した現地調査を実施 →「森林カルテ（連合会のオリジナル様式）」として、樹高や直径、立木本数等の数値情報や写真を添えて森林の現況を整理 ・制度の趣旨や筆ごとの対応方針、今後の事務手続きを記載した説明書、集積計画案を所有者に説明し、意向を確認 →県森連と市が一緒になって所有者を個別訪問して同意を取得（遠方の所有者には郵送） →集積計画の対象としない森林についても、個別に訪問し、その旨を所有者に説明（令和2年度から5地区で取組を進めるため、同様の対応となるか未定） <p>※いずれも、県森連に委託</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査や立地の結果を踏まえて、意向調査の回答を得た森林を区分 →林道や公道に接した森林にあつては、林業経営者への再委託を念頭にした集積計画の策定を検討し、林道や公道に接してはいるが比較的面積のまとまった森林にあつては、市町村森林経営管理事業を念頭にした集積計画の策定を検討 →広葉樹林化している森林、竹林が侵入している森林、立木がない森林、クヌギ林は集積計画策定の対象から除外 <p>※地域に精通した者の意見も必要と考え、受託者である県森連から森林組合にも協力を要請し、現地調査等に同行してもらうなど、組合系統で共同して対応</p>

タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者への個別説明を終え、比較的に面積がまとまった段階で、まとめて集積計画を作成 ・意向調査を実施した翌年度にまとめて集積計画にもっていくスケジュールを想定
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・18件、5haで集積計画を策定 <p>※令和元年度に実施した意向調査において「経営管理の委託を希望」した森林の約半分を集積計画としてまとめた。</p>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところなし
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・集積計画を策定した後に配分計画を策定し、林業経営者に再委託する方向としている。
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は10年とし、間伐を1回実施することを基本とする ・経営管理実施権の設定を進めることを理想としており、経営管理実施権を設定する場合と、されない場合の両方を定めておく ・巡視は年1回とする。 <p>※基本的な記載事項は、県が県森連への委託事業で作成した「森林経営管理市町村業務マニュアル」の記載事項及び県の指導に基づく。</p> <p>→県のガイドライン「森林伐採・搬出・更新の手引き（H24.2）」の遵守等のオリジナル事項が加えられている。</p>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に木材を販売して得られた収益の額（実費）による精算とする。 <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案時の見積額において経営管理実施権者の選定を行うが、実際の経費の算定は実費とし、林業経営者の提案のし易さ、リスク低減に配慮しつつ、次の点で企画提案の水準を確保（見積と実費が大幅に乖離することがないように、林業経営者に経営努力を行わせつつ、所有者がリスク負担することがないようにしている。） <p>① 伐採に掛かる経費は、単価（円/m³）を企画提案時に固定し、実際の搬出材積（m³）に応じて総額が変動するのみとする。</p> <p>→これにより、木材価格が下落した等により林業経営者が伐り控えても、林業経営者が見積総額に縛られないため、赤字を背負うリスクが下がる一方、所有者も単価増による負担は強いられないため、リスクを負うことはない。</p> <p>② 木材の販売経費は、実費とする。</p> <p>→販売経費は単価の大幅な変動が予想されないため、単に実費精算としても、見積と等しい相場（類する単価）で、搬出材積に応じた額により精算される。実費のため、林業経営者はいかなるケースもリスクは負わない。他方、森林所有者としては、伐り控えた場合は、経費として控除される額が見積額よりも小さくなるため、負担が大きくなることはない。</p>

	③ 実費が見積額を超えた場合は林業経営者の負担 →伐り控えた場合の経費負担にあっては、①と②により、林業経営者も森林所有者もリスクを負わない一方、増産し実費が上振れした際は林業経営者の負担とすることで、所有者負担が増えないように配慮
特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・現段階では活用を想定していない（取り組みやすいところから進める形を想定）
対応方針	〃

5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・鹿児島市以外で業務委託を発注した市町村の例も参考にしつつ、「事務の手引（林野庁）」の業務フローを参照して作成
積算の方法	・県森連から提示された見積を参考に積算 →県森連では、林野庁が示した業務参考単価や、治山林道必携、各県が公表する歩掛などを参考に見積書を作成 →この見積を参考としつつ、県鹿児島地域振興局と調整の上、市が積算
当該業務に要した時間や工数	・1地区あたり1日（担当者との打合せ半日、書類作成で半日）程度
取組結果、改善点	【参考】他市町村での実績も踏まえた県森連の感想 ・各市町村に上記の要領で見積を提示したところであるが、当該金額で十分対応できた例もあれば、想定以上に手間を要した（単価が足りなかった）例もあったとのこと。目先数年は実績をもとに改定を加えていく考え
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・実績なし（市有林の事業発注のものを活用する予定） [現地踏査、集積計画案の作成等] ・経営管理意向調査と同様を想定
積算の方法	[市町村森林経営管理事業] ・市有林の事業発注のものを活用する予定（森林整備事業の歩掛を使用したもの） [現地踏査、集積計画案の作成等] ・経営管理意向調査と同様を想定
当該業務に要した時間や工数	・実績なし
取組結果、改善点	〃
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」のうち、5者が鹿児島市内で経営管理実施権の設定を希望（令和2年10月現在）

経営管理実施権の設定	<p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の事例を踏まえつつ、あまり過重なものにならないよう委員構成や人数等を検討 →外部からの参画は県地域振興局から1名とし、それ以外の委員は市の内部で構成（委員長；部長級、副委員長；担当課長、委員；他課の課長、農林事務所の課長） <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事務の手引」の審査事項に加え、「効率的な木材生産の実施」と「当市における他の経営管理実施権配分計画の実施状況」の2点をオリジナルで追加。
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> ・検討していない
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合等の林業事業者が、既存の森林経営計画にあわせて経営管理実施権を取得し、一体的に森林整備に取り組む形を想定

6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型GISを活用（森林簿や林地台帳がレイヤとして付加） →連合会が使用したQGISについても試行中
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の準備から集積計画の策定まで一貫して、森林環境譲与税を充当

7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者からの問合せは特になし <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成していない
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・マンパワーの不足の解消として、地域林政アドバイザーの活用も視野に入れて検討

付録

付録（意向調査の傾向分析）

これまでの12地域の市町村の事例のほか、巻末付録として、令和元年度の意向調査の取組実績と令和2年10月13日付で全国の市町村を対象として実施した「意向調査の業務委託に関するアンケート調査」の結果も紹介する。

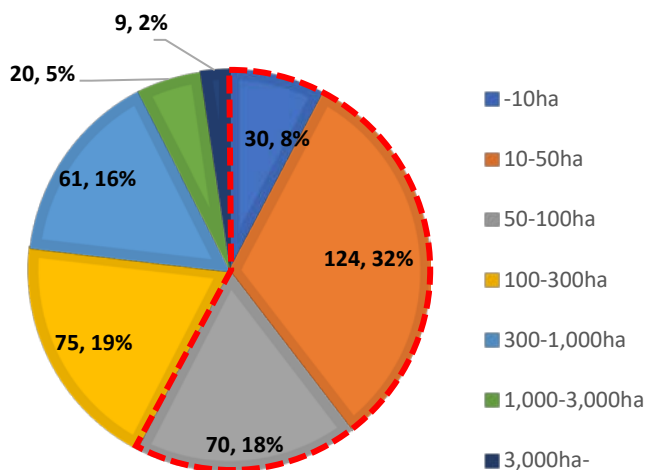
1 令和元年度の取組実績

💡 総括表

	意向調査票の送付数			意向調査への回答数／回答率			うち、委託希望の回答数 中段：回答数に対する割合 下段：送付数に対する割合		
	人数 (人)	筆 (筆)	面積 (ha)	人数 (人)	筆 (筆)	面積 (ha)	人数 (人)	筆 (筆)	面積 (ha)
総数	55,675	226,915	113,843	29,490 53%	111,556 49%	59,524 52%	15,273 52% 27%	58,510 52% 26%	22,590 38% 20%
中央値	54	150	74	62%	66%	70%	50% 28%	50% 28%	45% 26%

- ・ 回答率は、人ベース、筆ベース及び面積ベースで大差なく、概ね5割
- ・ 市町村に委託を希望すると回答した所有者は、回答数に対して、人ベースで5割、面積ベースで4割
- ・ 他方、意向調査票の送付数に対する委託希望の割合は、人ベースで3割、面積ベースで2割であり、これらが集積計画対象森林につながる可能性
- ・ 所有規模が小さい人ほど市町村に委託したいと回答する傾向にあると想定される。

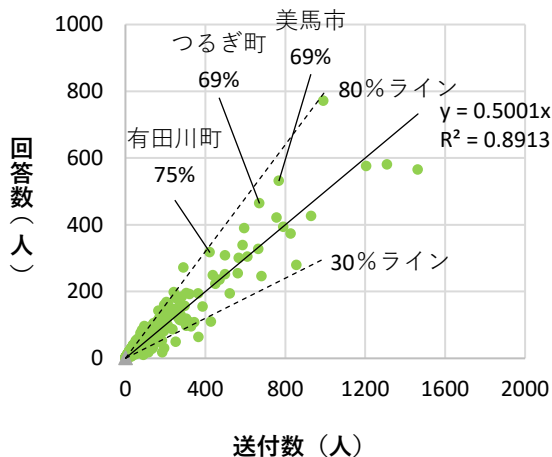
💡 意向調査規模別の市町村数とその割合



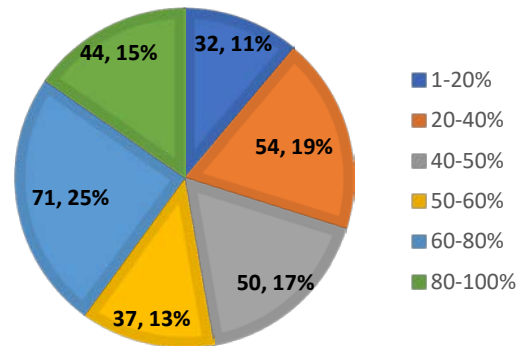
- ・ 6割の市町村は、100ha以下の規模（林班2～3個程度）で意向調査を実施

市町村別の回答率の傾向

●送付者数に対する回答者数の割合

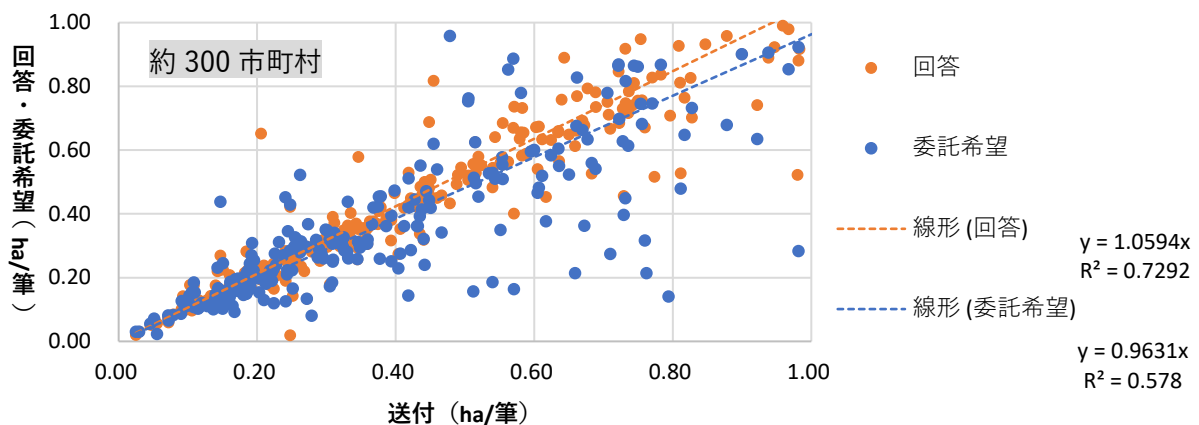


●委託を希望する所有者の割合別の市町村数



- ・市町村別にみると、回答率は3割から8割の間でばらつきがみられる。
- ・集落単位（数十名規模）で丁寧かつ確実に意向調査を実施しているところであれば、回答率100%という例もあるが、数百名規模で実施している場合の回答率は、良くても80%台
- ・回答率の高い市町村は、所有者情報の事前把握として固定資産課税台帳の活用や、意向調査を実施後、調査票の再送や電話・個別訪問による回答の督促を実施
- ・市町村別にみると、市町村に委託を希望する所有者の割合はまちまちであり、平均を下回る例も、上回る例も均等にある。意向調査の対象者（対象地）の狙い方や、調査票の設問項目により大きく変わる可能性

所有規模別の回答傾向



- ・令和元年度に意向調査を実施した390市町村のうち、4分の3（約300市町村）は、平均して1ha/筆以下の比較的小規模な所有者を対象に意向調査を実施
- ・市町村別の平均に過ぎないが、意向調査の送付ベースの平均面積（ha/筆）に対して、回答した所有者の所有面積は6%ほど大きく、市町村に委託を希望する所有者は4%ほど所有面積の規模が小さい。
- ・つまり、所有規模が大きいほど意向調査に積極的に回答するが、市町村に委託したいという所有者の所有面積は小さいということが推察される。

2 アンケート調査結果

意向調査の実施主体

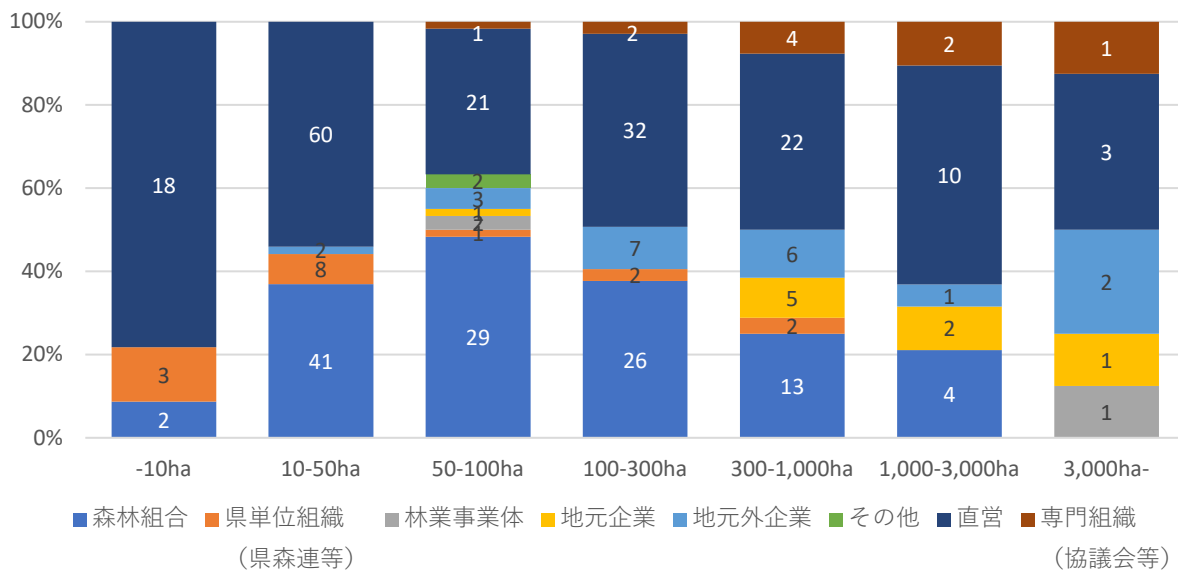
●実施主体の割合

実施主体	回答数	割合 (%)
直営	255	48
委託	240	45
専門組織 (協議会等)	24	5
その他	5	1
直営と委託	7	1
計	531	100

●委託先の割合

委託先	回答数	割合 (%)
森林組合	169	71
県単位組織 (県森連等)	18	8
林業事業体	4	2
地元企業	15	6
地元外企業	37	15
その他	3	1
計	246	100

●面積規模別の実施主体の構成割合



- ・直営で取り組む市町村と外部委託により取り組む市町村が半数ずつ
- ・外部委託で取り組む場合は、森林組合に委託する場合がその7割を占め、次いで地元外企業（航測会社や林地台帳の整備会社等）
- ・意向調査の実施規模が大きくなるにつれて、近隣市町村と協議会形式等の専門組織で確保した専門員による意向調査の実施や森林組合以外（企業）への委託の割合が増える傾向
- ・実施主体と意向調査の回答率には明確な傾向はみられなかったが、回答率80%以上を得た市町村は直営による実施か森林組合への委託において実現されていることがほとんど

💡 積算に用いた資料及び委託先別の積算方法

積算方法	回答数	割合 (%)		森林組合	県単位組織 (県森連等)	林業事業者	地元企業	地元外企業	その他	小計
業務参考	65	27	業務参考	66	3	2	1	4	2	78
治山林道必携	12	5	治山林道必携	10	1	0	0	0	1	12
県等の積算	55	23	県等の積算	46	6	2	1	2	0	57
見積徴収	97	40	見積徴収	49	9	0	8	30	0	96
その他 (独自積算)	20	8	その他 (独自積算)	15	0	0	3	2	0	20
計	249	100	計	186	19	4	13	38	3	263

- ・ 相見積もりの実施や、見積書から逆算の積算で事業発注した市町村が4割と、見積もりを活用する事業発注が最多
- ・ 林野庁が提示した業務参考単価を使用した市町村 65 のうち、そのまま使用した市町村は 14 (6%) に限られ、残りの 51 市町村は独自で補正を加えたり、諸経費を加算して使用
- ・ 都道府県や支援組織（県森連等）が作成した歩掛をもとに発注している例も2割ほどあったが、その歩掛の中身としては、業務参考単価や治山林道必携に掲載の歩掛のほか、地籍調査の歩掛（例えば、個別訪問等の工程）も参考にした例もあった。
- ・ 地元外企業に発注する際は、ほとんどが見積徴収によるものであったことも特徴的

💡 委託単価の相場

● 委託単価別の市町村数（頻度分布） ● 意向調査実施規模別の委託単価

	円/人	円/ha	円/筆		円/人	平均 (円)	円/ha	平均 (円)	円/筆	平均 (円)
-2,000円	9	15	34	-50人	24,197	-10ha	48,990	-100筆	7,842	
2,001-5,000円	25	21	37	51-100人	20,815	10-50ha	29,815	101-300筆	6,176	
5,001-10,000円	28	39	37	101-300人	12,606	50-100ha	16,115	301-1,000筆	5,258	
10,001-15,000円	29	22	15	301-1,000人	6,567	100-300ha	8,103	1,001-3,000筆	1,050	
15,001-20,000円	21	23	8	1,001人-	3,066	300-1,000ha	6,982	3,001筆-	346	
20,001-30,000円	15	13	2			1,000-3,000ha	4,445			
30,001-40,000円	14	6	1			3,000ha-	268			
40,001円-	14	12	0							
中央値	12,000	9,794	4,601	注：当該単価にどのような工程が含まれているかをアンケートで詳細に確認したものではないため、純粋な意向調査の工程のみならず、付帯する工程の金額も含み得ることに注意						
平均値	16,148	14,853	5,916							

- ・ 1人当たりの単価や1ヘクタール当たりの単価は1万円前後、1筆当たりの単価は5千円前後
- ・ ばらつきがあるものの、平均単価としては、実施規模が大きくなるにつれて小さくなる傾向

索引

1 意向調査の事前準備・方針

●：該当 ○：一部該当

市町村	事前準備				全体計画			対象森林			優先順位		
	GIS 解析 を 実 施	課税 台帳 を 活 用	戸籍 住 民 票 を 活 用	委 託 で 対 応	策 定 済 み	優 先 箇 所 の み 決 定	委 託 で 対 応	人 工 林 の み	施 業 履 歴 な し	境 界 明 確 化 済 み	地 域 バ ラ ン ス を 考 慮	林 業 経 営 に 適 した 森 林	林 業 経 営 に 適 さ な い 森 林
大館市	●	●		●	○		●	●	●	●		●	
登米市	●	●		○	●			●	●	●			
秩父市					●			●	●		●		
富士市		●		○	○			●	●		●	●	
恵那市		●	●	○		●		●	●	●			●
郡上市	●	●	●	○		●	●		●				●
有田川町				●	●			●		●	●		
安来市										●		●	
那賀町		●	●		●						●		
美馬市 つるぎ町				●	●		●			●	●		
御船町					●			●					
鹿児島市				●				●	●				
集計	3	6	3	8	8	2	3	8	7	6	5	3	2

2 意向調査の実施方法

●：該当 ○：一部該当

市町村	実施主体			周知			調査		督促			探索
	直営	委託	協議会	説明会	広報 新聞	チラシ 等送付	対面	郵送	電話	再送 ハガキ	訪問	する
大館市	●			●	●	●		●	●	●		●
登米市		●				●		●		●		
秩父市			●		●	●		●				
富士市		●		●		●	●	●				
恵那市		●		●	●	●	●	○	●	●		
郡上市		●		●			●	○	●	●		●
有田川町	○	●		●	●	●		●	●	●	●	●
安来市	●				●		●					
那賀町			●	●	●	●		●	●	●	●	●
美馬市 つるぎ町		●			●	●		●	●	●		●
御船町	●			●			●	○			●	
鹿児島市		●		●	●	●		●		●		
集計	4	7	2	8	8	9	5	11	6	8	3	5

3 集積計画・配分計画

●：該当 ○：一部該当

市町村	外業					説明 同意取得			集積計画の策定要件			内容・方針		
	現 地 踏 査	立 木 調 査	境 界 確 認	境 界 測 量	委 託	個 別 訪 問	説 明 会 等	委 託	広 く 策 定	絞 っ て 策 定	同 一 年 度 内 に 策 定	存 続 期 間	市 町 村 管 理 メ イ ン	再 委 託 メ イ ン
大館市	●		●			●	●		●		●	20		
登米市						●	●	●	●			15~20		
秩父市	●					●				●	●	15		
富士市	●	●		○	●		●	●		●	●	5+1		●
恵那市	●	●	●		●	●		●	●		○	10	●	
郡上市	●		●		●		●	○	●		○	10	●	
有田川町	●	●			○	●		○		●	●	10~15		
安来市	●	●		●	●	●						10+		●
那賀町	●					●				●	○	10	●	
美馬市 つるぎ町							●	●	●			20~30		
御船町														
鹿兒島市	●	●	●		●	●		○		●		10		
集計	9	5	4	2	6	8	5	7	5	5	7		3	2

4 付属 CD に掲載の参考資料

市町村	全体計画 方針書	意向調査票	パンフレット 説明資料	協議会規約	選定委員会 審査基準	その他	委託契約 仕様書
大館市	11	12	13		14, 15	16, 17, 18	19
登米市	21	22					23
秩父市				31, 32	33, 34		35, 36
富士市	41	42			43, 44		45
恵那市		51					52, 53, 54
郡上市	61, 62	63					
有田川町	71	72	73, 74		75, 76	77	78
安来市			81		82, 83		
那賀町		91	92	93, 94			
美馬市 つるぎ町	101, 102, 103	104	105				
御船町	111	112, 113				114, 115	
鹿兒島市		121			122, 123	124	

※表内の数字は、付属 CD に格納された電子ファイルの通し番号

令和2年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2126

メール：shinrin_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人 日本生態系協会